

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																				
<p>(1) 保管場所への影響評価 地震による保管場所への被害要因及び被害事象を第5-1表のとおり想定し、設定した保管場所が影響を受けないことを確認する。 なお、2011年東北地方太平洋沖地震時の被害状況を別紙(9)に示す。</p> <p>第5-1表 保管場所に対する被害要因及び被害事象</p> <table border="1" data-bbox="106 1297 905 1854"> <thead> <tr> <th>自然現象</th> <th>保管場所に影響を与えるおそれのある被害要因</th> <th>保管場所で懸念される被害事象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">地震</td> <td>① 周辺建造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）</td> <td>・損壊物による可搬型設備の損壊、通路閉塞</td> </tr> <tr> <td>② 周辺タンクの損壊</td> <td>・火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> <tr> <td>③ 周辺斜面の崩壊</td> <td>・土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> <tr> <td>④ 敷地下斜面のすべり</td> <td>・保管場所のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</td> <td>・不等沈下による可搬型設備の損壊・通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑥ 液状化による地下建造物の浮き上がり</td> <td>・浮き上がった建造物による可搬型設備の損壊・通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑦ 地盤支持力の不足</td> <td>・可搬型設備の転倒、通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑧ 地下建造物の損壊</td> <td>・陥没による可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象	保管場所に影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象	地震	① 周辺建造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	・損壊物による可搬型設備の損壊、通路閉塞	② 周辺タンクの損壊	・火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能	③ 周辺斜面の崩壊	・土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能	④ 敷地下斜面のすべり	・保管場所のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・不等沈下による可搬型設備の損壊・通行不能	⑥ 液状化による地下建造物の浮き上がり	・浮き上がった建造物による可搬型設備の損壊・通行不能	⑦ 地盤支持力の不足	・可搬型設備の転倒、通行不能	⑧ 地下建造物の損壊	・陥没による可搬型設備の損壊、通行不能	<p>(2) 地震による保管場所への影響評価概要 地震による保管場所への影響について、網羅的に①～⑦の被害要因について評価した結果、第3-3表に示すとおり影響のある被害要因はないことを確認した。被害要因に対する詳細な確認結果については、「(3) 地震による保管場所への影響評価」に示す。</p> <p>第3-3表 地震による保管場所への影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="940 468 1745 993"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①周辺建造物の損壊</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>②周辺タンク等の損壊</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>③周辺斜面の崩壊</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>④敷地下斜面のすべり</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>⑥地盤支持力の不足</td> <td>問題なし [接地区<支持力]</td> <td>問題なし [接地区<支持力]</td> <td>問題なし [接地区<支持力]</td> <td>問題なし [接地区<支持力]</td> </tr> <tr> <td>⑦地中埋設建造物の損壊</td> <td>該当なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	①周辺建造物の損壊	問題なし	問題なし	該当なし	問題なし	②周辺タンク等の損壊	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	③周辺斜面の崩壊	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	④敷地下斜面のすべり	問題なし	該当なし	問題なし	該当なし	⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり	問題なし	問題なし	該当なし	該当なし	⑥地盤支持力の不足	問題なし [接地区<支持力]	問題なし [接地区<支持力]	問題なし [接地区<支持力]	問題なし [接地区<支持力]	⑦地中埋設建造物の損壊	該当なし	問題なし	該当なし	該当なし	<p>(1) 保管場所への影響評価 地震による保管場所への被害要因及び被害事象を第5-1表のとおり想定し、設定した保管場所が影響を受けないことを確認する。</p> <p>第5-1表 保管場所に対する被害要因及び被害事象</p> <table border="1" data-bbox="1780 1262 2582 1932"> <thead> <tr> <th>自然現象</th> <th>保管場所に影響を与えるおそれのある被害要因</th> <th>保管場所で懸念される被害事象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">地震</td> <td>① 周辺建造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）</td> <td>・損壊物による可搬型設備の損壊、通路閉塞</td> </tr> <tr> <td>②周辺タンクの損壊</td> <td>・火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> <tr> <td>③周辺斜面の崩壊</td> <td>・土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> <tr> <td>④敷地下斜面のすべり</td> <td>・保管場所のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</td> <td>・不等沈下による可搬型設備の損壊・通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑥液状化による地下建造物の浮き上がり</td> <td>・浮き上がった建造物による可搬型設備の損壊・通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑦地盤支持力の不足</td> <td>・可搬型設備の転倒、通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑧地下建造物の損壊</td> <td>・陥没による可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象	保管場所に影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象	地震	① 周辺建造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	・損壊物による可搬型設備の損壊、通路閉塞	②周辺タンクの損壊	・火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能	③周辺斜面の崩壊	・土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能	④敷地下斜面のすべり	・保管場所のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能	⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・不等沈下による可搬型設備の損壊・通行不能	⑥液状化による地下建造物の浮き上がり	・浮き上がった建造物による可搬型設備の損壊・通行不能	⑦地盤支持力の不足	・可搬型設備の転倒、通行不能	⑧地下建造物の損壊	・陥没による可搬型設備の損壊、通行不能	<p>【島根】資料構成の相違 ・泊の資料構成は女川をベースとし、島根の審査知見を取り入れている。</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・島根は「2.概要,(8)屋内外作業に係る成立性評価の概要」に記載</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は、東北地方太平洋沖地震と同様な被害実績はない</p>
自然現象	保管場所に影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象																																																																																					
地震	① 周辺建造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	・損壊物による可搬型設備の損壊、通路閉塞																																																																																					
	② 周辺タンクの損壊	・火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					
	③ 周辺斜面の崩壊	・土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					
	④ 敷地下斜面のすべり	・保管場所のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					
	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・不等沈下による可搬型設備の損壊・通行不能																																																																																					
	⑥ 液状化による地下建造物の浮き上がり	・浮き上がった建造物による可搬型設備の損壊・通行不能																																																																																					
	⑦ 地盤支持力の不足	・可搬型設備の転倒、通行不能																																																																																					
	⑧ 地下建造物の損壊	・陥没による可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					
被害要因	評価結果																																																																																						
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																																																			
①周辺建造物の損壊	問題なし	問題なし	該当なし	問題なし																																																																																			
②周辺タンク等の損壊	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし																																																																																			
③周辺斜面の崩壊	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし																																																																																			
④敷地下斜面のすべり	問題なし	該当なし	問題なし	該当なし																																																																																			
⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり	問題なし	問題なし	該当なし	該当なし																																																																																			
⑥地盤支持力の不足	問題なし [接地区<支持力]	問題なし [接地区<支持力]	問題なし [接地区<支持力]	問題なし [接地区<支持力]																																																																																			
⑦地中埋設建造物の損壊	該当なし	問題なし	該当なし	該当なし																																																																																			
自然現象	保管場所に影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象																																																																																					
地震	① 周辺建造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	・損壊物による可搬型設備の損壊、通路閉塞																																																																																					
	②周辺タンクの損壊	・火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					
	③周辺斜面の崩壊	・土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					
	④敷地下斜面のすべり	・保管場所のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					
	⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・不等沈下による可搬型設備の損壊・通行不能																																																																																					
	⑥液状化による地下建造物の浮き上がり	・浮き上がった建造物による可搬型設備の損壊・通行不能																																																																																					
	⑦地盤支持力の不足	・可搬型設備の転倒、通行不能																																																																																					
	⑧地下建造物の損壊	・陥没による可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 保管場所の被害要因に対する評価方法及び結果 保管場所への影響について、第5-1表の被害要因ごとに評価する。 a. 周辺構造物の損壊及び周辺タンクの損壊に対する影響評価 ①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）、②周辺タンクの損壊 (a) 評価方法 周辺構造物の損壊に対する影響評価について、保管場所周辺の構造物を対象に、耐震Sクラス及び基準地震動 S_s により倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がないことを確認している構造物については、各保管場所への影響を及ぼさない構造物とする。 耐震Sクラス及び基準地震動 S_s により倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がある構造物については、外装材の落下による影響範囲を建物高さの半分として設定する。 上記以外の構造物については、基準地震動 S_s により損壊するものとし、各保管場所の敷地が、設定した周辺構造物の損壊影響範囲に含まれるか否かで評価する。 また、周辺タンクの損壊による地震随伴溢水や地震随伴火災、薬品漏えいによる影響が及ぶ範囲に各保管場所の敷地が含まれるか否かで評価する。 (b) 評価結果 保管場所周辺にて抽出した構造物について、損壊の影響範囲を評価した結果を第5-2表、抽出結果及び対応内容を第5-3表、第5-1図に示す。 また、外装材の影響に対する評価結果を別紙(11)に示す。</p>	<p>(3) 地震による保管場所への影響評価 a. 周辺構造物損壊による影響評価 ①周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等） (a) 評価方針 周辺構造物の損壊に対する影響評価について、耐震Sクラス又は基準地震動 S_s により倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がないことを確認した構造物は、各保管場所へ影響を及ぼさないと評価する。 耐震Sクラス又は基準地震動 S_s により倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がある建物については、外装材の落下による影響範囲を建物高さの半分として設定[*]する。 上記以外の周辺構造物については、基準地震動 S_s により損壊するものとし、各保管場所の敷地が設定した周辺構造物の影響範囲に含まれるか否かを評価する。影響範囲は、構造物が根元から保管場所側に影響するものとして設定する。 (b) 評価結果 影響評価結果を第3-4表に、保管場所ごとの対象設備を第3-2図(1)～(4)に示す。保管場所周辺の構造物は、基準地震動 S_s で倒壊しないように設計、又は耐震評価により倒壊しないことを詳細設計段階において確認する。また、損壊する可能性が否定できない構造物においては損壊による影響範囲が保管場所外であることから損壊による影響はないことを確認した。（別紙(28)参照） 第1保管エリア周辺には、免震重要棟、免震重要棟遮蔽壁、緊急時対策所、統合原子力防災NW用屋外アンテナ、非常用ろ過水タンク、通信用無線鉄塔があるが、基準地震動 S_s により倒壊しない設計とする。また、損壊する可能性が否定できない建物、構築物等の構造物は、損壊に対して十分な隔離距離をとることから、保管場所の可搬型設備への影響はない。 第2保管エリア周辺には、輪谷貯水槽（西1／西2）があるが、基準地震動 S_s により倒壊しない設計とする。</p>	<p>(2) 保管場所の被害要因に対する評価方法及び結果 保管場所への影響について、第5-1表の被害要因ごとに評価する。 a. 周辺構造物の損壊及び周辺タンクの損壊に対する影響評価 ①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）、②周辺タンクの損壊 (a) 評価方法 周辺構造物の損壊に対する影響評価について、保管場所周辺の構造物を対象に、耐震Sクラス又は基準地震動により倒壊に至らないことを確認し、外装材が脱落しないことを確認している構造物については、各保管場所への影響を及ぼさない構造物とする。 耐震Sクラス又は基準地震動により倒壊に至らないことを確認し、外装材が脱落する可能性[*]がある構造物については、外装材の落下による影響範囲を建物高さの半分として設定[*]する。 上記以外の周辺構造物については、基準地震動により損壊するものとし、各保管場所の敷地が、設定した周辺構造物の損壊影響範囲に含まれるか否かで評価する。影響範囲は、構造物が根元から保管場所側に影響するものとして設定する。 また、周辺タンクの損壊による地震随伴溢水や地震随伴火災、薬品漏えいによる影響が及ぶ範囲に各保管場所の敷地が含まれるか否かで評価する。 ※：外装材の落下による影響範囲は、平成20年4月1日に国土交通省住宅局建築指導課長より出された、「建築基準法施行規則の一部改正等の施行について（技術的助言）」を参考に、設定する (b) 評価結果 保管場所周辺にて抽出した構造物について、損壊の影響範囲を評価した結果を第5-2表、抽出結果及び対応内容を第5-3表、第5-1図に示す。 また、外装材の影響に対する評価結果を別紙(10)に示す。</p>	<p>【島根】記載表現の相違 【島根】資料構成の相違 ・泊は保管場所の評価において②周辺タンクの損壊による影響はないことから、女川と同様に①周辺構造物の損壊と合わせて評価している。 【女川】記載表現の相違 ・周辺構造物の損壊影響範囲の明確化 【島根】資料構成の相違 ・泊は女川と同様に周辺構造物と周辺タンクの損壊を合わせて評価 【島根】記載箇所の相違 ・泊は外装材の落下影響範囲の注釈を(a)評価方法に記載 【島根】記載方針の相違 ・泊は女川の資料構成をベースに作成しており、影響評価結果は第5-3表に記載している。</p>

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																
<p>第5-2表 周辺構造物の損壊に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="106 961 911 1155"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 周辺構造物の損壊 (建屋, 鉄塔, 構築物)</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>② 周辺タンクの損壊</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>影響なし</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	① 周辺構造物の損壊 (建屋, 鉄塔, 構築物)	影響なし	影響なし	影響なし	該当なし	② 周辺タンクの損壊	該当なし	該当なし	影響なし	該当なし	<p>同保管場所周辺には、220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔及び220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔が設置されているが、鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼす要因について評価を行い、影響がないことを確認している。(別紙(4)参照) また、更なる安全性向上のための対策として、220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔及び220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔の基準地震動 S_s における耐震評価を行い、地震時においても鉄塔が倒壊しない設計とする。</p> <p>第3保管エリア周辺には、構造物がないことを確認している。</p> <p>第4保管エリア周辺には、損壊する可能性が否定できない建物、構築物等の構造物があるが、損壊に対して十分な離隔距離をとることから、保管場所の可搬型設備への影響はない。</p> <p>外装材以外の部材等については、保管場所に影響を及ぼさない設計とする。(別紙(37)参照)</p> <p>※：外装材の落下による影響範囲は、平成20年4月1日に国土交通省住宅局建築指導課長より出された、「建築基準法施行規則の一部改正等の施行について(技術的助言)」を参考に、設定する。</p> <p>第3-4表 周辺構造物損壊による保管場所への影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="964 961 1712 1127"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 周辺構造物の損壊 (建物, 鉄塔等)</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>問題なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	① 周辺構造物の損壊 (建物, 鉄塔等)	問題なし	問題なし	該当なし	問題なし	<p>第5-2表 周辺構造物の損壊に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1777 961 2585 1312"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="7">評価結果</th> </tr> <tr> <th>51m倉庫車庫エリア</th> <th>緊急時対策所エリア</th> <th>1号炉西側31mエリア</th> <th>1,2号炉北側31mエリア</th> <th>2号炉東側31mエリア(a)</th> <th>2号炉東側31mエリア(b)</th> <th>T.P.10m盤集水槽</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 周辺構造物の損壊 (建屋, 鉄塔, 構築物)</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> </tr> <tr> <td>② 周辺タンクの損壊</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>影響なし</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	被害要因	評価結果							51m倉庫車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側31mエリア	1,2号炉北側31mエリア	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)	T.P.10m盤集水槽	① 周辺構造物の損壊 (建屋, 鉄塔, 構築物)	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	② 周辺タンクの損壊	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	影響なし	<p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・プラントの相違による 評価結果の相違</p>
被害要因		評価結果																																																																	
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																															
① 周辺構造物の損壊 (建屋, 鉄塔, 構築物)	影響なし	影響なし	影響なし	該当なし																																																															
② 周辺タンクの損壊	該当なし	該当なし	影響なし	該当なし																																																															
被害要因	評価結果																																																																		
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																															
① 周辺構造物の損壊 (建物, 鉄塔等)	問題なし	問題なし	該当なし	問題なし																																																															
被害要因	評価結果																																																																		
	51m倉庫車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側31mエリア	1,2号炉北側31mエリア	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)	T.P.10m盤集水槽																																																												
① 周辺構造物の損壊 (建屋, 鉄塔, 構築物)	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし																																																												
② 周辺タンクの損壊	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	影響なし																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
<p>第5-3表 周辺構造物の被害想定及び評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>被害想定</th> <th>構造物の影響評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保守センター</td> <td rowspan="12">地震により損壊し、可搬型設備に影響を与える。</td> <td>保守センターは基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とする。外装材が落下する可能性があるが、影響範囲外であり、落下に伴う影響はない。(別紙(11)参照)</td> </tr> <tr> <td>緊急用電気品建屋</td> <td>緊急用電気品建屋は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策建屋</td> <td>緊急時対策建屋は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。</td> </tr> <tr> <td>松島幹線 No.2 送電鉄塔</td> <td>損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。</td> </tr> <tr> <td>1号排気筒</td> <td>1号排気筒は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。</td> </tr> <tr> <td>2号排気筒</td> <td>2号排気筒は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。</td> </tr> <tr> <td>3号排気筒</td> <td>3号排気筒は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。</td> </tr> <tr> <td>事務本館/事務別館</td> <td>事務本館/事務別館は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。(別紙(11)参照)</td> </tr> <tr> <td>尿尿浄化槽機械室</td> <td>損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。</td> </tr> <tr> <td>出入管理室(1, 2号)</td> <td>損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。</td> </tr> <tr> <td>3号連絡通路</td> <td>損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。</td> </tr> <tr> <td>2号スタック放射線モニタ建屋</td> <td>損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。</td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	被害想定	構造物の影響評価	保守センター	地震により損壊し、可搬型設備に影響を与える。	保守センターは基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とする。外装材が落下する可能性があるが、影響範囲外であり、落下に伴う影響はない。(別紙(11)参照)	緊急用電気品建屋	緊急用電気品建屋は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。	緊急時対策建屋	緊急時対策建屋は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。	松島幹線 No.2 送電鉄塔	損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。	1号排気筒	1号排気筒は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。	2号排気筒	2号排気筒は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。	3号排気筒	3号排気筒は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。	事務本館/事務別館	事務本館/事務別館は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。(別紙(11)参照)	尿尿浄化槽機械室	損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。	出入管理室(1, 2号)	損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。	3号連絡通路	損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。	2号スタック放射線モニタ建屋	損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。		<p>第5-3表 周辺構造物の被害想定及び評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>被害想定</th> <th>構造物の評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉原子炉建屋 2号炉原子炉建屋 定検機材倉庫 総合管理事務所 3号炉原子炉建屋 3号炉原子炉補助建屋 3号炉出入管理建屋 緊急時対策所(待機所) 空調上屋(待機所用) 緊急時対策所(指揮所) 空調上屋(指揮所用) 51m倉庫・車庫 防潮堤 泊支線No.6鉄塔 泊支線No.7鉄塔</td> <td rowspan="2">地震により損壊し、可搬型設備に影響を与える。</td> <td>基準地震動に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物処理建屋 1号炉燃料取替用水タンク建屋 2号炉燃料取替用水タンク建屋 放射性廃棄物処理建屋ボンベ庫 固体廃棄物貯蔵庫 洞道冷却ファン建屋 原子炉容器上部ふた保管庫 固体廃棄物運搬車庫 代替給電用資機材コンテナ(A-5)</td> <td>損壊しても保管場所に対し影響範囲外であるため、損壊に伴う影響はない。</td> </tr> <tr> <td>展望台</td> <td>地震により損壊した構造物が斜面を滑落し、可搬型設備に影響を与える。</td> <td>損壊した構造物が斜面を滑落しないよう減築又は撤去する方針のため、影響はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">: 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	対象設備	被害想定	構造物の評価結果	1号炉原子炉建屋 2号炉原子炉建屋 定検機材倉庫 総合管理事務所 3号炉原子炉建屋 3号炉原子炉補助建屋 3号炉出入管理建屋 緊急時対策所(待機所) 空調上屋(待機所用) 緊急時対策所(指揮所) 空調上屋(指揮所用) 51m倉庫・車庫 防潮堤 泊支線No.6鉄塔 泊支線No.7鉄塔	地震により損壊し、可搬型設備に影響を与える。	基準地震動に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。	放射性廃棄物処理建屋 1号炉燃料取替用水タンク建屋 2号炉燃料取替用水タンク建屋 放射性廃棄物処理建屋ボンベ庫 固体廃棄物貯蔵庫 洞道冷却ファン建屋 原子炉容器上部ふた保管庫 固体廃棄物運搬車庫 代替給電用資機材コンテナ(A-5)	損壊しても保管場所に対し影響範囲外であるため、損壊に伴う影響はない。	展望台	地震により損壊した構造物が斜面を滑落し、可搬型設備に影響を与える。	損壊した構造物が斜面を滑落しないよう減築又は撤去する方針のため、影響はない。	<p>【女川】記載内容の相違・プラントの相違による対象構造物、構造物の評価結果の相違。</p>
対象設備	被害想定	構造物の影響評価																																								
保守センター	地震により損壊し、可搬型設備に影響を与える。	保守センターは基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とする。外装材が落下する可能性があるが、影響範囲外であり、落下に伴う影響はない。(別紙(11)参照)																																								
緊急用電気品建屋		緊急用電気品建屋は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。																																								
緊急時対策建屋		緊急時対策建屋は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。																																								
松島幹線 No.2 送電鉄塔		損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。																																								
1号排気筒		1号排気筒は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。																																								
2号排気筒		2号排気筒は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。																																								
3号排気筒		3号排気筒は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。																																								
事務本館/事務別館		事務本館/事務別館は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。(別紙(11)参照)																																								
尿尿浄化槽機械室		損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。																																								
出入管理室(1, 2号)		損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。																																								
3号連絡通路		損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。																																								
2号スタック放射線モニタ建屋		損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。																																								
対象設備	被害想定	構造物の評価結果																																								
1号炉原子炉建屋 2号炉原子炉建屋 定検機材倉庫 総合管理事務所 3号炉原子炉建屋 3号炉原子炉補助建屋 3号炉出入管理建屋 緊急時対策所(待機所) 空調上屋(待機所用) 緊急時対策所(指揮所) 空調上屋(指揮所用) 51m倉庫・車庫 防潮堤 泊支線No.6鉄塔 泊支線No.7鉄塔	地震により損壊し、可搬型設備に影響を与える。	基準地震動に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。																																								
放射性廃棄物処理建屋 1号炉燃料取替用水タンク建屋 2号炉燃料取替用水タンク建屋 放射性廃棄物処理建屋ボンベ庫 固体廃棄物貯蔵庫 洞道冷却ファン建屋 原子炉容器上部ふた保管庫 固体廃棄物運搬車庫 代替給電用資機材コンテナ(A-5)		損壊しても保管場所に対し影響範囲外であるため、損壊に伴う影響はない。																																								
展望台	地震により損壊した構造物が斜面を滑落し、可搬型設備に影響を与える。	損壊した構造物が斜面を滑落しないよう減築又は撤去する方針のため、影響はない。																																								

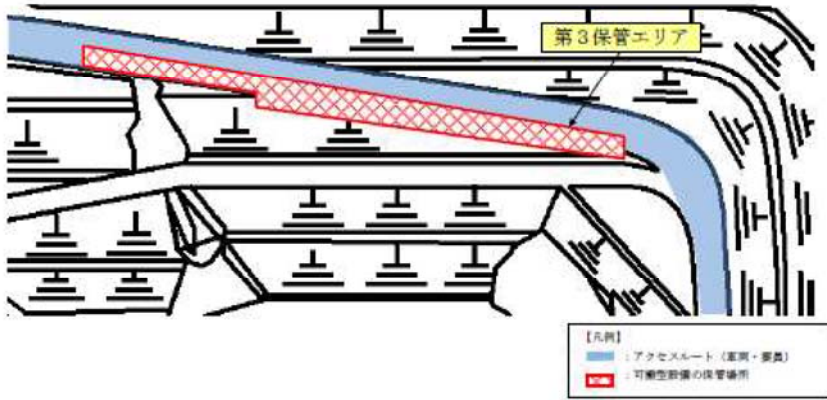
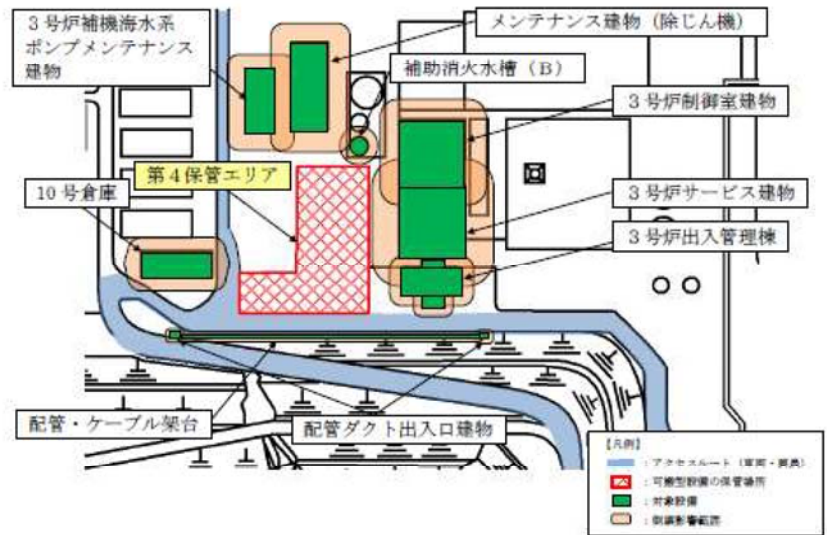
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="112 302 905 865" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="213 873 804 909">第5-1図 保管場所の周辺構造物の被害想定状況</p> <div data-bbox="427 919 911 972" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="448 930 872 957">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="961 296 1742 848" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"> </div> <p data-bbox="1160 873 1537 909">第3-2図(1) 第1保管エリア</p> <div data-bbox="946 980 1727 1499" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"> </div> <p data-bbox="1160 1524 1537 1560">第3-2図(2) 第2保管エリア</p>	<div data-bbox="1774 331 2597 873" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="1872 873 2475 909">第5-1図 保管場所の周辺構造物の被害想定状況</p> <div data-bbox="1783 930 2546 972" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1902 936 2546 963">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p data-bbox="2689 149 2813 176">相違理由</p> <p data-bbox="2623 877 2813 905">【女川及び島根】</p> <p data-bbox="2623 915 2813 942">記載表現の相違</p> <ul data-bbox="2623 953 2870 1020" style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による被害想定状況の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第3-2図(3) 第3保管エリア</p>  <p>第3-2図(4) 第4保管エリア</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・プラントの相違による 被害想定状況の相違</p>

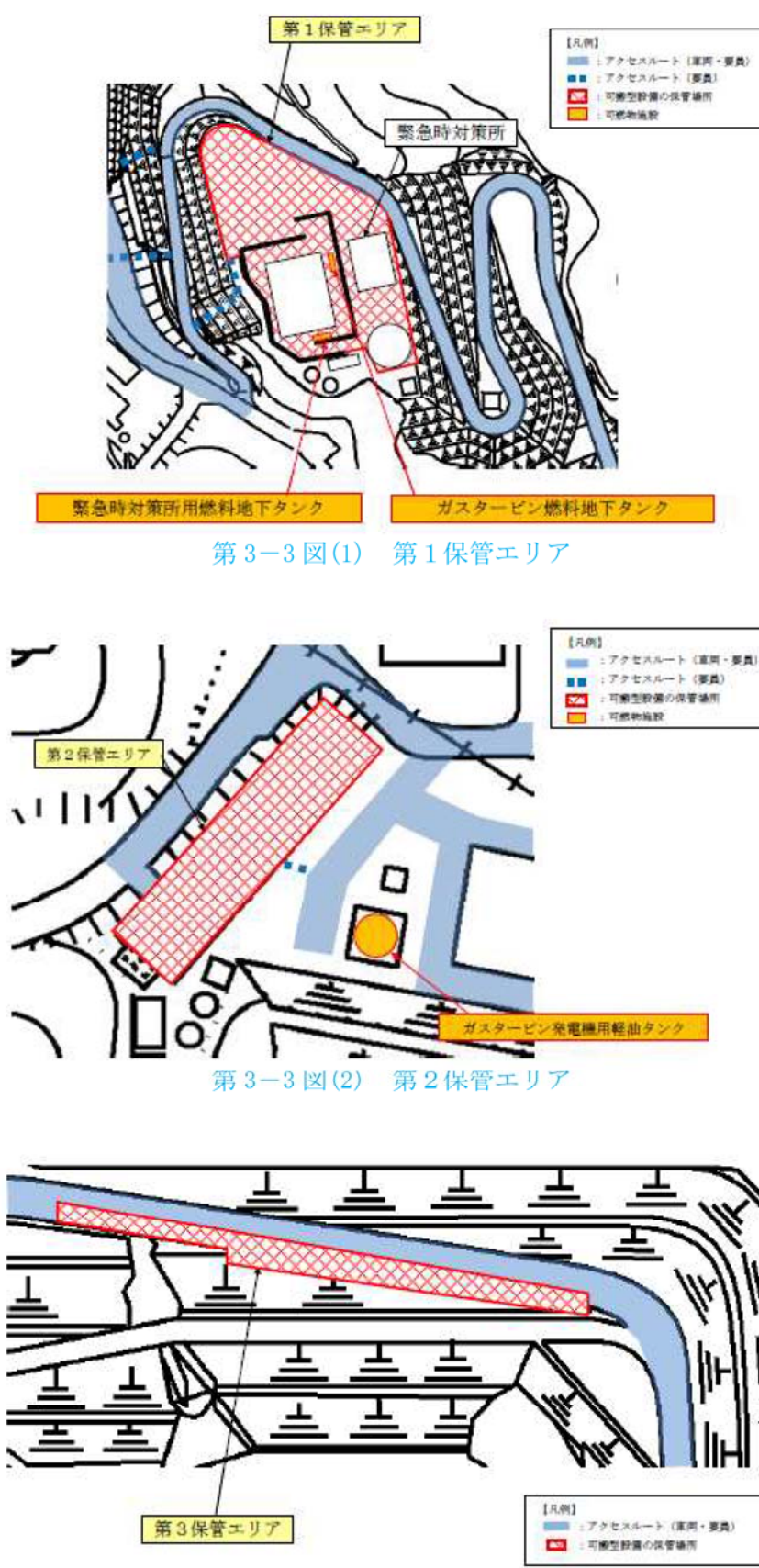
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>②周辺タンク等の損壊</p> <p>(a) 評価方針 周辺タンクの損壊による火災、薬品、溢水による影響が及ぶ範囲に各保管場所の敷地が含まれるか否かを評価する。</p> <p>(b) 評価結果（可燃物施設の損壊） 影響評価結果を第3-5表に、保管場所に影響を及ぼす可能性のある可燃物施設の配置及び火災想定施設の火災発生時における放射熱強度を第3-3図(1)～(4)に示す。 第1保管エリアについて、緊急時対策所用燃料地下タンク及びガスタービン燃料地下タンクは地下式のタンクであり保管場所への影響はない。 第2保管エリア周辺にガスタービン発電機用軽油タンクがあるが、基準地震動Ssにより損壊しないことを詳細設計段階において確認する。（別紙(28)参照） 第3保管エリア周辺に、可燃物施設はないことから、影響はない。 第4保管エリアについて、3号炉主要変圧器、重油タンク、補助ボイラサービスタンクの火災が発生した場合でも、保管場所からの離隔距離が確保されており、影響はない。（別紙(6)参照）</p> <p>(c) 評価結果（薬品タンクの損壊） 保管場所周辺に、薬品タンクはないことから、影響はない。</p> <p>(d) 評価結果（タンクからの溢水） 保管場所の最大浸水深は第4保管エリアにおける約21cmであり、可搬型設備の機関吸気口及び排気口高さ以下（別紙(8)）であり、可搬型設備は機能喪失しないため、影響はない。（別紙(33)）</p> <p>第3-5表 周辺タンク等の損壊による保管場所への影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="982 1346 1730 1503"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②周辺タンク等の損壊</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	②周辺タンク等の損壊	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は保管場所の評価において②周辺タンクの損壊による影響はないことから、女川と同様に①周辺建造物の損壊と合わせて評価している。</p>
被害要因	評価結果																
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア													
②周辺タンク等の損壊	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第1保管エリア</p> <p>緊急時対策所</p> <p>緊急時対策所用燃料地下タンク</p> <p>ガスタービン燃料地下タンク</p> <p>第3-3図(1) 第1保管エリア</p> <p>第2保管エリア</p> <p>ガスタービン発電機用軽油タンク</p> <p>第3-3図(2) 第2保管エリア</p> <p>第3保管エリア</p> <p>第3-3図(3) 第3保管エリア</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載箇所の相違</p> <p>・泊は保管場所の評価において②周辺タンクの損壊による影響はないことから、女川と同様に①周辺建造物の損壊と合わせて評価している。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表


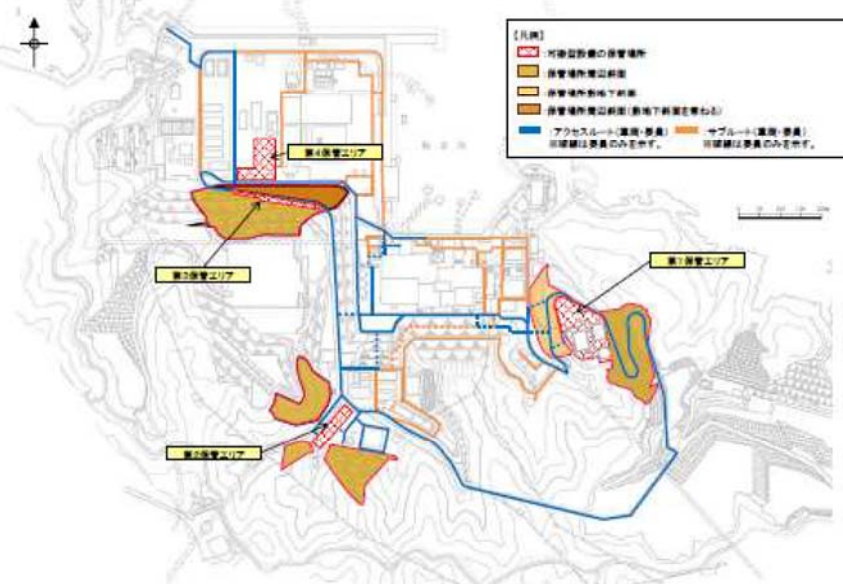
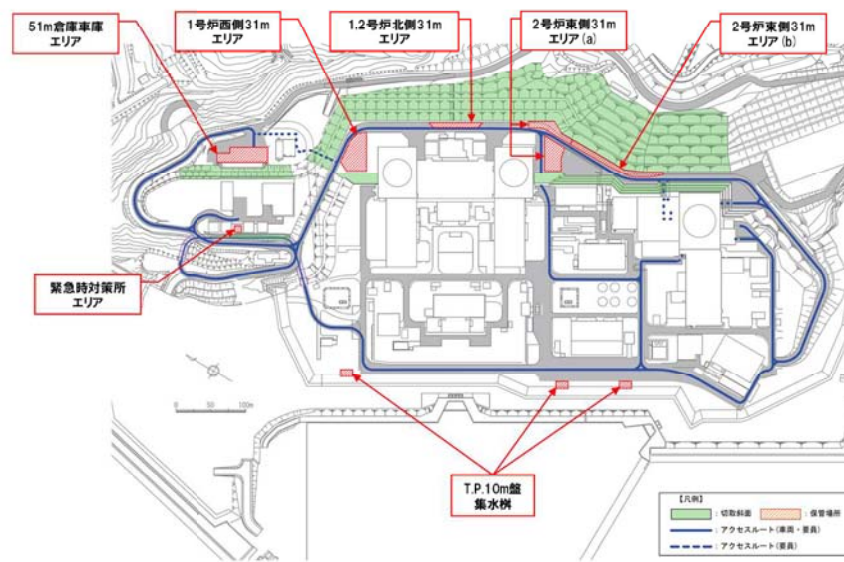
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="946 247 1742 737" style="border: 1px solid black; height: 233px; width: 268px; margin-bottom: 10px;"></div> <p data-bbox="1160 762 1528 793">第3-3図(4) 第4保管エリア</p> <div data-bbox="1178 884 1730 926" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 186px;"> 本資料のうち、特選みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>		<p data-bbox="2629 191 2867 218">【島根】記載箇所の相違</p> <ul data-bbox="2629 228 2867 485" style="list-style-type: none"> ・泊は保管場所の評価において②周辺タンクの損壊による影響はないことから、女川と同様に①周辺建造物の損壊と合わせて評価している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 周辺斜面の崩壊に対する影響評価 ③周辺斜面の崩壊 保管場所に係る発電所構内の斜面を抽出の上、評価を実施する。評価対象斜面の選定根拠及び評価方法の詳細については別紙(14)に、地下水位の設定については別紙(37)に示す。</p> <p>(a) 評価対象 保管場所及び評価対象とする周辺斜面の位置は、第5-2図のとおり。 第1、第2、第3保管エリアの周辺斜面として、斜面A、Fについて、すべり方向を考慮するとともに、斜面高さ、勾配ともに最大となる断面を斜面ごとに1断面選定した。</p>  <p>第5-2図 評価対象とする保管場所周辺斜面</p>	<p>b. 周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価 ③周辺斜面の崩壊, ④敷地下斜面のすべり (a) 評価方法 保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面について、基準地震動S_sによるすべり安定性評価を実施する。</p> <p>【周辺斜面及び敷地下斜面のすべり安定性評価】 斜面形状、斜面高さ等を考慮して検討断面を選定し、基準地震動S_sに対する地震応答解析を二次元動的有限要素法により行う。地震応答解析は周波数応答解析手法を用い、等価線形化法により土質材料のせん断弾性係数及び減衰定数のひずみ依存性を考慮する。地震時の応力は、静的解析による常時応力と地震応答解析による地震時増分応力を重ね合わせるにより算出する。 なお、静的解析には解析コード「s-stan Ver.20_SI」を、地震応答解析には解析コード「ADVANF/Win Ver.4.0」を使用する。</p> <p>保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面を第3-4図に示す。 評価対象断面については、保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面がアクセスルート周辺斜面を兼ねることから、アクセスルート周辺斜面において検討する。(選定結果は「4. 屋外のアクセスルートの評価 (4)被害想定 ③周辺斜面の崩壊」を参照)</p>  <p>第3-4図 保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面</p>	<p>b. 周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価 ③ 周辺斜面の崩壊, ④ 敷地下斜面のすべり (a) 評価方法 保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面について、基準地震動によるすべり安定性評価を実施する。</p> <p>【周辺斜面及び敷地下斜面のすべり安定性評価】 斜面形状、斜面高さ等を考慮して評価対象断面を選定し、基準地震動に対する地震応答解析を二次元動的有限要素法により行う。地震応答解析は周波数応答解析手法を用い、等価線形化法により土質材料のせん断弾性係数及び減衰定数のひずみ依存性を考慮する。地震時の応力は、静的解析による常時応力と地震応答解析による地震時増分応力を重ね合わせるにより算出する。 なお、静的解析には解析コード「GEANAS-F2 Ver.1.0」を、地震応答解析には解析コード「FDAPⅢ Ver.3.03」を使用する。</p> <p>保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面を第5-2図に示す。 評価対象断面については、保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面がアクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面を兼ねることから、アクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面において検討する。(選定結果は「6. 屋外のアクセスルートの評価 (4)屋外のアクセスルートの評価方法及び結果 ③周辺斜面の崩壊, ④敷地下斜面のすべり」を参照)</p>  <p>第5-2図 保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面</p>	<p>【女川】 記載方針の相違 ・③周辺斜面の崩壊及び④敷地下斜面のすべりに対する影響評価については、保管場所及びアクセスルートと斜面との位置関係が島根と類似していることから、資料構成及び記載内容は島根を参照する。</p> <p>【島根】 記載内容の相違。 ・プラントの相違による記載内容の相違。</p> <p>【島根】 記載方針の相違 ・プラントの相違による斜面の解析コードの相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
<p>(b) 斜面の安定性評価方法 保管場所周辺斜面A、Fの安定性は、基準地震動 S_s に基づく二次元有限要素法解析を行い、算定されるすべり安全率 (F_s) が1.0を上回っていることを確認する。 なお、解析に用いる地質断面図は、発電所建設時及び以降の地質調査の結果に基づき作成する。</p> <p>(c) 評価結果 保管場所における周辺斜面の最小すべり安全率はすべて評価基準値以上である。 周辺斜面の崩壊に対する影響評価結果を第5-4表、第5-3図、第5-4図に示す。</p> <p>第5-4表 周辺斜面の崩壊に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="106 1612 902 1768"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③ 周辺斜面の崩壊</td> <td>影響なし [$F_s > 1.0$]</td> <td>影響なし [$F_s > 1.0$]</td> <td>影響なし [$F_s > 1.0$]</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	③ 周辺斜面の崩壊	影響なし [$F_s > 1.0$]	影響なし [$F_s > 1.0$]	影響なし [$F_s > 1.0$]	該当なし	<p>【すべり安定性評価の基準値の設定】 すべり安定性評価の基準値としては、「日本道路協会：道路土工-盛土工指針、2010」において、盛土の安定性照査について、「レベル2地震動に対する設計水平震度に対して、円弧すべり面を仮定した安定解析法によって算出した地震時安全率の値が1.0以上であれば、盛土の変形量は限定的なものにとどまると考えられるため、レベル2地震動の作用に対して性能2を満足するとみなしてよい。」と記載されている。 また、性能2とは、「安全性及び修復性を満たすものであり、盛土の機能が応急復旧程度の作業により速やかに回復できる。」と記載されており、斜面に隣接する施設等に影響を与える規模の崩壊ではなく修復可能な小規模の損傷であると判断される。 本評価においては、水平動・鉛直動を同時に考慮した基準地震動 S_s に対する動的解析により安全率 F_s が1.0を上回ることを評価基準値とする。 なお、解析用地盤物性値は、「島根原子力発電所2号炉 耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について」の物性値を用いる。</p> <p>(b) 評価結果 周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価結果を第3-6表に示す。 保管エリアの周辺斜面及び敷地下斜面を対象としたすべりに対する安定性評価の結果、評価対象斜面の最小すべり安全率は評価基準値を上回っていることを確認した。（安定性評価結果については、「4. 屋外のアクセスルートの評価 (4)被害想定 ③周辺斜面の崩壊」を参照）</p> <p>第3-6表 保管場所周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="961 1621 1709 1831"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②周辺斜面の崩壊</td> <td>問題なし [$F_s \geq 1.0$]</td> <td>問題なし [$F_s \geq 1.0$]</td> <td>問題なし [$F_s \geq 1.0$]</td> <td>問題なし [$F_s \geq 1.0$]</td> </tr> <tr> <td>④敷地下斜面のすべり</td> <td>問題なし [$F_s \geq 1.0$]</td> <td>該当なし</td> <td>問題なし [$F_s \geq 1.0$]</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	②周辺斜面の崩壊	問題なし [$F_s \geq 1.0$]	問題なし [$F_s \geq 1.0$]	問題なし [$F_s \geq 1.0$]	問題なし [$F_s \geq 1.0$]	④敷地下斜面のすべり	問題なし [$F_s \geq 1.0$]	該当なし	問題なし [$F_s \geq 1.0$]	該当なし	<p>【すべり安定性評価の基準値の設定】 すべり安定性評価の基準値としては、「日本道路協会：道路土工-盛土工指針、2010」において、盛土の安定性照査について、「レベル2地震動に対する設計水平震度に対して、円弧すべり面を仮定した安定解析法によって算出した地震時安全率の値が1.0以上であれば、盛土の変形量は限定的なものにとどまると考えられるため、レベル2地震動の作用に対して性能2を満足するとみなしてよい。」と記載されている。 また、性能2とは、「安全性及び修復性を満たすものであり、盛土の機能が応急復旧程度の作業により速やかに回復できる。」と記載されており、斜面に隣接する施設等に影響を与える規模の崩壊ではなく修復可能な小規模の損傷であると判断される。 本評価においては、水平動・鉛直動を同時に考慮した基準地震動に対する動的解析により安全率 F_s が1.0を上回ることを評価基準値とする。</p> <div data-bbox="1780 798 2582 997" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 （解析用物性値については、 「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の審査結果を反映する）</p> </div> <p>(b) 評価結果 周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価結果を第5-4表に示す。</p> <div data-bbox="1780 1186 2582 1386" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 （地震応答解析結果については、 「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の審査結果を反映する）</p> </div> <p>第5-4表 保管場所周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価結果</p> <div data-bbox="1780 1596 2582 1795" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 （地震応答解析結果については、 「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の審査結果を反映する）</p> </div> <div data-bbox="1780 1848 2582 1921" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>	
被害要因		評価結果																																		
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																
③ 周辺斜面の崩壊	影響なし [$F_s > 1.0$]	影響なし [$F_s > 1.0$]	影響なし [$F_s > 1.0$]	該当なし																																
被害要因	評価結果																																			
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																
②周辺斜面の崩壊	問題なし [$F_s \geq 1.0$]	問題なし [$F_s \geq 1.0$]	問題なし [$F_s \geq 1.0$]	問題なし [$F_s \geq 1.0$]																																
④敷地下斜面のすべり	問題なし [$F_s \geq 1.0$]	該当なし	問題なし [$F_s \geq 1.0$]	該当なし																																

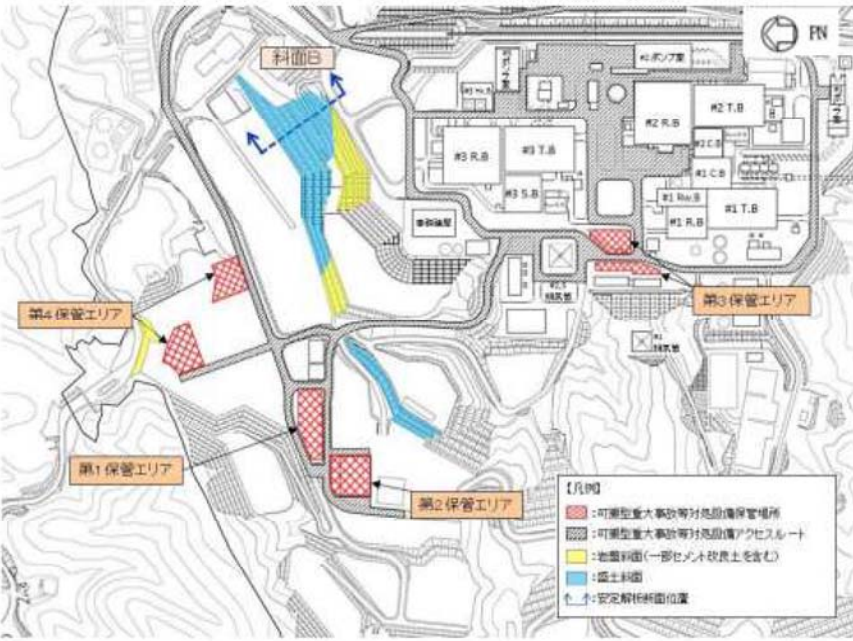
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
<p>第5-3図 斜面Aのすべり安定性評価結果</p> <table border="1"> <caption>すべり安全率一覧</caption> <thead> <tr> <th>基準地震動 Ss</th> <th>すべり安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>Ss-D1</td><td>6.7</td></tr> <tr><td>Ss-D2</td><td>6.2</td></tr> <tr><td>Ss-D3</td><td>2.7</td></tr> <tr><td>Ss-F1</td><td>8.4</td></tr> <tr><td>Ss-F2</td><td>7.7</td></tr> <tr><td>Ss-F3</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>Ss-N1</td><td>7.7</td></tr> </tbody> </table> <p>第5-4図 斜面Fのすべり安定性評価結果</p> <table border="1"> <caption>すべり安全率一覧</caption> <thead> <tr> <th>基準地震動 Ss</th> <th>すべり安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>Ss-D1</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>Ss-D2</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>Ss-D3</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>Ss-F1</td><td>2.7</td></tr> <tr><td>Ss-F2</td><td>1.7</td></tr> <tr><td>Ss-F3</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>Ss-N1</td><td>1.8</td></tr> </tbody> </table>	基準地震動 Ss	すべり安全率	Ss-D1	6.7	Ss-D2	6.2	Ss-D3	2.7	Ss-F1	8.4	Ss-F2	7.7	Ss-F3	2.2	Ss-N1	7.7	基準地震動 Ss	すべり安全率	Ss-D1	2.0	Ss-D2	2.0	Ss-D3	2.2	Ss-F1	2.7	Ss-F2	1.7	Ss-F3	2.2	Ss-N1	1.8			
基準地震動 Ss	すべり安全率																																		
Ss-D1	6.7																																		
Ss-D2	6.2																																		
Ss-D3	2.7																																		
Ss-F1	8.4																																		
Ss-F2	7.7																																		
Ss-F3	2.2																																		
Ss-N1	7.7																																		
基準地震動 Ss	すべり安全率																																		
Ss-D1	2.0																																		
Ss-D2	2.0																																		
Ss-D3	2.2																																		
Ss-F1	2.7																																		
Ss-F2	1.7																																		
Ss-F3	2.2																																		
Ss-N1	1.8																																		

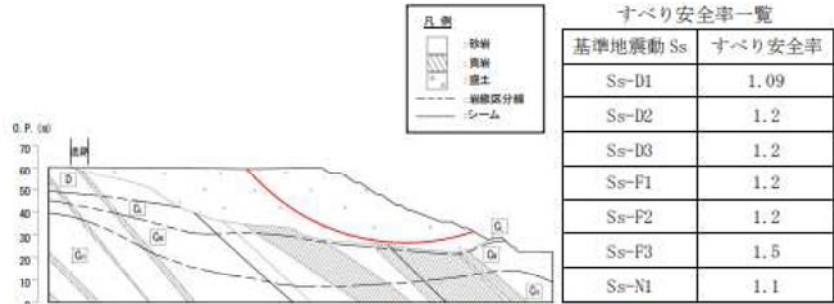
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 敷地下斜面のすべりに対する影響評価</p> <p>④敷地下斜面のすべり</p> <p>(a) 評価対象</p> <p>保管エリア及び評価対象とする敷地下斜面の位置は、第5-5図のとおり。</p> <p>0.P.+62m 盤にある第1、第2、第4保管エリアは、いずれも岩盤上に設置されており、法肩から斜面高さ以上の離隔を確保していることから、敷地下斜面のすべりによる影響は想定されない。また、第3保管エリアには敷地下斜面は存在しない。</p> <p>0.P.+62m 盤の敷地下斜面の影響として、強度の小さい盛土で構成され、斜面高さが最大となる斜面Bの安定性を確認することで、保管場所における敷地下斜面の評価を補完する。評価対象斜面の選定根拠及び評価方法の詳細については別紙(14)に、地下水位の設定については別紙(37)に示す。</p>  <p>第5-5図 評価対象とする保管場所敷地下斜面</p> <p>(b) 斜面の安定性評価方法</p> <p>保管場所敷地下斜面Bの安定性は基準地震動 Ss に基づく二次元有限要素法解析を行い、算定されるすべり安全率が1.0を上回っていることを確認する。</p> <p>なお、解析に用いる地質断面図は、発電所建設時及び以降の地質調査の結果に基づき作成する。</p>			<p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ③周辺斜面の崩壊及び④敷地下斜面のすべりに対する影響評価については、保管場所及びアクセスルートと斜面との位置関係が島根と類似していることから、資料構成及び記載内容は島根を参照する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
<p>(c) 評価結果</p> <p>保管場所における敷地下斜面の最小すべり安全率はすべて評価基準値以上である。</p> <p>敷地下斜面のすべりに対する影響評価結果を第5-5表、第5-6図に示す。</p> <p>第5-5表 敷地下斜面のすべりに対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="106 485 905 640"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④ 敷地下斜面のすべり</td> <td>影響なし [Fs>1.0]</td> <td>影響なし [Fs>1.0]</td> <td>該当なし</td> <td>影響なし [Fs>1.0]</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第5-6図 斜面Bのすべり安定性評価結果</p>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	④ 敷地下斜面のすべり	影響なし [Fs>1.0]	影響なし [Fs>1.0]	該当なし	影響なし [Fs>1.0]			
被害要因		評価結果															
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア													
④ 敷地下斜面のすべり	影響なし [Fs>1.0]	影響なし [Fs>1.0]	該当なし	影響なし [Fs>1.0]													

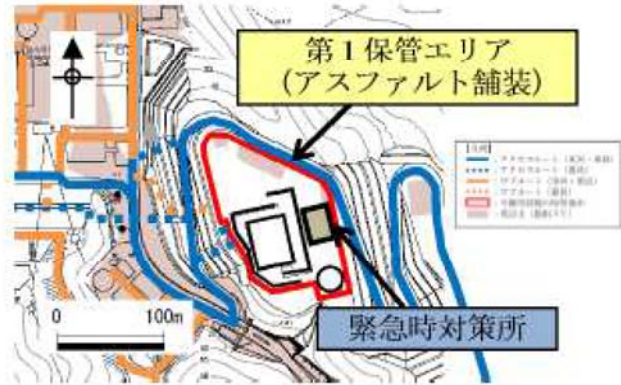
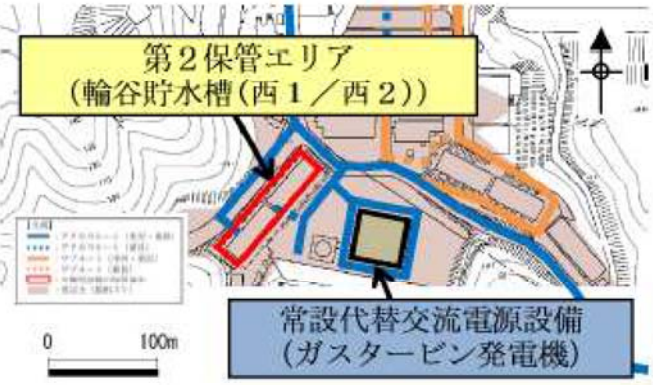
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>d. 沈下に対する影響評価</p> <p>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜，液状化による側方流動</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>保管エリアにおける液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜，液状化による側方流動による影響については，各保管エリアの支持地盤に液状化及び揺すり込みによる不等沈下を考慮する必要がある地盤（盛土，旧表土）が存在するか確認する。</p> <p>盛土，旧表土については液状化強度試験により「非液状化」又は「繰返し軟化」に分類されるが，各保管エリアの支持地盤に盛土又は旧表土が存在する場合には地下水位以深の盛土及び旧表土が液状化するものとして評価する。</p>	<p>c. 沈下等に対する影響評価</p> <p>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜，液状化に伴う浮き上がり</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>保管場所の埋戻土（掘削ズリ）の範囲を第3-5図に示す。第1保管エリアでは埋戻土及び切土地盤（岩盤）上に，第2保管エリアでは埋戻土上に設置された輪谷貯水槽（西1/西2）上に，第3保管エリアでは切土地盤（岩盤）上に可搬型設備を保管する。また，第4保管エリアでは埋戻土上を避けて切土地盤（岩盤）上に可搬型設備（α及び予備を除く。）を保管する。</p> <p>また，第3-7図に不飽和地盤及び飽和地盤の沈下量算出フローを示す。</p> <p>第2保管エリアは，盛土地盤に支持された輪谷貯水槽（西1/西2）の上であることから，不等沈下及び傾斜に対する評価を実施する。</p> <p>第3保管エリアの可搬型設備は，切土地盤（岩盤）上に保管することから，不等沈下及び傾斜に対する評価対象から除く。</p> <p>第4保管エリアの可搬型設備（α及び予備を除く。）は，切土地盤（岩盤）上に保管し，切土地盤（岩盤）上及びコンクリート置換部を走行することから，不等沈下及び傾斜に対する評価から除く。</p> <p>沈下の影響因子としては，飽和地盤の液状化によるものと，不飽和地盤の揺すり込みによるものを想定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飽和地盤の液状化による沈下量は，最大せん断ひずみと体積ひずみの関係^{※1}から沈下率(A)を設定し，飽和層の厚さ(h₁)を乗じて沈下量を算出する。 ・不飽和地盤の揺すり込みによる沈下量は，海野ら^{※2}の知見を採用し，安全側に飽和地盤が完全に液状化した後の再圧密による体積収縮量と等しいと仮定して沈下率(B)を設定し，これに不飽和地盤の厚さ(h₂)を乗じて算出する。 ・液状化及び揺すり込みによる沈下により保管場所に発生する地表面の傾斜及び段差量の評価基準値については，緊急車両が徐行により登坂可能な勾配（15%^{※3}）及び走行可能な段差量（15cm^{※4}）とする。 <p>※1 Kenji Ishihara, Mitsutoshi Yoshimine : Evaluation of settlements insand deposits following liquefaction during earthquakes, Soils and Foundations, 1992</p> <p>※2 海野 寿康, 風間 基樹, 渦岡 良介, 仙頭 紀明 : 同一繰返しせん断履歴における乾燥砂と飽和砂の体積収縮量の関係, 土木学会論文集 C, 2006</p> <p>※3 濱本 敬治, 上坂 克巳, 大脇 鉄也, 木下 立也, 小林 寛 : 小規模道路の平面線形及び縦断勾配の必要水準に関する基礎的検討, 国土技術政策総合研究所資料, 2012</p> <p>※4 依藤 光代, 常田 賢一 : 地震時の段差被害に対する補修と交通開放の管理・運用方法について, 平成 19 年度近畿地方整備局研究発表会, 防災・保全部門, 2007</p>	<p>c. 沈下に対する影響評価</p> <p>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜，液状化による側方流動</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>保管エリアにおける液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜，液状化による側方流動による影響については，各保管エリアの支持地盤に液状化及び揺すり込みによる不等沈下を考慮する必要がある地盤（1,2号埋戻土，3号埋戻土）が存在するか確認する。</p> <p>各保管エリアの支持地盤に1,2号埋戻土又は3号埋戻土が存在する場合には地下水位以深の1,2号埋戻土及び3号埋戻土が液状化するものとして評価する。</p>	<p>【島根】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川の資料構成をベースに作成しており，保管エリア毎の説明は後段に記載。評価方法に相違はない。 <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による記載内容の相違。評価方法に相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第2保管エリアには、半地下構造物である輪谷貯水槽（西1／西2）があることから、液状化に伴う地中埋設構造物の浮き上がりに対する評価を実施する。</p> <p>第1保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアには、地中埋設構造物が存在しないことから、液状化に伴う地中埋設構造物の浮き上がりによる影響はない。</p> <p>別紙(32)を踏まえた、b.液状化を仮定した噴砂による不陸については、第2保管エリアは輪谷貯水槽（西1／西2）の上であること、第3保管エリアは切土地盤（岩盤）により構成されること、第4保管エリアの可搬型設備（α及び予備を除く。）は、切土地盤（岩盤）上に保管し、通行範囲の埋戻部はあらかじめコンクリート置換等の対策を実施することから、噴砂による不陸の影響はない。一方で、第1保管エリアは一部に埋戻部が存在することから、詳細設計段階において決定する地下水位が埋戻部下端以浅となる場合、噴砂による不陸の影響の評価を実施し、不陸の発生が想定される場合は、あらかじめ路盤補強等の対策を行う。</p> <p>第3-6図に噴砂による不陸の対策例を示す。</p>  <p>第3-5図(1) 第1保管エリア</p>  <p>第3-5図(2) 第2保管エリア</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第3-5図(3) 第3, 4保管エリア</p> <p>第3-6図 噴砂による不陸の対策例</p> <p>【液状化による沈下量及び揺すり込みによる沈下量の算出の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液状化については、地下水位以深の飽和地盤（埋戻土（掘削ズリ）、埋戻土（粘性土）、砂礫層及び旧表土）を、保守的にすべて液状化による沈下の対象層として沈下量を算出する。 ・揺すり込みについては、地表～地下水位以浅の不飽和地盤を、すべて揺すり込みによる沈下の対象層として沈下量を算出する。 ・液状化と揺すり込みによる沈下量の合計を総沈下量とする。 <p>第3-7図 不飽和地盤及び飽和地盤の沈下量算出フロー</p>	<p>【液状化による沈下量及び揺すり込みによる沈下量の算出の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液状化については、地下水位以深の飽和地盤（1, 2号埋戻土, 3号埋戻土）を、保守的に全て液状化による沈下の対象層として沈下量を算出する。 ・揺すり込みについては、地表～地下水位以浅の不飽和地盤を、全て揺すり込みによる沈下の対象層として沈下量を算出する。 ・液状化と揺すり込みによる沈下量の合計を総沈下量とする。 <p>第5-3図に不飽和地盤及び飽和地盤の沈下量算出フローを示す。</p>	<p>【女川】資料構成の相違 ・女川は沈下量算出の考え方を別紙に記載。泊は島根をベースに本文中に記載。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による記載内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【液状化による沈下量の算出法】</p> <p>第3-8図に最大せん断ひずみと体積ひずみの関係（Ishihara et al., 1992）を、第3-7表に液状化対象層の相対密度の調査結果（別紙(29)参照）を、第3-9図に想定する沈下率を示す。なお、埋戻土（粘性土）及び旧表土は、粘性土を含むため液状化しないが、保守的に埋戻土（掘削ズリ）に置き換えて沈下量を算出する。砂礫層は、粒径加積曲線が埋戻土（掘削ズリ）と同様な傾向を示すことから、埋戻土（掘削ズリ）に置き換えて沈下量を算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飽和地盤の液状化後の排水に伴う沈下については、地震時の最大せん断ひずみと地震後の体積ひずみ（沈下率）の関係（Ishihara et al., 1992）を用いて設定する。 ・相対密度は、埋戻土（掘削ズリ）の調査結果から、平均で71.3%となり、ばらつきを考慮すると54.1%となる。 ・沈下率は、保守的に地震時の最大せん断ひずみを考慮せず、相対密度の平均値71.3%から2.5%となるが、ばらつきを考慮して算出した相対密度54.1%から保守的に3.5%とする。 	<div data-bbox="1914 262 2448 556" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="1914 588 2493 976" data-label="Diagram"> </div> <p>第5-3図 不飽和地盤及び飽和地盤の沈下量算出フロー</p> <p>【液状化による沈下量の算出法】</p> <p>第5-4図に最大せん断ひずみと体積ひずみの関係（Ishihara et al., 1992）を、第5-5表に液状化対象層の相対密度の調査結果を、第5-5図に想定する沈下率を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飽和地盤の液状化による沈下は、地震時の最大せん断ひずみと地震後の体積ひずみ（沈下率）の関係（Ishihara et al., 1992）を用いて沈下率を設定し、これに飽和地盤の厚さを乗じて算出する。 <div data-bbox="1825 1386 2582 1743" data-label="Text" style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>追而【他条文の審査状況の反映】 （沈下量について、第5条「耐津波設計方針」の審査を踏まえ反映するため）</p> </div>	<p>【島根】記載内容の相違・プラントの相違による記載内容の相違。沈下量の算出法に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

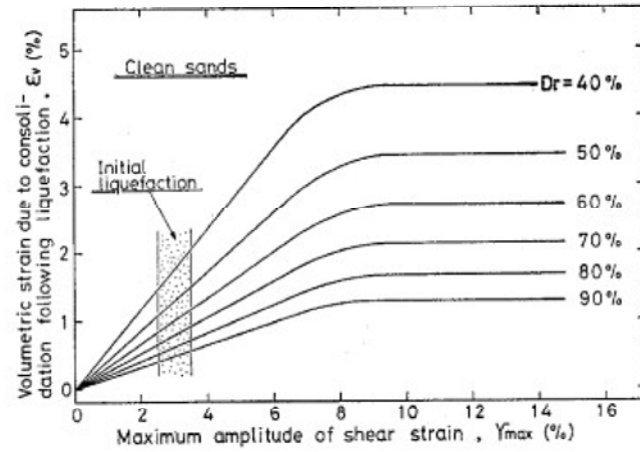
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

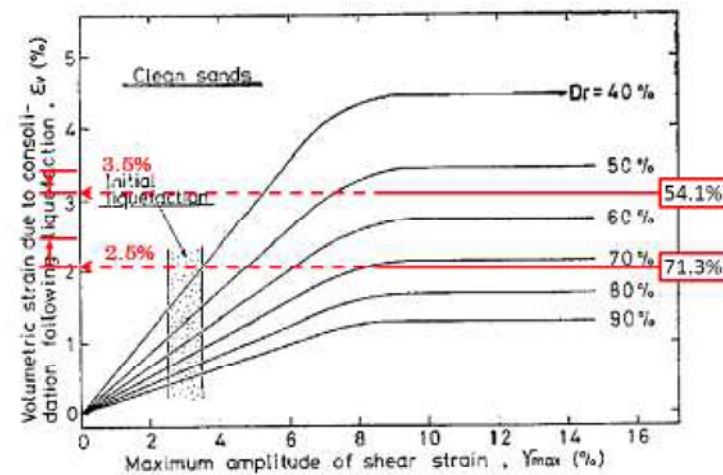
相違理由



第3-8図 最大せん断ひずみと体積ひずみの関係 (Ishihara et al., 1992)

第3-7表 液状化対象層の相対密度調査結果

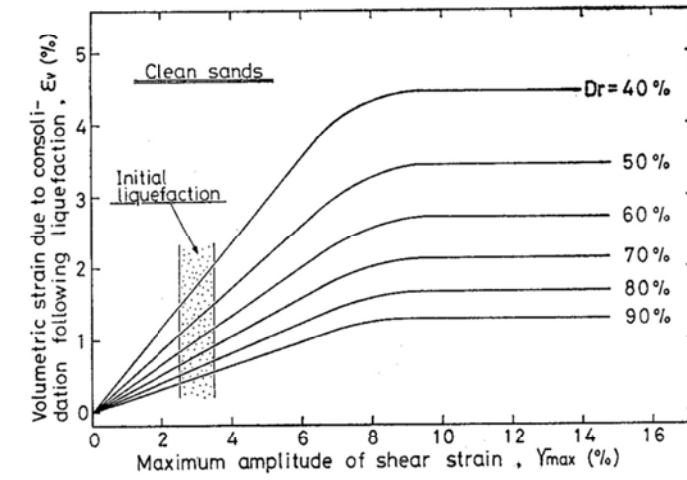
地層	相対密度 [%]		備考 (調査位置)
	平均	平均-σ	
埋戻土 (掘削ズリ)	71.3	54.1	防波壁周辺



最大せん断ひずみと体積ひずみの関係 (Ishihara et al., 1992)

液状化による沈下：沈下率 3.5%

第3-9図 想定する沈下率



第5-4図 最大せん断ひずみと体積ひずみの関係 (Ishihara et al., 1992)

第5-5表 液状化対象層の相対密度調査結果

地層	相対密度 (%)		備考 (調査位置)
	調査結果		
	平均	平均-σ	
1, 2号埋戻土	追而【他条文の審査状況の反映】		
3号埋戻土			

追而【他条文の審査状況の反映】
 (沈下量について、第5条「耐津波設計方針」
 の審査を踏まえ反映するため)

第5-5図 想定する沈下率

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【揺すり込みによる沈下量の算出法】 地下水位以浅の不飽和地盤の揺すり込み沈下量の算出方法を第3-10図に示す。 揺すり込み沈下量は、海野らの知見を採用し、安全側に飽和地盤が完全に液状化した後の再圧密による体積収縮量と等しいと仮定して沈下率を設定し、これに不飽和地盤の厚さを乗じて算出する。</p> <div data-bbox="1050 1213 1638 1738" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">液状化による沈下：沈下率 3.5% （【液状化による沈下量の算出法】参照）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">同一繰返しせん断履歴における乾燥砂と飽和砂の体積収縮量の関係（海野ら，2006） 乾燥砂の繰返しせん断中に生じる体積ひずみは、飽和砂の繰返し載荷後の再圧密の際に生じる体積ひずみと等しい</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">揺すり込みによる沈下：沈下率 3.5%</p> </div> <p style="text-align: center;">第3-10図 不飽和地盤の揺すり込み沈下率</p>	<p>【揺すり込みによる沈下量の算出法】 地下水位以浅の不飽和地盤の揺すり込み沈下量の算出方法を第5-6図に示す。 揺すり込み沈下量は、海野らの知見を採用し、安全側に飽和地盤が完全に液状化した後の再圧密による体積収縮量と等しいと仮定して沈下率を設定し、これに不飽和地盤の厚さを乗じて算出する。</p> <div data-bbox="1863 1197 2528 1906" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">液状化による沈下：沈下率●% （【液状化による沈下量の算出法】参照）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">同一繰返しせん断履歴における乾燥砂と飽和砂の体積収縮量の関係（海野ら，2006） 乾燥砂の繰返しせん断中に生じる体積ひずみは、飽和砂の繰返し載荷後の再圧密の際に生じる体積ひずみと等しい</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">揺すり込みによる沈下：沈下率●%</p> <p style="text-align: center;">第5-6図 不飽和地盤の揺すり込み沈下率</p> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">追而【他条文の審査状況の反映】 （沈下量について、第5条「耐津波設計方針」の審査を踏まえ反映するため）</p> </div> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

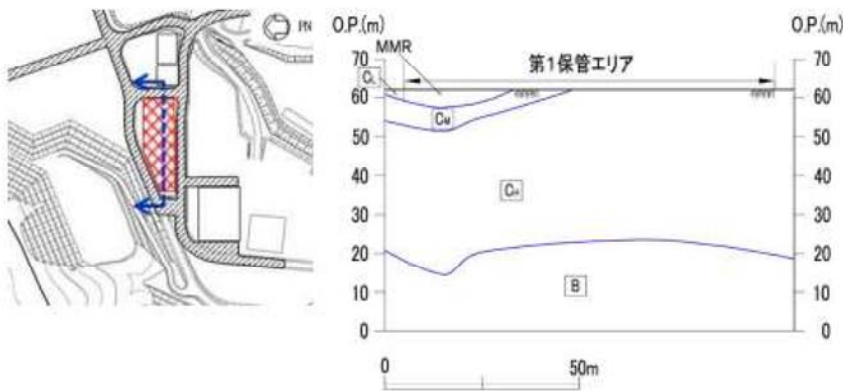
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																			
<p>【地下水位の設定】</p> <p>沈下量の算出及び浮き上がり評価における地下水位については、詳細設計段階で決定するため、設置許可段階においては地下水位を地表面に設定する。（別紙(36)参照）</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>第1及び第4保管エリアにおける可搬型設備は、岩盤又は置換コンクリート（以下MMRという）の上に保管されること、また地下構造物が存在しないことから、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動の影響はない。</p> <p>第2保管エリアにおける可搬型設備は、岩盤に直接支持され基準地震動 Ss に対して機能維持する淡水貯水槽、岩盤及び淡水貯水槽周囲のセメント改良土の上に保管されることから、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動の影響はない。</p> <p>第3保管エリアにおける可搬型設備は岩盤又はMMRの上に保管され、保管エリア下部には2号排気筒連絡ダクトがあるが、岩盤内に設置されていることから液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動の影響はない。</p> <p>液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動に対する影響評価結果を第5-6表、第5-7図、第5-8図、第5-9図、第5-10図に示す。</p> <p>第5-6表 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="103 1606 905 1774"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	<p>【地下水位の設定】</p> <p>沈下量の算出及び浮き上がり評価における地下水位については、詳細設計段階で決定するため、設置許可段階においては地下水位を地表面に設定する。（別紙(36)参照）</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>【不等沈下の評価結果】</p> <p>沈下に対する影響評価結果を第3-8表に示す。</p> <p>第1保管エリアは、敷地造成による切土地盤（岩盤）からなるが、一部に埋戻部が存在する。地山と埋戻部の境界では、第3-11図のように擦り付ける工夫がなされていることから、許容段差量15cmを超える局所的な段差は発生せず、通行への影響はない。</p> <p>第2保管エリアは、輪谷貯水槽（西1/西2）の上であることから、車両通行の許容段差量15cmを超える局所的な段差は発生せず、通行への影響はない。</p> <div data-bbox="1023 850 1617 997" data-label="Image"> </div> <p>第3-11図 地山と埋戻部との境界部の状況</p> <p>第3-8表 沈下に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1083 1543 1617 1711"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下	問題なし	問題なし	該当なし	該当なし	<p>【地下水位の設定】</p> <p>沈下量の算出及び浮き上がり評価における地下水位については、詳細設計段階で決定するため、設置許可段階においては地下水位を地表面に設定する。（別紙(36)参照）</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>51m倉庫車庫エリア、緊急時対策所エリア、1号炉西側31mエリア及び1,2号炉北側31mエリアにおける可搬型設備は、岩盤又はマンメイドロック（以下「MMR」という。）等の上に保管されること、また地下構造物が存在しないことから、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動の影響はない。</p> <p>T.P.10m 盤集水樹は置換コンクリートを介して岩盤に支持されるが、周辺に埋戻土が存在することから、埋戻土の液状化影響を考慮した場合においても、当該施設の機能が損なわれないように設計する方針*とする。</p> <p>2号炉東側31mエリア（a）及び2号炉東側31mエリア（b）における可搬型設備は、岩盤の上に保管され、保管エリア下部には道路排水設備があるが、岩着しておりコンクリートで埋め戻されていることから、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動の影響はない。</p> <p>また、2号炉東側31mエリア（b）下部にはCVケーブルトンネルがあるが、岩盤内に設置されていることから液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動の影響はない。</p> <p>液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動に対する影響評価結果を第5-6表、第5-7図、第5-8図、第5-9図、第5-10図、第5-11図、第5-12図、第5-13図、第5-14図、第5-15図に示す。</p> <p>※：T.P.10m 盤集水樹の設計方針については、関連する条文を整理したうえで適切な条文の審査の中で説明する。</p> <p>第5-6表 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1765 1564 2597 1732"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="7">評価結果</th> </tr> <tr> <th>51m倉庫車庫エリア</th> <th>緊急時対策所エリア</th> <th>1号炉西側31mエリア</th> <th>1,2号炉北側31mエリア</th> <th>T.P.10m盤集水樹</th> <th>2号炉東側31mエリア(a)</th> <th>2号炉東側31mエリア(b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>液状化影響を考慮した場合において機能が損なわれないよう設計する</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">*：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	被害要因	評価結果							51m倉庫車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側31mエリア	1,2号炉北側31mエリア	T.P.10m盤集水樹	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	液状化影響を考慮した場合において機能が損なわれないよう設計する	影響なし	影響なし	<p>【島根】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は保管エリア毎の説明を前段に記載。泊は女川と同様に、評価結果に記載。 <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> プラントの相違による評価結果の相違。評価方法に相違はない。
被害要因		評価結果																																																				
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																		
⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし																																																		
被害要因	評価結果																																																					
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																		
⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下	問題なし	問題なし	該当なし	該当なし																																																		
被害要因	評価結果																																																					
	51m倉庫車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側31mエリア	1,2号炉北側31mエリア	T.P.10m盤集水樹	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)																																															
⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	液状化影響を考慮した場合において機能が損なわれないよう設計する	影響なし	影響なし																																															

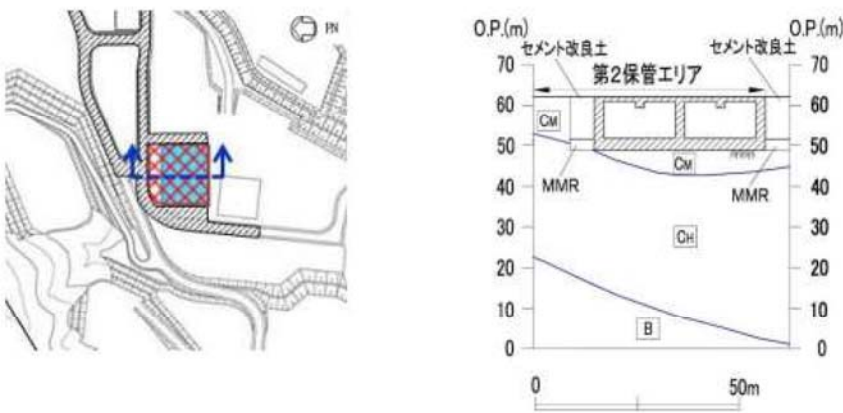
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉



第5-7図 第1保管エリア平面図及び地質断面図



第5-8図 第2保管エリア平面図及び地質断面図

島根原子力発電所2号炉

【傾斜の評価結果】

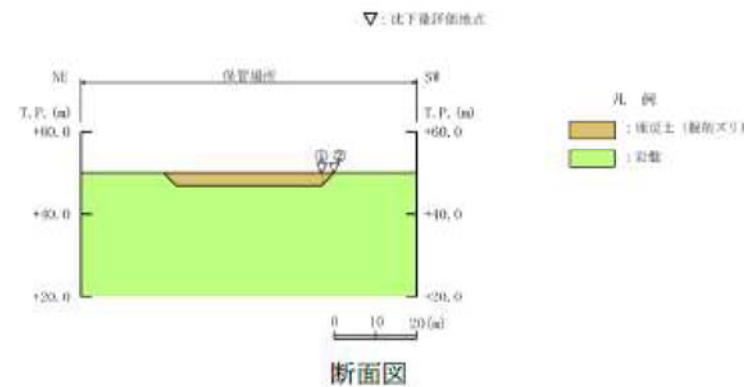
第1保管エリアにおける傾斜が発生する箇所として埋戻部が2箇所存在することから、広範囲に傾斜が生じる埋戻部を評価地点とし、傾斜の評価地点を第3-12図、評価結果を第3-9表に示す。評価地点のうち、想定される最大の傾斜（最大沈下量/岩盤傾斜面の幅）を仮定しても最大で3.5%であることから通行への影響はない。

第2保管エリアにおける傾斜の評価地点を第3-13図、評価結果を第3-10表に示す。液状化及びび揺すり込みによる傾斜については、評価地点（両端及び中央部の3地点）においておおむね一様に沈下することから、通行への影響はない。また、評価地点のうち、想定される最大の傾斜（最大沈下量/保管場所の幅）を仮定しても最大で4.1%であることから通行への影響はない。

傾斜に対する評価結果を第3-11表に示す。



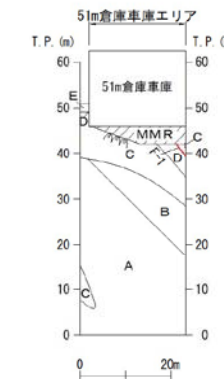
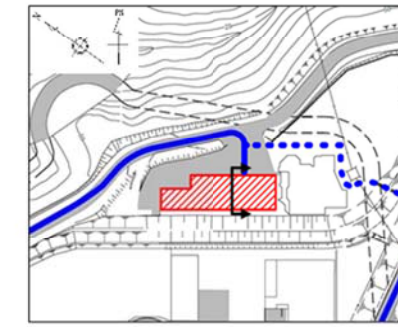
平面図



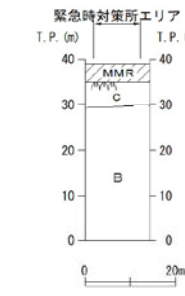
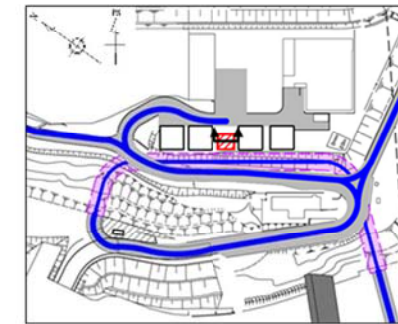
断面図

第3-12図 第1保管エリアの傾斜評価地点

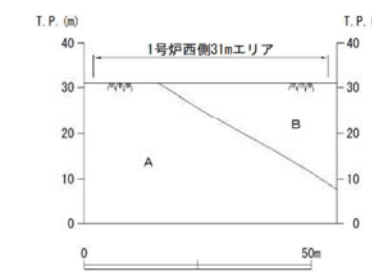
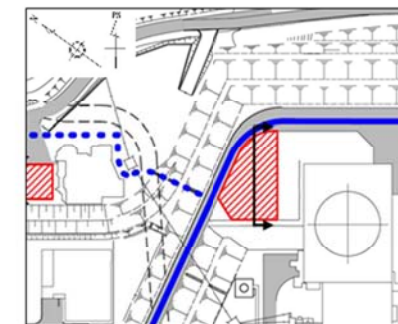
泊発電所3号炉



第5-7図 51m倉庫車庫エリア平面図及び地質断面図



第5-8 緊急時対策所エリア平面図及び地質断面図



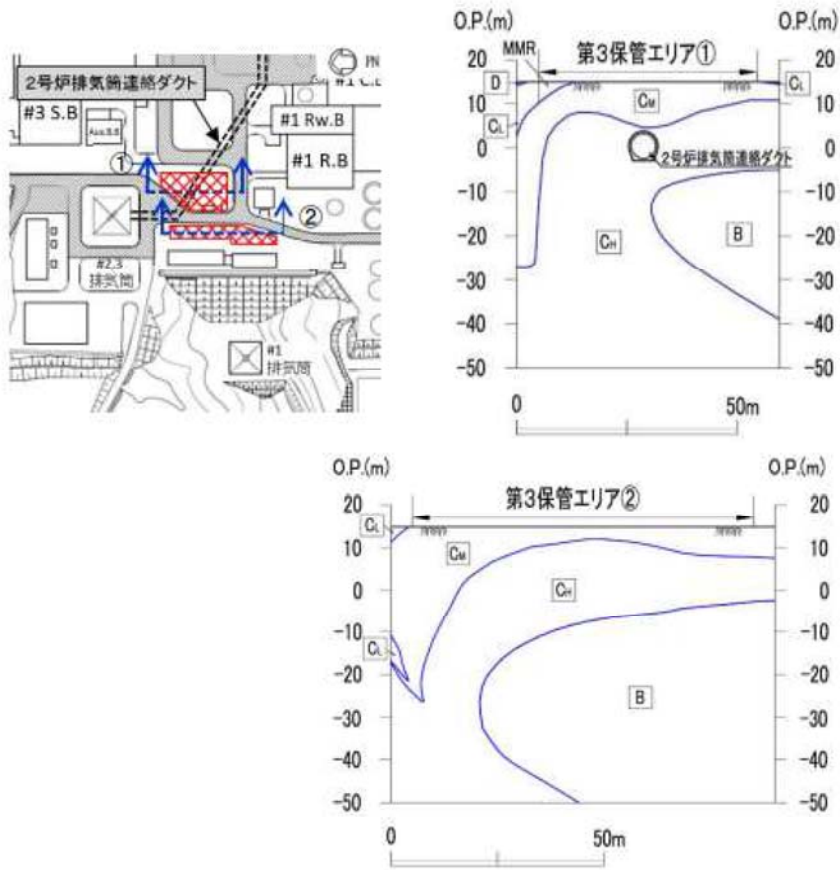
第5-9図 1号炉西側31mエリア平面図及び地質断面図

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

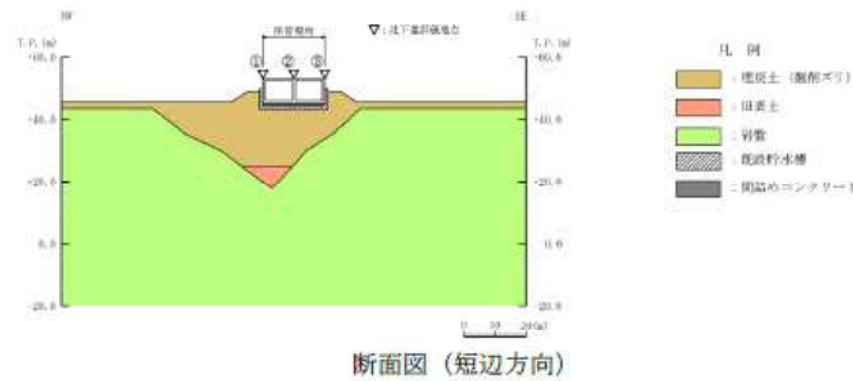
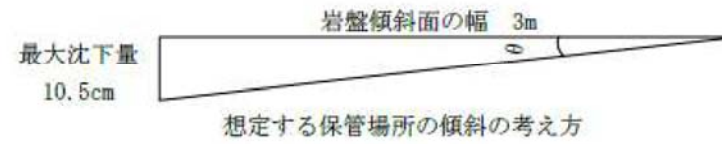


第5-9図 第3保管エリア平面図及び地質断面図

島根原子力発電所2号炉

第3-9表 第1保管エリアの液状化及び揺すり込みによる傾斜評価結果

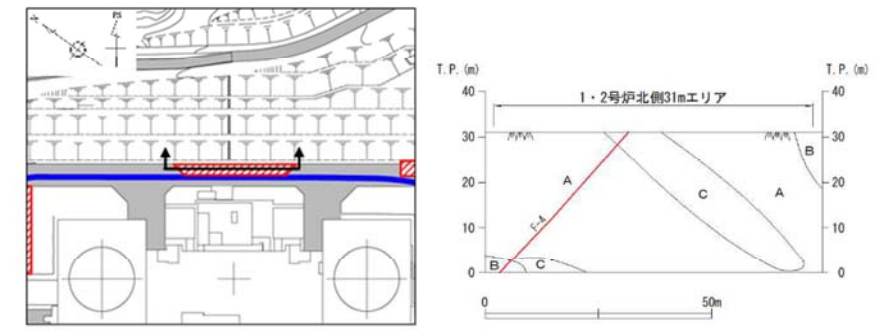
沈下対象層	① 北東側		② 南西側	
	対象厚さ (m)	沈下量 (cm)	対象厚さ (m)	沈下量 (cm)
地下水位以深 埋戻土（掘削ズリ）	3.0	10.5	0.0	0.0
最大沈下量	10.5cm		0.0cm	
岩盤傾斜面の幅	3.0m			
保管場所の傾斜 (θ) (最大沈下量/岩盤傾斜面の幅)	3.5%			



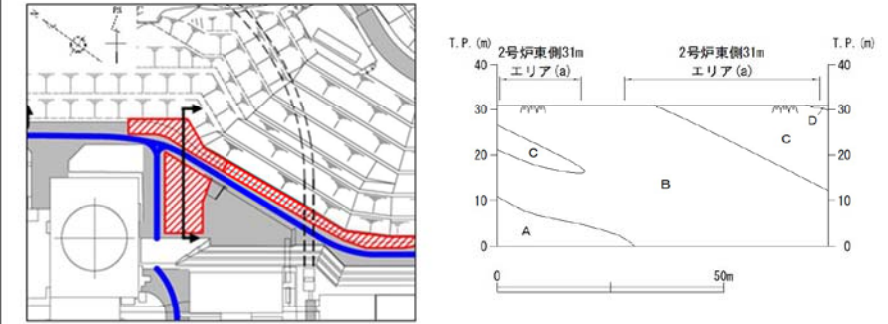
第3-13図 第2保管エリアの傾斜評価地点

泊発電所3号炉

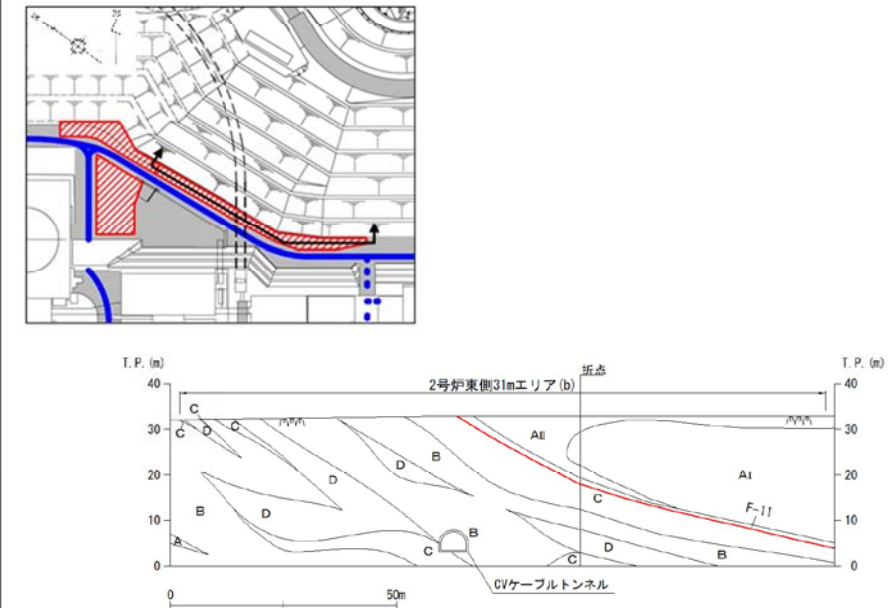
相違理由



第5-10図 1,2号炉北側31mエリア平面図及び地質断面図



第5-11図 2号炉東側31mエリア(a)平面図及び地質断面図

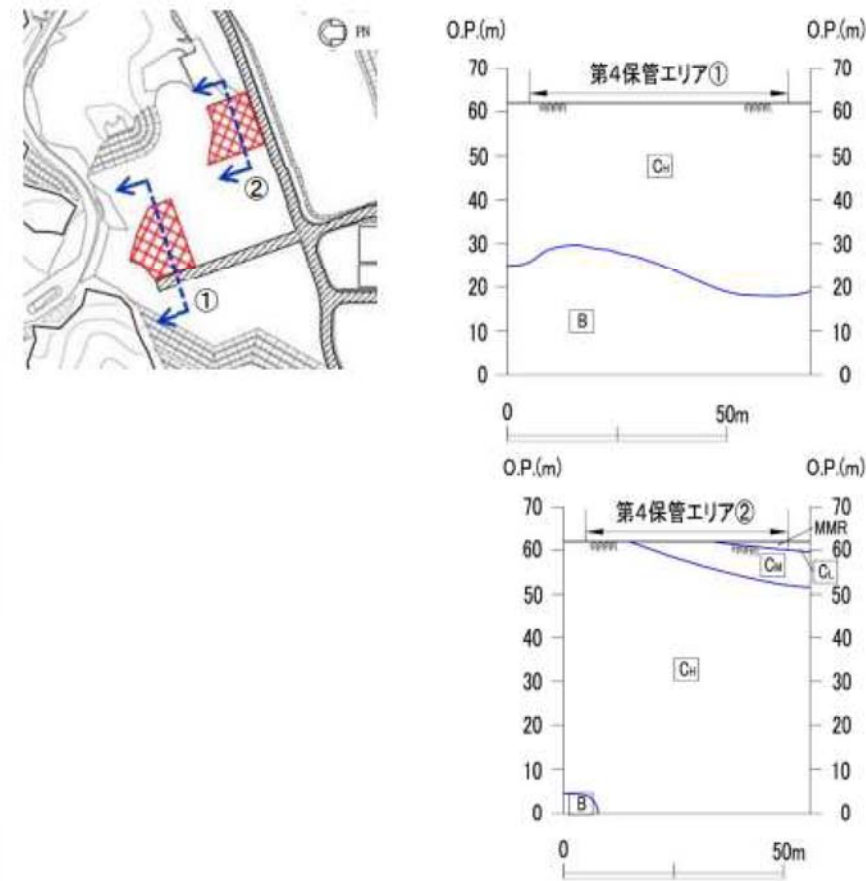


第5-12図 2号炉東側31mエリア(b)平面図及び地質断面図

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

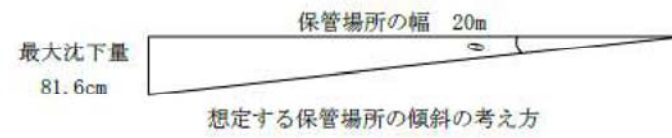


第5-10図 第4保管エリア平面図及び地質断面図

島根原子力発電所2号炉

第3-10表 第2保管エリアの液状化及び揺すり込みによる傾斜評価結果

沈下対象層	①北西側		②中央部		③南東側	
	対象厚さ (m)	沈下量 (cm)	対象厚さ (m)	沈下量 (cm)	対象厚さ (m)	沈下量 (cm)
地下水位以深						
埋戻土 (細削ズリ)	17.7	62.0	17.7	62.0	9.5	33.3
旧表土	5.6	19.6	-	-	-	-
総沈下量	81.6cm		62.0cm		33.3cm	
最大沈下量	81.6cm					
保管場所の幅	20m					
保管場所の傾斜 (θ) (最大沈下量/保管場所の幅)	4.1%					



第3-11表 傾斜に対する影響評価結果

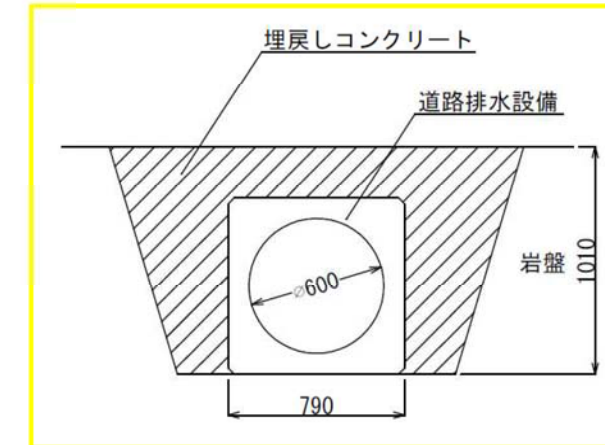
被害要因	評価結果			
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア
⑤液状化及び揺すり込みによる傾斜	問題なし	問題なし	該当なし	該当なし

泊発電所3号炉

相違理由



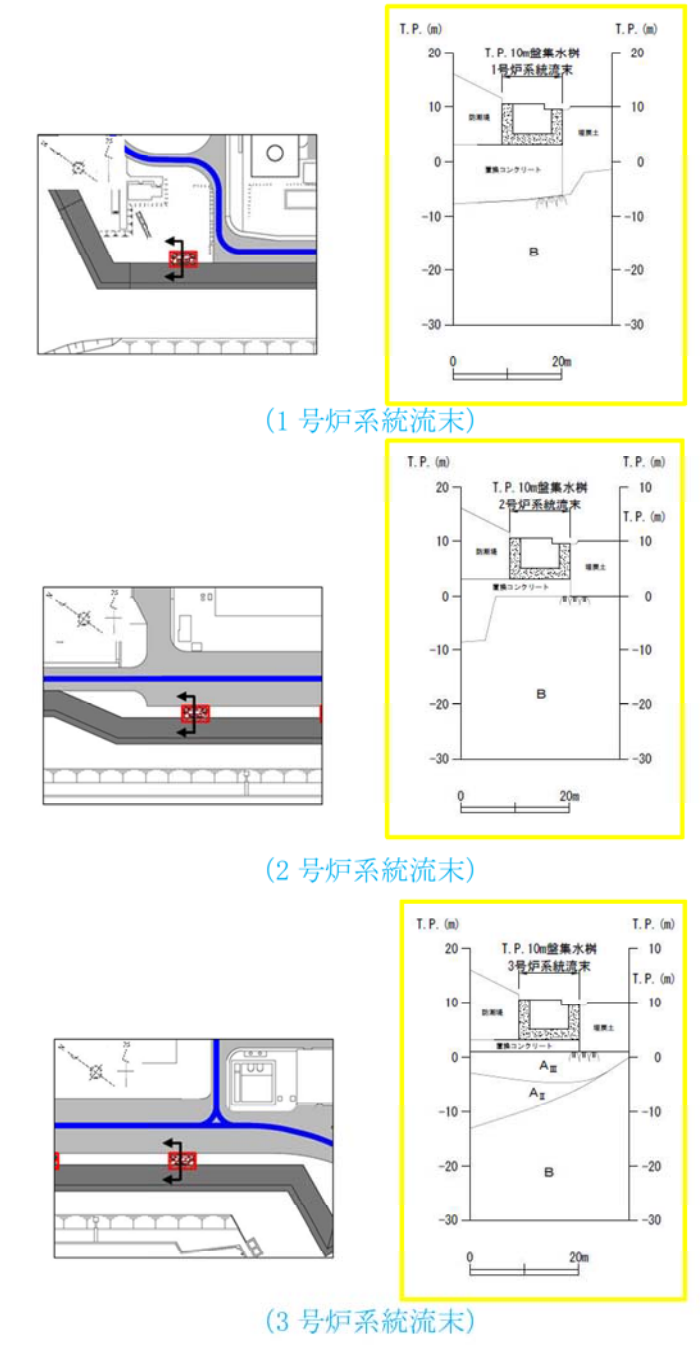
第5-13図 2号炉東側31mエリア (a), (b)における道路排水設備位置図



第5-14図 道路排水設備断面図

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>(1号炉系統流末)</p> <p>(2号炉系統流末)</p> <p>(3号炉系統流末)</p> <p>第5-15図 T.P. 10m 盤集水樹平面図及び地質断面図</p>	相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																			
<p>e. 液状化による地下構造物の浮き上がり影響評価 ⑥液状化による地下構造物の浮き上がり (a) 評価方法 液状化による地下構造物の浮き上がりによる影響については、各保管エリアに地下構造物が存在するか確認する。 地下構造物が存在する場合には、沈下に対する影響評価と同様に地下水位以深の盛土及び旧表土は液状化するものとして地下構造物の浮き上がりについて評価する。</p> <p>(b) 評価結果 第1, 第4保管エリアについては、地下構造物が存在しないことから影響はない。 第2保管エリアについては、第2保管エリア下部に埋設されている淡水貯水槽は岩盤に直接支持され、周囲はセメント改良土により埋め戻されていることから、浮き上がりは発生せず影響はない。 第3保管エリア下部には、第5-9図に示すとおり2号炉排気筒連絡ダクトがあるが、岩盤内に設置されていることから、浮き上がりは発生せず影響はない。 液状化による地下構造物の浮き上がりに対する影響評価結果を第5-7表に示す。</p> <p>第5-7表 液状化による地下構造物の浮き上がりに対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="94 1344 926 1533"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑥ 液状化による地下構造物の浮き上がり</td> <td>該当なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	⑥ 液状化による地下構造物の浮き上がり	該当なし	影響なし	影響なし	該当なし	<p>【浮き上がりの評価結果】 第2保管エリアには、輪谷貯水槽（西1/西2）があるが、揚圧力683kN/m以上に対して、浮き上がり抵抗力2,468kN/mであるため、液状化に伴う地中埋設構造物の浮き上がりによる影響はない。（第3-12表）</p> <p>第3-12表 浮き上がりに対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="926 1302 1762 1449"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤液状化に伴う浮き上がり</td> <td>該当なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	⑤液状化に伴う浮き上がり	該当なし	問題なし	該当なし	該当なし	<p>d. 液状化による地下構造物の浮き上がり影響評価 ⑥液状化による地下構造物の浮き上がり (a) 評価方法 液状化による地下構造物の浮き上がりによる影響については、各保管エリアに地下構造物が存在するか確認する。 地下構造物が存在する場合には、沈下に対する影響評価と同様に地下水位以深の埋戻土は液状化するものとして地下構造物の浮き上がりについて評価する。 浮き上がり評価における地下水位については、詳細設計段階で決定するため、設置許可段階においては地下水位を地表面に設定する。（別紙(36)参照）</p> <p>(b) 評価結果 51m倉庫車庫エリア、緊急時対策所エリア、1号炉西側31mエリア、1,2号炉北側31mエリア及びT.P.10m盤集水樹については、地下構造物が存在しないことから影響はない。 2号炉東側31mエリア(a)及び2号炉東側31mエリア(b)下部には、第5-13図及び第5-14図に示すとおり道路排水設備があるが、岩着しておりコンクリートで埋め戻されていることから、浮き上がりは発生せず影響はない。 また、2号炉東側31mエリア(b)下部には、第5-12図に示すとおりCVケーブルトンネルがあるが、岩盤内に設置されていることから、浮き上がりは発生せず影響はない。 液状化による地下構造物の浮き上がりに対する影響評価結果を第5-7表に示す。</p> <p>第5-7表 液状化による地下構造物の浮き上がりに対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1762 1333 2599 1543"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="7">評価結果</th> </tr> <tr> <th>51m倉庫車庫エリア</th> <th>緊急時対策所エリア</th> <th>1号炉西側31mエリア</th> <th>1,2号炉北側31mエリア</th> <th>2号炉東側31mエリア(a)</th> <th>2号炉東側31mエリア(b)</th> <th>T.P.10m盤集水樹</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑥液状化による地下構造物の浮き上がり</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">: 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	被害要因	評価結果							51m倉庫車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側31mエリア	1,2号炉北側31mエリア	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)	T.P.10m盤集水樹	⑥液状化による地下構造物の浮き上がり	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	影響なし	影響なし	該当なし	<p>相違理由</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は島根と同様に設置許可段階において地下水位を地表面に設定。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は女川と同様に評価方法、評価結果を記載。評価方法に相違はない。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違による評価結果の相違。評価方法に相違はない。</p>
被害要因		評価結果																																																				
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																		
⑥ 液状化による地下構造物の浮き上がり	該当なし	影響なし	影響なし	該当なし																																																		
被害要因	評価結果																																																					
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																		
⑤液状化に伴う浮き上がり	該当なし	問題なし	該当なし	該当なし																																																		
被害要因	評価結果																																																					
	51m倉庫車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側31mエリア	1,2号炉北側31mエリア	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)	T.P.10m盤集水樹																																															
⑥液状化による地下構造物の浮き上がり	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	影響なし	影響なし	該当なし																																															

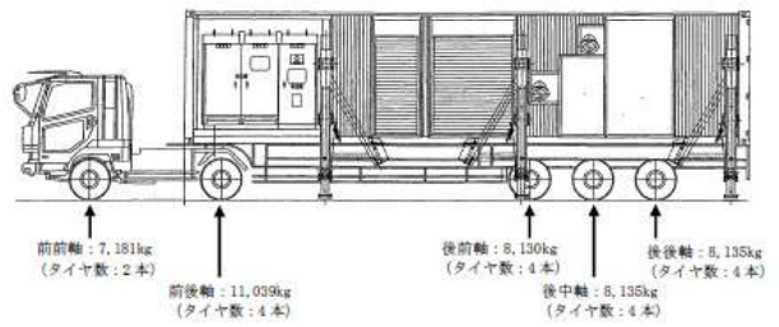
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
<p>f. 地盤支持力に対する影響評価</p> <p>⑦地盤支持力の不足</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>地盤支持力の評価については、可搬型設備のうち1輪当たりの重量が最も大きい熱交換器ユニットの地震時接地圧が、評価基準値を下回ることを確認する。</p> <p>地震時接地圧については、基準地震動 S_s による各保管エリアの地表面での鉛直最大応答加速度から鉛直震度係数を算定し、常時接地圧に乗じて算出する。</p> <p>常時接地圧については、可搬型設備の中から熱交換器ユニット（約 43t）を対象車両とし、最も荷重の大きい前輪重量から算出する。</p> <p>各保管エリアの評価基準値については、地表面の地質状況から設定する。</p> <p>基準地震動 S_s による各保管エリアの鉛直震度係数を第5-8表、熱交換器ユニットの常時接地圧を第5-11図に示す。</p> <p>なお、第2保管エリアは、岩盤に直接支持され基準地震動 S_s に対して機能維持する地下構造物である淡水貯水槽上に可搬型設備（車両型）を設置することから評価対象から除外する。</p> <p>(b) 接地圧の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時接地圧：最も荷重の大きい前輪重量（1輪当たり 3,910kg）をタイヤの接地面積（0.295m×0.2m）で除して算出（第5-11図参照） 地震時接地圧：常時接地圧×鉛直震度係数 	<p>d. 地盤支持力に対する影響評価</p> <p>⑥地盤支持力の不足</p> <p>(a) 接地圧の評価方法</p> <p>第1, 3, 4保管エリアについては、第3-14図に示す可搬型設備のうち接地圧が最も大きい移動式代替熱交換設備（42,620kg）を代表として常時・地震時接地圧を以下により算出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時接地圧：移動式代替熱交換設備の前前軸重量（7,181kg）から舗装による荷重分散を考慮して算出 地震時接地圧：常時接地圧×鉛直震度係数^{※1} <p>第2保管エリアについては、盛土上の輪谷貯水槽（西1/西2）の上であることから、盛土の地盤支持力に対して可搬型設備と輪谷貯水槽（西1/西2）の重量を足した地震時接地圧を以下により算出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時接地圧：大量送水車、中型ホース展張車（150A）、可搬型ストレーナの合計重量（21,194kg）に輪谷貯水槽（西1/西2）1槽分の重量を加え、輪谷貯水槽（西1/西2）1槽分の面積による荷重分散を考慮して算出 地震時接地圧：常時接地圧×鉛直震度係数^{※1} <p>※1：基準地震動 S_s の地震力による各保管場所の地表面での鉛直最大応答加速度から鉛直震度係数を算出。（第3-13表）</p> <p>第3-13表 保管場所における地表面での鉛直最大応答加速度及び鉛直震度係数</p> <table border="1" data-bbox="943 1690 1748 1921"> <thead> <tr> <th colspan="2">保管場所</th> <th>地表面での鉛直最大応答加速度</th> <th>鉛直震度係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1保管エリア</td> <td>岩盤部</td> <td>707Gal</td> <td>1.73</td> </tr> <tr> <td>埋戻部</td> <td>666Gal</td> <td>1.68</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第2保管エリア</td> <td>1,055Gal</td> <td>2.08</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第3保管エリア</td> <td>452Gal</td> <td>1.47</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第4保管エリア</td> <td>465Gal</td> <td>1.48</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所		地表面での鉛直最大応答加速度	鉛直震度係数	第1保管エリア	岩盤部	707Gal	1.73	埋戻部	666Gal	1.68	第2保管エリア		1,055Gal	2.08	第3保管エリア		452Gal	1.47	第4保管エリア		465Gal	1.48	<p>e. 地盤支持力に対する影響評価</p> <p>⑦地盤支持力の不足</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>地盤支持力の評価については、可搬型設備のうち1輪当たりの重量が最も大きい可搬型代替電源車の地震時接地圧が、評価基準値を下回ることを確認する。</p> <p>地震時接地圧については、基準地震動による各保管エリアの地表面での鉛直最大応答加速度から鉛直震度係数を算定し、常時接地圧に乗じて算出する。</p> <p>常時接地圧については、可搬型設備の中から可搬型代替電源車（約 48t）を対象車両とし、最も荷重の大きい前輪重量から算出する。</p> <p>各保管エリアの評価基準値については、地表面の地質状況から設定する。</p> <p>基準地震動による各保管エリアの鉛直震度係数を第5-8表、可搬型代替電源車の常時接地圧を第5-16図に示す。</p> <p>なお、51m 倉庫車庫エリアは、MMR を介して岩盤に支持され、基準地震動に対して倒壊しない設計とする建屋である51m 倉庫車庫の中に可搬型設備（車両型）を設置することから評価対象から除外する。</p> <p>また、T.P.10m 盤集水樹は、置換コンクリートを介して岩盤に支持され、基準地震動に対して機能維持する構造物である集水樹の中に放射性物質吸着剤を設置することから評価対象から除外する。</p> <p>(b) 接地圧の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時接地圧：最も荷重の大きい前輪重量（1輪当たり 3,042.5kg）をタイヤの接地面積（0.275m×0.2m）で除して算出（第5-16図参照） 地震時接地圧：常時接地圧×鉛直震度係数 	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時接地圧の算出において考慮する設備の相違。 <p>【島根】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準地震動に対して機能維持する構造物の中に可搬型設備を保管するため、評価対象から除外。 <p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時接地圧について、島根は舗装による荷重分散を考慮。泊は女川同様に、タイヤの接地面積から算出。 <p>【島根】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では、鉛直震度係数の説明を「(a)評価方法」の本文中に記載。 泊では、地表面での鉛直最大応答加速度及び鉛直震度係数を「(c)評価基準値の設定」に記載。
保管場所		地表面での鉛直最大応答加速度	鉛直震度係数																							
第1保管エリア	岩盤部	707Gal	1.73																							
	埋戻部	666Gal	1.68																							
第2保管エリア		1,055Gal	2.08																							
第3保管エリア		452Gal	1.47																							
第4保管エリア		465Gal	1.48																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(c) 評価基準値の設定</p> <p>第1、第3及び第4保管エリアはC_M級以上の岩盤及びMMRで構成されているため、C_M級以上の岩盤及びMMRについて個別に支持力評価を実施する。</p> <p>C_M級以上の岩盤の支持力及びMMRの支持力は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1及び第4保管エリアにおけるC_M級以上の岩盤部については、牧の浜部層におけるC_M級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を11,400kN/m²とする。 第3保管エリアにおけるC_M級以上の岩盤部については、狐崎部層におけるC_M級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を13,700kN/m²とする。 MMRについては、MMR下部のC_M級岩盤の支持力試験結果に基づき設定する。 	<p>第3-14図 移動式代替熱交換設備の仕様</p>  <p>前前軸：7,181kg (タイヤ数：2本) 前後軸：11,039kg (タイヤ数：4本) 後前軸：8,130kg (タイヤ数：4本) 後中軸：8,135kg (タイヤ数：4本) 後後軸：8,135kg (タイヤ数：4本)</p> <p>(b) 評価基準値の設定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1保管エリアの可搬型設備はC_L級～C_H級の岩盤（一部、埋戻部）に設置されていることから、岩盤部と埋戻部を対象に評価する。岩盤部については、安全側の評価の観点から、平板載荷試験結果に基づくC_L級岩盤の地盤支持力を評価基準値に設定した。また、埋戻部については、安全側の評価の観点から、平板載荷試験結果に基づく埋戻土（掘削ズリ）の地盤支持力を評価基準値に設定した。 第2保管エリアの可搬型設備は、盛土上の輪谷貯水槽（西1/西2）の上に設置されることから、安全側の評価の観点から、平板載荷試験結果に基づく埋戻土（掘削ズリ）の地盤支持力を評価基準値に設定した。 第3保管エリアの可搬型設備はC_L級～C_H級の岩盤に設置されているが、安全側の評価の観点から、平板載荷試験結果に基づくC_L級岩盤の地盤支持力を評価基準値に設定した。 第4保管エリアは岩盤（一部、埋戻部）であり、可搬型設備は岩盤部に設置されていることから、岩盤部を対象に評価する。岩盤部については、安全側の評価の観点から、平板載荷試験結果に基づくC_L級岩盤の地盤支持力を評価基準値に設定した。 	<p>(c) 評価基準値の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所エリアの可搬型設備はMMRを介して火砕岩類C級岩盤に設置されていることから、MMR下部の火砕岩類C級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を13,700kN/m²とする。 1号炉西側31mエリアの可搬型設備は火砕岩類B級～A級の岩盤に設置されていることから、火砕岩類B級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を13,700kN/m²とする。 1,2号炉北側31mエリアの可搬型設備は火砕岩類C級～A級岩盤に設置されていることから、火砕岩類C級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を13,700kN/m²とする。 2号炉東側31mエリア(a)の可搬型設備は火砕岩類D級～B級の岩盤に設置されていることから、火砕岩類D級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を11,700kN/m²とする。 2号炉東側31mエリア(b)の可搬型設備は火砕岩類D級～B級及び安山岩A_{II}級の岩盤に設置されていることから、火砕岩類D級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を11,700kN/m²とする。 	<p>【女川及び島根】 地盤の相違 ・プラントの相違による評価基準値の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

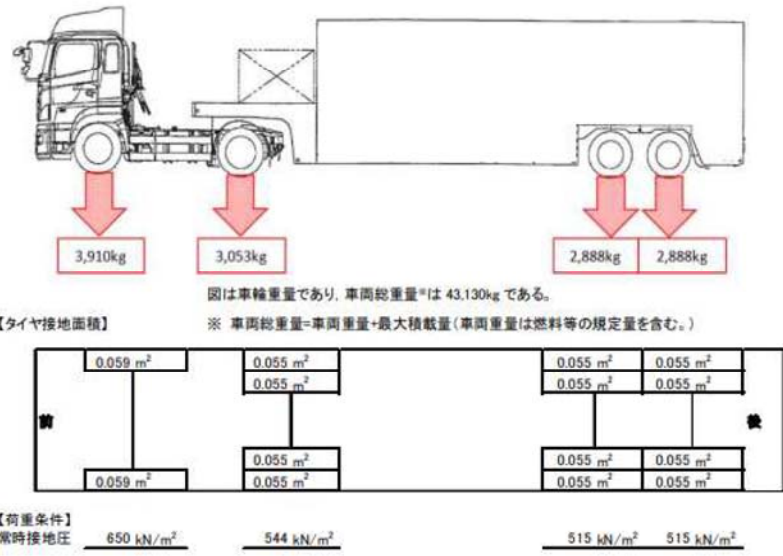
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

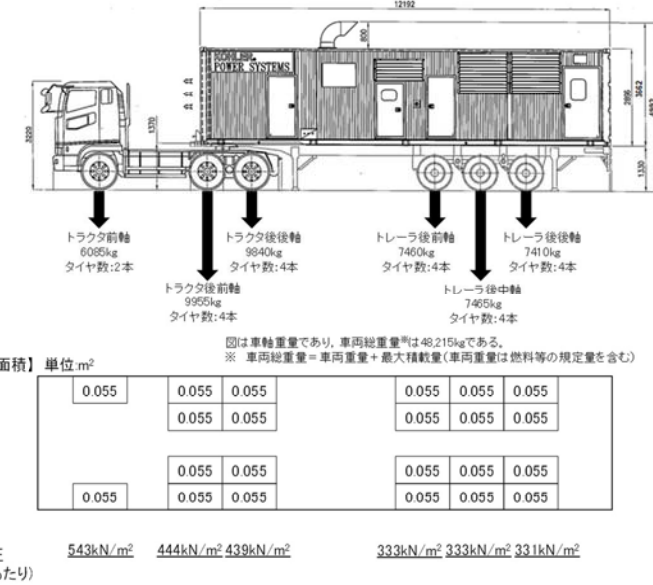
島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



第5-11図 熱交換器ユニットの常時接地圧



第5-16図 可搬型代替電源車の常時接地圧

第5-8表 地表面での鉛直最大応答加速度及び鉛直震度係数

保管場所	支持地盤	基準地震動 Ss	鉛直最大応答加速度 (gal)	鉛直震度係数
第1保管エリア	C _u 級以上の岩盤	Ss-D1	427	1.44
		Ss-D2	403	1.42
		Ss-D3	377	1.39
		Ss-F1	288	1.30
		Ss-F2	403	1.42
		Ss-F3	384	1.40
	MMR部	Ss-N1	290	1.30
		Ss-D1	431	1.44
		Ss-D2	407	1.42
		Ss-D3	384	1.40
		Ss-F1	291	1.30
		Ss-F2	408	1.42
第3保管エリア	C _u 級以上の岩盤	Ss-D1	469	1.48
		Ss-D2	449	1.46
		Ss-D3	442	1.46
		Ss-F1	314	1.33
		Ss-F2	438	1.45
		Ss-F3	421	1.43
	MMR部	Ss-N1	313	1.32
		Ss-D1	525	1.54
		Ss-D2	501	1.52
		Ss-D3	506	1.52
		Ss-F1	340	1.35
		Ss-F2	473	1.49
Ss-F3	454	1.47		
Ss-N1	338	1.35		

第5-8表 地表面での鉛直最大応答加速度及び鉛直震度係数

保管場所	支持地盤	基準地震動	鉛直最大応答加速度 (Gal)	鉛直震度係数
緊急時対策所エリア	火砕岩類 C級岩盤	迫而【地震津波側審査の反映】 (基準地震動策定後、評価を実施するため)		
1号炉西側31mエリア	火砕岩類 B級以上の岩盤			
1,2号炉北側31mエリア	火砕岩類 C級以上の岩盤			
2号炉東側31mエリア(a)	火砕岩類 D級以上の岩盤			
2号炉東側31mエリア(b)	火砕岩類 D級以上の岩盤			

【女川】記載内容の相違
 ・常時接地圧の算出において考慮する設備の相違。

【島根】記載箇所の相違
 ・島根は保管場所の地表面における鉛直最大応答加速度及び鉛直震度係数を「(a)評価方法」の本文中に記載。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉					島根原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>支持地盤</th> <th>基準地震動 Ss</th> <th>鉛直最大応答加速度 (gal)</th> <th>鉛直震度係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">第4保管エリア</td> <td rowspan="7">C_u級以上の岩盤</td> <td>Ss-D1</td> <td>505</td> <td>1.52</td> </tr> <tr> <td>Ss-D2</td> <td>466</td> <td>1.48</td> </tr> <tr> <td>Ss-D3</td> <td>443</td> <td>1.46</td> </tr> <tr> <td>Ss-F1</td> <td>322</td> <td>1.33</td> </tr> <tr> <td>Ss-F2</td> <td>454</td> <td>1.47</td> </tr> <tr> <td>Ss-F3</td> <td>431</td> <td>1.44</td> </tr> <tr> <td>Ss-N1</td> <td>331</td> <td>1.34</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">MMR部</td> <td>Ss-D1</td> <td>509</td> <td>1.52</td> </tr> <tr> <td>Ss-D2</td> <td>471</td> <td>1.49</td> </tr> <tr> <td>Ss-D3</td> <td>436</td> <td>1.45</td> </tr> <tr> <td>Ss-F1</td> <td>323</td> <td>1.33</td> </tr> <tr> <td>Ss-F2</td> <td>451</td> <td>1.47</td> </tr> <tr> <td>Ss-F3</td> <td>427</td> <td>1.44</td> </tr> <tr> <td>Ss-N1</td> <td>333</td> <td>1.34</td> </tr> </tbody> </table>					保管場所	支持地盤	基準地震動 Ss	鉛直最大応答加速度 (gal)	鉛直震度係数	第4保管エリア	C _u 級以上の岩盤	Ss-D1	505	1.52	Ss-D2	466	1.48	Ss-D3	443	1.46	Ss-F1	322	1.33	Ss-F2	454	1.47	Ss-F3	431	1.44	Ss-N1	331	1.34	MMR部	Ss-D1	509	1.52	Ss-D2	471	1.49	Ss-D3	436	1.45	Ss-F1	323	1.33	Ss-F2	451	1.47	Ss-F3	427	1.44	Ss-N1	333	1.34	<p>(c) 地盤支持力の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 地盤支持力について評価した結果、第3-14表のとおり地震時接地圧は評価基準値内であり、影響がないことを確認した。 					<p>(d) 評価結果</p> <p>追而【地震津波側審査の反映】 (基準地震動策定後、評価を実施するため)</p> <p>地盤支持力の不足に対する影響評価結果を第5-10表に示す。</p> <p>：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>					<p>【島根】記載内容の相違 ・泊は女川同様に、支持力評価結果、影響評価結果をそれぞれ記載。</p>
保管場所	支持地盤	基準地震動 Ss	鉛直最大応答加速度 (gal)	鉛直震度係数																																																													
第4保管エリア	C _u 級以上の岩盤	Ss-D1	505	1.52																																																													
		Ss-D2	466	1.48																																																													
		Ss-D3	443	1.46																																																													
		Ss-F1	322	1.33																																																													
		Ss-F2	454	1.47																																																													
		Ss-F3	431	1.44																																																													
		Ss-N1	331	1.34																																																													
	MMR部	Ss-D1	509	1.52																																																													
		Ss-D2	471	1.49																																																													
		Ss-D3	436	1.45																																																													
		Ss-F1	323	1.33																																																													
		Ss-F2	451	1.47																																																													
		Ss-F3	427	1.44																																																													
		Ss-N1	333	1.34																																																													
<p>(d) 評価結果</p> <p>第5-9表に示すとおり、基準地震動 Ss に基づき算定した地震時最大接地圧は評価基準値を下回っており、地盤支持力に対する問題はない。</p> <p>また、車両設備の地震時の片側浮き上がりを想定しても、地震時接地圧の2倍値が評価基準値を超えないことを確認している。</p> <p>地盤支持力の不足に対する影響評価結果を第5-10表に示す。</p>					<p>第3-14表 地盤支持力の評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>地震時接地圧 (N/mm²)</th> <th>評価基準値 (N/mm²)</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1保管エリア</td> <td>岩盤部</td> <td>1.1</td> <td>3.92</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>埋戻部</td> <td>1.0</td> <td>1.20</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>第2保管エリア</td> <td>0.4</td> <td>1.20</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>第3保管エリア</td> <td>0.9</td> <td>3.92</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>第4保管エリア</td> <td>0.9</td> <td>3.92</td> <td>問題なし</td> </tr> </tbody> </table>					保管場所	地震時接地圧 (N/mm ²)	評価基準値 (N/mm ²)	評価結果	第1保管エリア	岩盤部	1.1	3.92	問題なし	埋戻部	1.0	1.20	問題なし	第2保管エリア	0.4	1.20	問題なし	第3保管エリア	0.9	3.92	問題なし	第4保管エリア	0.9	3.92	問題なし	<p>第5-9表 保管場所の支持力評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>評価箇所</th> <th>地震時接地圧</th> <th>評価基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策所エリア</td> <td>火砕岩類</td> <td rowspan="14">追而【地震津波側審査の反映】 (基準地震動策定後、評価を実施するため)</td> <td rowspan="2">13,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td>C級岩盤</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1号炉西側31mエリア</td> <td>火砕岩類</td> <td rowspan="2">13,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td>B級以上の岩盤</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,2号炉北側31mエリア</td> <td>火砕岩類</td> <td rowspan="2">13,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td>C級以上の岩盤</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2号炉東側31mエリア(a)</td> <td>火砕岩類</td> <td rowspan="2">11,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td>D級以上の岩盤</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2号炉東側31mエリア(b)</td> <td>火砕岩類</td> <td rowspan="2">11,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td>D級以上の岩盤</td> </tr> </tbody> </table>					保管場所	評価箇所	地震時接地圧	評価基準値	緊急時対策所エリア	火砕岩類	追而【地震津波側審査の反映】 (基準地震動策定後、評価を実施するため)	13,700kN/m ²	C級岩盤	1号炉西側31mエリア	火砕岩類	13,700kN/m ²	B級以上の岩盤	1,2号炉北側31mエリア	火砕岩類	13,700kN/m ²	C級以上の岩盤	2号炉東側31mエリア(a)	火砕岩類	11,700kN/m ²	D級以上の岩盤	2号炉東側31mエリア(b)	火砕岩類	11,700kN/m ²	D級以上の岩盤	
保管場所	地震時接地圧 (N/mm ²)	評価基準値 (N/mm ²)	評価結果																																																														
第1保管エリア	岩盤部	1.1	3.92	問題なし																																																													
	埋戻部	1.0	1.20	問題なし																																																													
第2保管エリア	0.4	1.20	問題なし																																																														
第3保管エリア	0.9	3.92	問題なし																																																														
第4保管エリア	0.9	3.92	問題なし																																																														
保管場所	評価箇所	地震時接地圧	評価基準値																																																														
緊急時対策所エリア	火砕岩類	追而【地震津波側審査の反映】 (基準地震動策定後、評価を実施するため)	13,700kN/m ²																																																														
	C級岩盤																																																																
1号炉西側31mエリア	火砕岩類		13,700kN/m ²																																																														
	B級以上の岩盤																																																																
1,2号炉北側31mエリア	火砕岩類		13,700kN/m ²																																																														
	C級以上の岩盤																																																																
2号炉東側31mエリア(a)	火砕岩類		11,700kN/m ²																																																														
	D級以上の岩盤																																																																
2号炉東側31mエリア(b)	火砕岩類		11,700kN/m ²																																																														
	D級以上の岩盤																																																																
<p>第5-10表 地盤支持力に対する影響評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑦ 地盤支持力の不足</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> </tr> </tbody> </table>					被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	⑦ 地盤支持力の不足	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	<p>第5-10表 地盤支持力に対する影響評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="5">評価結果</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所エリア</th> <th>1号炉西側31mエリア</th> <th>1,2号炉北側31mエリア</th> <th>2号炉東側31mエリア(a)</th> <th>2号炉東側31mエリア(b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑦ 地盤支持力の不足</td> <td colspan="5">追而【地震津波側審査の反映】 (基準地震動策定後、評価を実施するため)</td> </tr> </tbody> </table> <p>：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>					被害要因	評価結果					緊急時対策所エリア	1号炉西側31mエリア	1,2号炉北側31mエリア	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)	⑦ 地盤支持力の不足	追而【地震津波側審査の反映】 (基準地震動策定後、評価を実施するため)																													
被害要因	評価結果																																																																
	第1保管エリア		第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																												
⑦ 地盤支持力の不足	影響なし		影響なし	影響なし	影響なし																																																												
被害要因	評価結果																																																																
	緊急時対策所エリア	1号炉西側31mエリア	1,2号炉北側31mエリア	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)																																																												
⑦ 地盤支持力の不足	追而【地震津波側審査の反映】 (基準地震動策定後、評価を実施するため)																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>g. 地下構造物の損壊に対する影響評価</p> <p>⑧地下構造物の損壊</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>地下構造物の損壊による影響については、各保管エリアに地下構造物が存在するか確認する。</p> <p>地下構造物が存在する場合は、地震による地下構造物の損壊に対する影響を評価する。</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>第1及び第4保管エリアについては、地下構造物が存在しないことから影響はない。</p> <p>第2保管エリアについては、保管エリア下部に淡水貯水槽があるが、基準地震動 S_s に対して機能維持する設計としていることから、損壊に対する影響はない。</p> <p>第3保管エリアについては、保管エリア下部に2号炉排気筒連絡ダクトがあるが、岩盤内に設置されており、基準地震動 S_s に対して機能維持する設計としていることから、損壊に対する影響はない。</p> <p>地下構造物の損壊に対する影響評価結果を第5-11表に示す。</p>	<p>e. 地中埋設構造物の損壊に対する影響評価</p> <p>⑦地中埋設構造物の損壊</p> <p>地中埋設構造物の損壊に対する影響評価結果を第3-15表に示す。</p> <p>建設工事の記録やプラントウォークダウンの結果、第1保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアには損壊が想定される地中埋設構造物が存在しないことから、地中埋設構造物の損壊による影響はないため、評価対象から除く。第2保管エリアにおける地中埋設構造物の損壊の評価地点を第3-15図に示す。第2保管エリアには輪谷貯水槽（西1/西2）があるが、基準地震動 S_s に対して損壊しない設計とする。なお、輪谷貯水槽（西1/西2）の耐震評価結果は詳細設計段階で示す。（別紙(28)参照）</p>  <p>第3-15図 第2保管エリア 損壊評価地点</p>	<p>f. 地下構造物の損壊に対する影響評価</p> <p>⑧地下構造物の損壊</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>地下構造物の損壊による影響については、各保管エリアに地下構造物が存在するか確認する。</p> <p>地下構造物が存在する場合は、地震による地下構造物の損壊に対する影響を評価する。</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>51m 倉庫車庫エリア、緊急時対策所エリア、1号炉西側31m エリア、1,2号炉北側31m エリア及び T.P.10m 盤集水柵については、地下構造物が存在しないことから影響はない。</p> <p>2号炉東側31m エリア (a) 及び2号炉東側31m エリア (b) 下部には、第5-13 図及び第5-14 図に示すとおり道路排水設備があるが、岩着しておりコンクリートで埋め戻されていることから、損壊に対する影響はない。</p> <p>また、2号炉東側31m エリア (b) 下部には、CV ケーブルトンネルがあるが、岩盤内に設置されていることから、損壊に対する影響はない。</p> <p>地下構造物の損壊に対する影響評価結果を第5-11表に示す。</p> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>	<p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川と同様に評価方法、評価結果を記載。評価方法に相違はない。 <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による評価結果の相違。評価方法に相違はない。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																			
<p>第5-11表 地下構造物の損壊に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="103 220 911 378"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑧ 地下構造物の損壊</td> <td>該当なし</td> <td>影響なし [Ss機能維持]</td> <td>影響なし [Ss機能維持]</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	⑧ 地下構造物の損壊	該当なし	影響なし [Ss機能維持]	影響なし [Ss機能維持]	該当なし	<p>第3-15表 地中埋設構造物の損壊に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1092 241 1626 382"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑦地中埋設構造物の損壊</td> <td>該当なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	⑦地中埋設構造物の損壊	該当なし	問題なし	該当なし	該当なし	<p>第5-11表 地下構造物の損壊に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1777 231 2585 436"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="7">評価結果</th> </tr> <tr> <th>51m倉庫車庫エリア</th> <th>緊急時対策所エリア</th> <th>1号炉西側31mエリア</th> <th>1,2号炉北側31mエリア</th> <th>2号炉東側31mエリア(a)</th> <th>2号炉東側31mエリア(b)</th> <th>I.P.10m盤集水幹</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑧地下構造物の損壊</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1964 478 2576 562" style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する </div>	被害要因	評価結果							51m倉庫車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側31mエリア	1,2号炉北側31mエリア	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)	I.P.10m盤集水幹	⑧地下構造物の損壊	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	影響なし	影響なし	該当なし	
被害要因		評価結果																																																				
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																		
⑧ 地下構造物の損壊	該当なし	影響なし [Ss機能維持]	影響なし [Ss機能維持]	該当なし																																																		
被害要因	評価結果																																																					
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																		
⑦地中埋設構造物の損壊	該当なし	問題なし	該当なし	該当なし																																																		
被害要因	評価結果																																																					
	51m倉庫車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側31mエリア	1,2号炉北側31mエリア	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)	I.P.10m盤集水幹																																															
⑧地下構造物の損壊	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	影響なし	影響なし	該当なし																																															

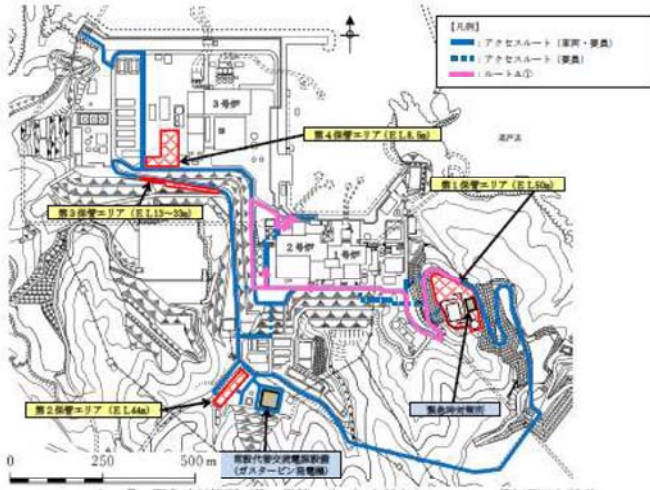
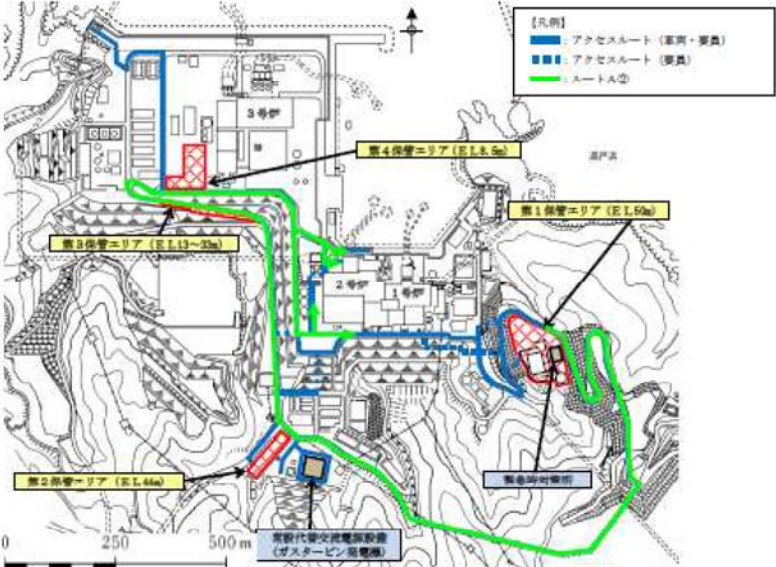
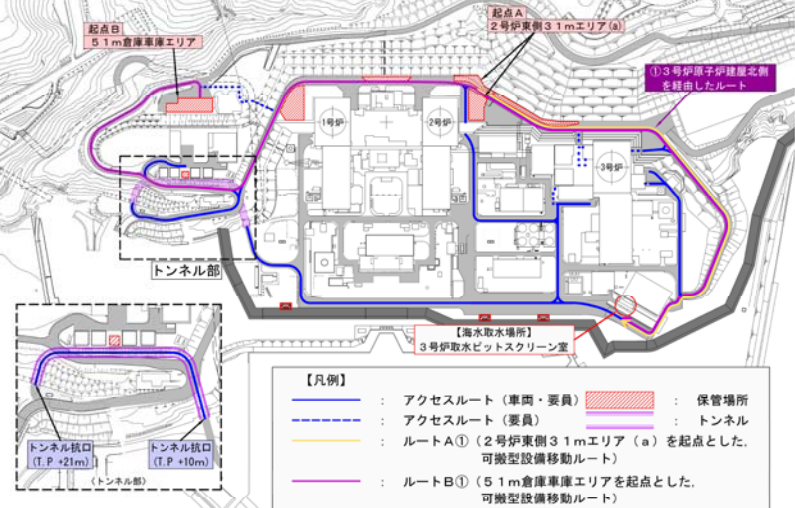
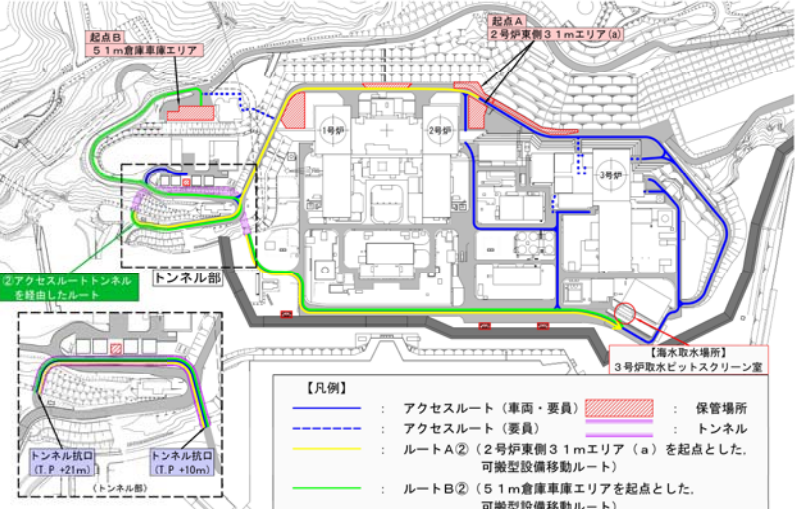
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6. 屋外アクセスルートの評価</p> <p>「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において想定する自然現象のうち屋外アクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震であることが確認されたことから、屋外アクセスルートに対する地震による影響評価を実施する。</p>	<p>4. 屋外のアクセスルートの評価</p> <p>(1) アクセスルートの概要</p> <p>アクセスルート（車両）はおおむね幅員7mの道路であり、第4-1図に示すとおり緊急時対策所及び4箇所の保管場所から設置場所及び接続場所まで、複数ルートでアクセスが可能であり、可搬型設備の運搬、緊急時対策要員の移動、重大事故等発生時に必要な設備（ガスタービン発電機用軽油タンク、常設代替交流電源設備等）の状況把握、対応が可能である。（別紙(5)参照）</p>	<p>6. 屋外のアクセスルートの評価</p> <p>「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において想定する自然現象のうち屋外のアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震であることが確認されたことから、屋外のアクセスルートに対する地震による影響評価を実施する。</p> <p>(1) アクセスルートの概要</p> <p>アクセスルート（車両）は幅員6m以上の道路であり、第6-1図、6-2図に示すとおり保管場所から設置場所及び接続場所まで、複数ルートでアクセスが可能であり、可搬型設備の運搬、発電所災害対策要員の移動、重大事故等発生時に必要な設備（ディーゼル発電機燃料油貯油槽、常設代替交流電源設備等）の状況把握、対応が可能である。（別紙(37)参照）</p>	<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の資料構成は女川をベースに島根の審査知見を取り入れている。 <p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は島根と同様にアクセスルートの概要を記載。

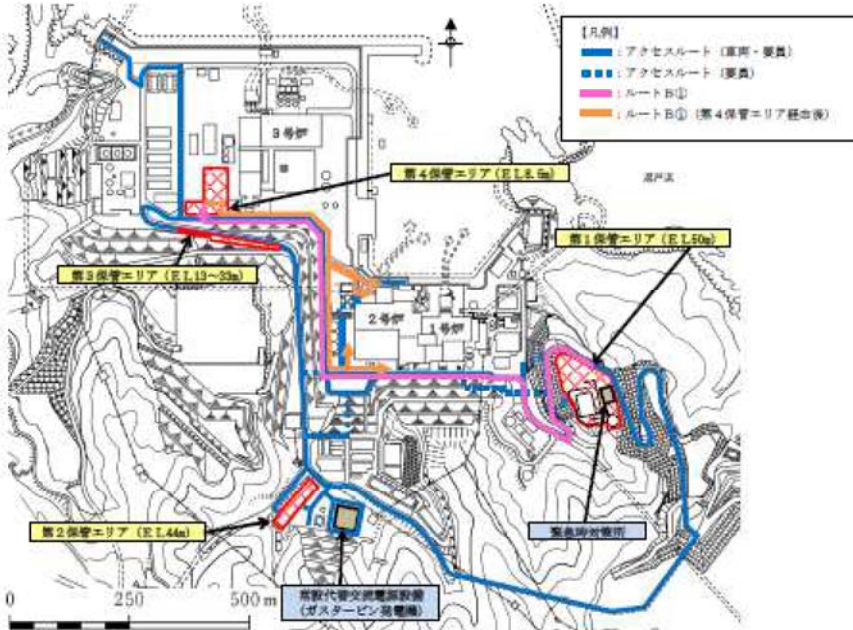
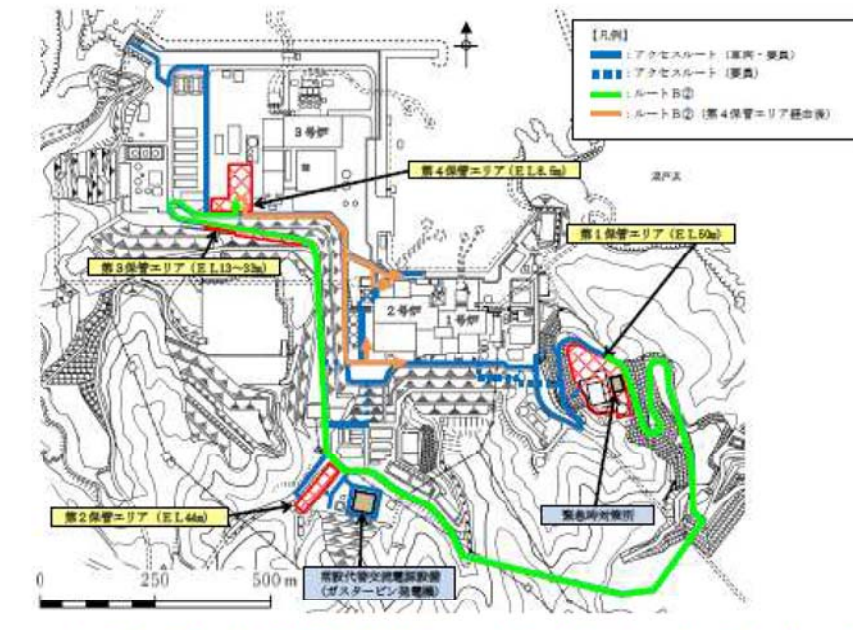
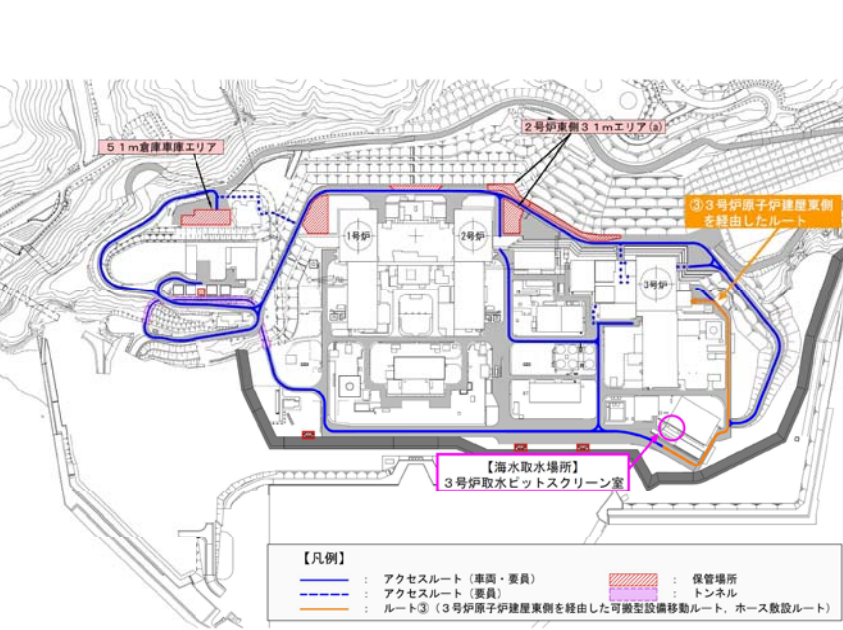
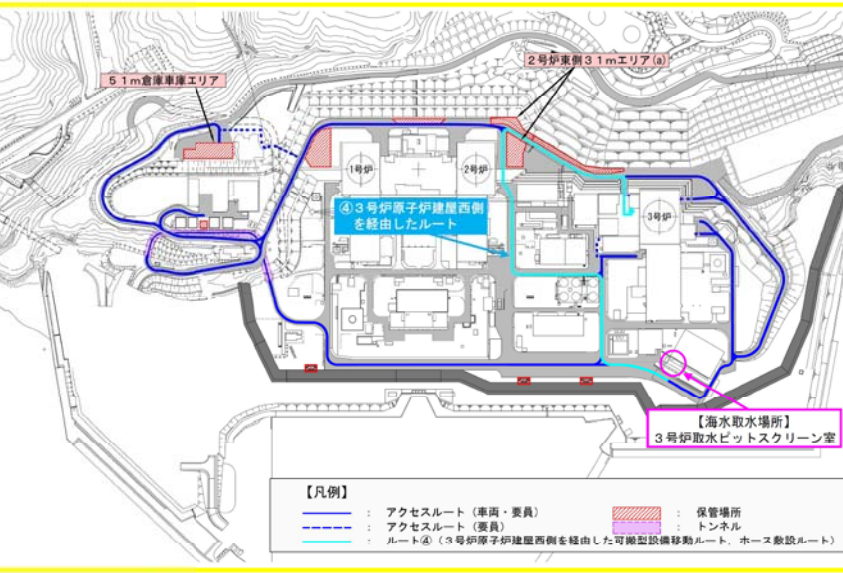
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートA①：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側を經由したE L8.5m 及びE L15m エリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートA②：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点とし、第二輪谷トンネルを經由したE L8.5m 及びE L15m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第4-1図 保管場所からのアクセスルート概要(1/4)</p>	 <p>ルートA①※：2号炉東側31m エリア(a)を起点とし、3号炉原子炉建屋北側を經由した T.P.+10m 作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>ルートB①※：51m 倉庫車庫エリアを起点とし、3号炉原子炉建屋北側を經由した T.P.+10m 作業場所（海水取水場所）へのルート</p>  <p>ルートA②※：2号炉東側31m エリア(a)を起点とし、アクセスルートトンネルを經由した T.P.+10m 作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>ルートB②※：51m 倉庫車庫エリアを起点とし、アクセスルートトンネルを經由した T.P.+10m 作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>【ルート距離（保管場所～3号取水ピットスクリーン室）】 ルートA①：760m, ルートB①：1,710m ルートA②：1,570m, ルートB②：1,590m</p> <p>※：有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットの補給に係るルート</p> <p>第6-1図 保管場所から T.P.+10m 作業場所（海水取水場所）へのアクセスルート概要</p>	<p>【島根】設計内容の相違・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

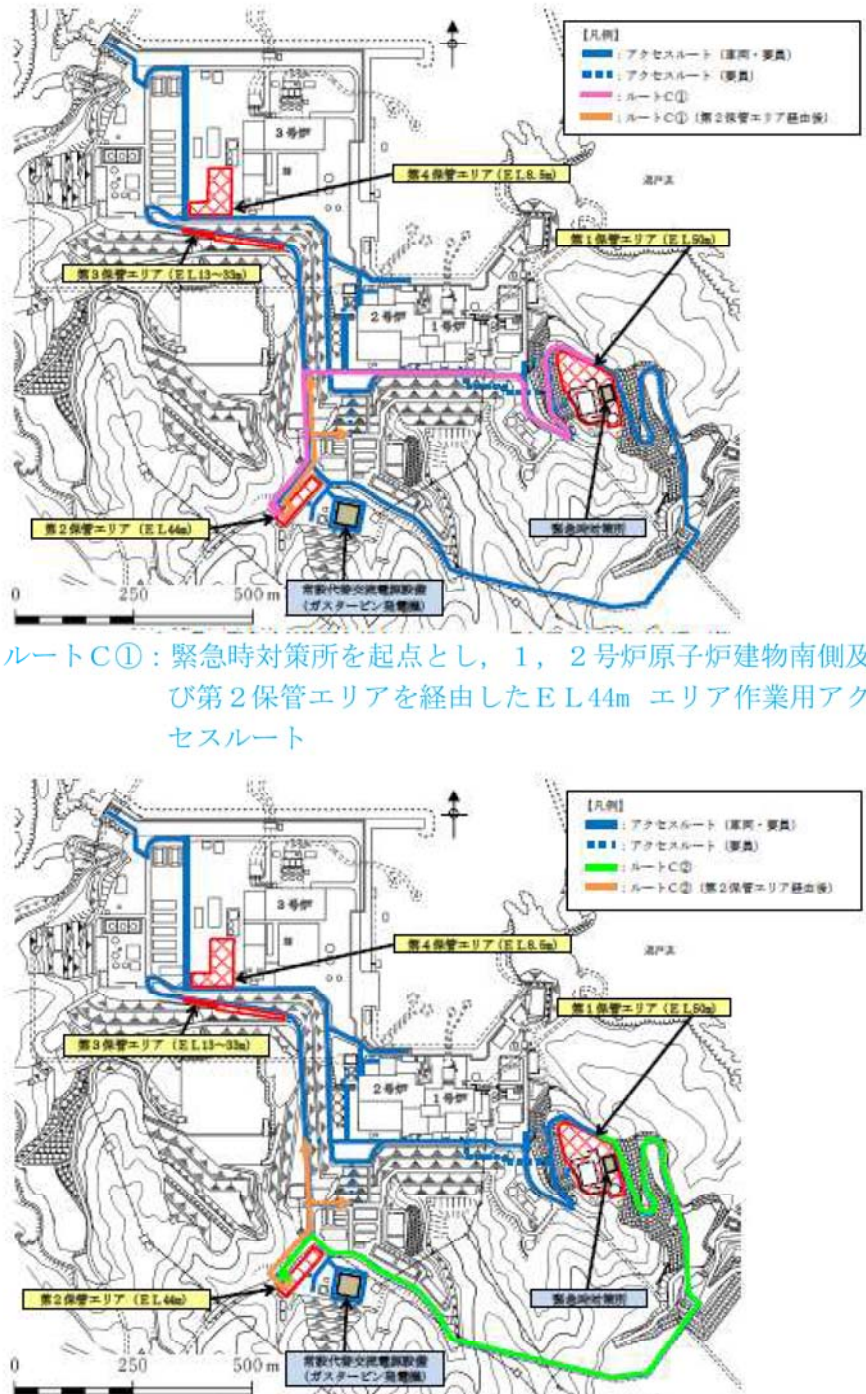
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートB①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第4保管エリアを経由したE L8.5m 及びE L15m エリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートB②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第4保管エリアを経由したE L8.5m 及びE L15m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第4-1 図 保管場所からのアクセスルート概要(2/4)</p>	 <p>ルート③※：3号炉原子炉建屋東側を経由したルート</p>  <p>ルート④※：3号炉原子炉建屋西側を経由したルート 【ルート距離（3号取水ピットスクリーン室～建屋接続口）】 ルート③：350m, ルート④：800m</p> <p>※：有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットの補給に係るルート</p> <p>第6-2 図 T.P.+10m 作業場所（海水取水場所）から建屋入口へのアクセスルート概要</p>	<p>【島根】設計内容の相違・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

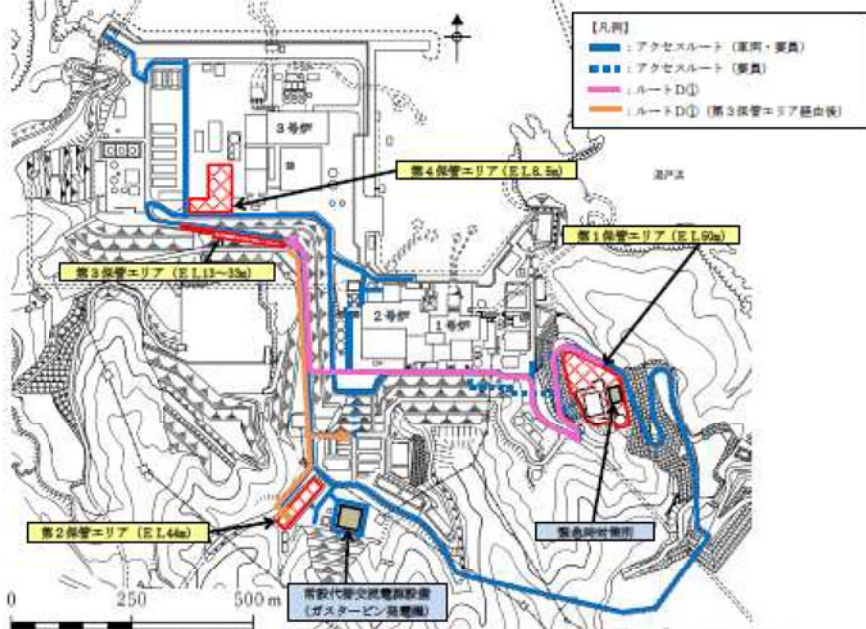
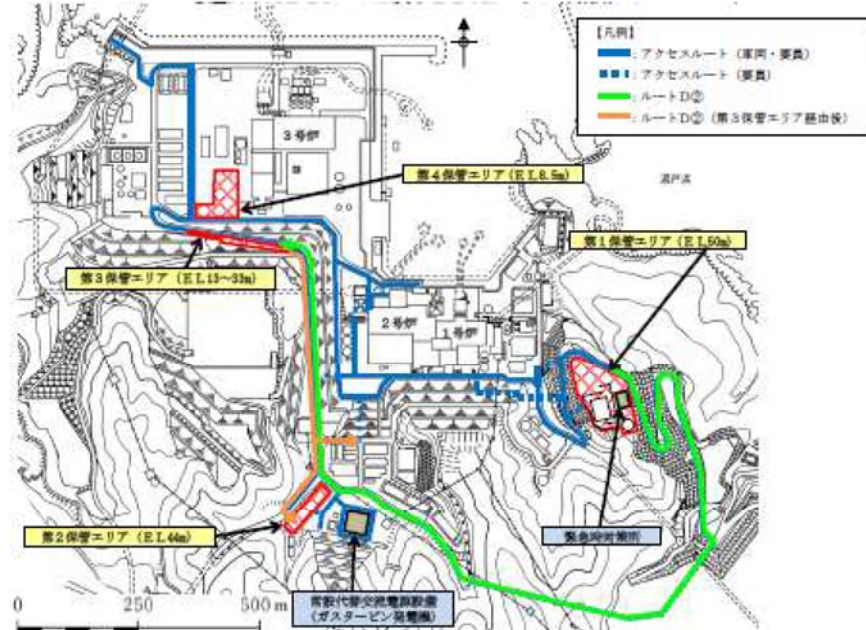
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートC①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第2保管エリアを経由したE L44m エリア作業用アクセスルート</p> <p>ルートC②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第2保管エリアを経由したE L44m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第4-1図 保管場所からのアクセスルート概要(3/4)</p>		<p>【島根】設計内容の相違・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

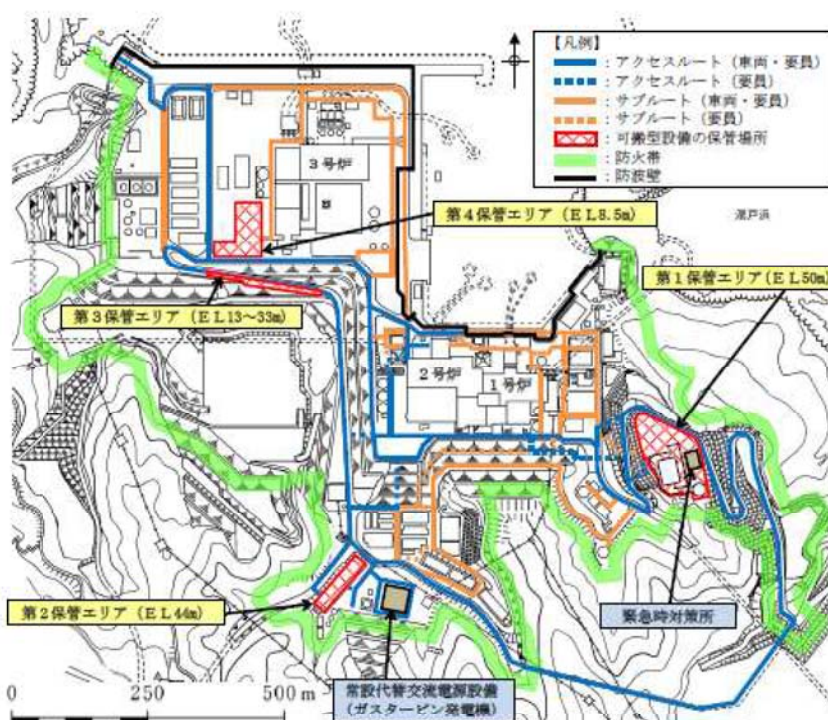
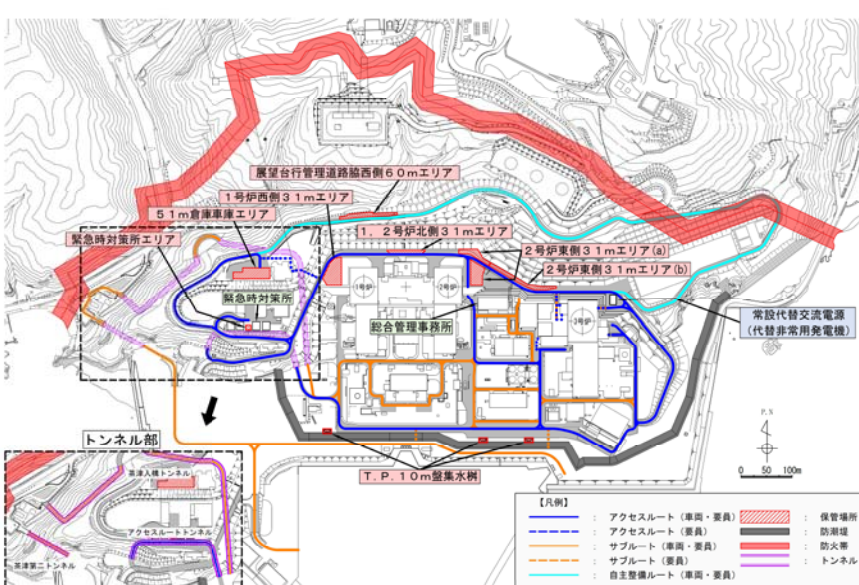
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートD①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第3保管エリアを経由したE L13~33m 及びE L44m エリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートD②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第3保管エリアを経由したE L13~33m 及びE L44m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第4-1図 保管場所からのアクセスルート概要(4/4)</p>		<p>【島根】設計内容の相違・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>また、第4-2図に示すとおり新規基準を満足するのみに止まらず、緊急時対策要員の安全性及びアクセスの多様性確保の観点も踏まえたサブルートを整備している。</p>  <p>第4-2図 保管場所からのアクセスルート概要(サブルート含む。)</p> <p>(2) 地震時におけるアクセスルート選定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震時におけるアクセスルートについては、地震時に想定される被害事象を考慮し、緊急時対策所～保管場所～2号炉までの「仮復旧により通路が確保可能なアクセスルート」を選定する。 仮復旧を実施するものについては、仮復旧に要する時間の評価を行う。 	<p>また、第6-3図に示すとおりアクセスの多様性確保の観点から、地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルートを使用可能な場合に活用するルートとして自主整備ルートを整備している。</p>  <p>第6-3図 屋外アクセスルートの概要(サブルート及び自主整備ルート含む)</p> <p>(2) 地震時におけるアクセスルート選定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震時におけるアクセスルートについては、地震時に想定される被害事象を考慮し、保管場所～3号炉までの「仮復旧により通路が確保可能なアクセスルート」を選定する。 仮復旧を実施するものについては、仮復旧に要する時間の評価を行う。 	<p>【島根】設計内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊はサブルート及び自主整備ルートを整備している。 <p>【島根】設計表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> プラントの相違によるアクセスルートの相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																				
<p>(1) 屋外アクセスルートへの影響評価</p> <p>地震による屋外アクセスルートへの被害要因及び被害事象を第6-1表のとおり想定し、設定した屋外アクセスルートが影響を受けないこと、又は重機による復旧が可能であることを確認する。</p> <p>なお、重機による復旧を実施するものについては、復旧に要する時間の評価を行う。</p>	<p>(3) 地震による被害想定の方針、対応方針</p> <p>地震によるアクセスルートへの影響について、第4-1表のとおり、網羅的に①～⑦の被害要因に対する被害事象、影響評価の方針及び対応方針を定めた。</p> <p>なお、サブルートは地震時に期待しないルートと位置付けるため、地震による影響評価の対象外とする。</p>	<p>(3) 屋外のアクセスルートへの影響評価</p> <p>地震による屋外のアクセスルートへの被害要因及び被害事象を第6-1表のとおり想定し、設定した屋外のアクセスルートが影響を受けないこと、又は重機による復旧が可能であることを確認する。</p> <p>重機による復旧を実施するものについては、復旧に要する時間の評価を行う。</p> <p>なお、地震時に期待しないルートと位置付けているサブルート及び使用が可能な場合に活用するルートと位置付けている自主整備ルートは、地震による影響評価の対象外とする。</p>	<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川の資料構成をベースに島根の審査知見を取り入れている。 																																																																				
<p>第6-1表 屋外アクセスルートに対する被害要因及び被害事象</p>	<p>第4-1表 アクセスルートにおいて地震により懸念される被害事象</p>	<p>第6-1表 屋外のアクセスルートに対する被害要因及び被害事象</p>	<p>【女川及び島根】</p>																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>自然現象</th> <th>屋外アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因</th> <th>屋外アクセスルートで懸念される被害事象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">地震</td> <td>① 周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）</td> <td>・損壊物によるルートの閉塞</td> </tr> <tr> <td>② 周辺タンクの損壊</td> <td>・損壊に伴う火災、溢水による通行不能</td> </tr> <tr> <td>③ 周辺斜面の崩壊</td> <td>・ルートへの土砂流入による通行不能</td> </tr> <tr> <td>④ 敷地下斜面のすべり</td> <td>・道路のすべりによる通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</td> <td>・ルートの不等沈下による通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑥ 液状化による地下構造物の浮き上がり</td> <td>・ルートの浮き上がった構造物による通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑦ 地下構造物の損壊</td> <td>・陥没による通行不能</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象	屋外アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	屋外アクセスルートで懸念される被害事象	地震	① 周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	・損壊物によるルートの閉塞	② 周辺タンクの損壊	・損壊に伴う火災、溢水による通行不能	③ 周辺斜面の崩壊	・ルートへの土砂流入による通行不能	④ 敷地下斜面のすべり	・道路のすべりによる通行不能	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・ルートの不等沈下による通行不能	⑥ 液状化による地下構造物の浮き上がり	・ルートの浮き上がった構造物による通行不能	⑦ 地下構造物の損壊	・陥没による通行不能	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被害要因</th> <th>懸念される被害事象</th> <th>影響評価の方針</th> <th>対応方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔等）</td> <td>損壊物によるアクセスルートの閉塞</td> <td>・Sクラス（S_s機能維持含む。）以外の構造物は建物の一部損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価</td> <td>・周辺構造物による損壊を想定しても必要な幅員を確保している。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による仮復旧を実施する。</td> </tr> <tr> <td>②周辺タンク等の損壊</td> <td>火災、溢水等による通行不能</td> <td>・Sクラス（S_s機能維持含む。）以外の可燃物、薬品、水を内包するタンク等の損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価</td> <td>・タンクの損壊による火災等が発生した場合にも必要な距離が確保される等によりアクセス性に影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は自衛消防隊による消火活動若しくは重機による仮復旧を実施する。</td> </tr> <tr> <td>③周辺斜面の崩壊</td> <td>アクセスルートへの土砂流入、道路損壊による通行不能</td> <td>・基準地震動S_sに対する安定性を評価</td> <td>・アクセスルート周辺の斜面及び敷地下斜面は、基準地震動S_sに対して安定性を有している。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による仮復旧を実施する。</td> </tr> <tr> <td>④道路面のすべり</td> <td>アクセスルートへの土砂流入、道路損壊による通行不能</td> <td>・基準地震動S_sに対する安定性を評価</td> <td>・アクセスルート周辺の斜面及び敷地下斜面は、基準地震動S_sに対して安定性を有している。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による仮復旧を実施する。</td> </tr> <tr> <td>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり</td> <td>アクセスルートの不等沈下、地中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能</td> <td>・地震時に発生する段差、浮き上がりの影響を評価</td> <td>・不等沈下に対する事前対策（段差緩和対策）を実施する。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による仮復旧を実施する。</td> </tr> <tr> <td>⑥地盤支持力の不足</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑦地中埋設構造物の損壊</td> <td>陥没による通行不能</td> <td>・陥没の可能性があるものを抽出し、アクセスルートへの影響を評価</td> <td>・地中埋設構造物について、地震によって損壊は生じない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による仮復旧を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	懸念される被害事象	影響評価の方針	対応方針	①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔等）	損壊物によるアクセスルートの閉塞	・Sクラス（S _s 機能維持含む。）以外の構造物は建物の一部損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価	・周辺構造物による損壊を想定しても必要な幅員を確保している。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による仮復旧を実施する。	②周辺タンク等の損壊	火災、溢水等による通行不能	・Sクラス（S _s 機能維持含む。）以外の可燃物、薬品、水を内包するタンク等の損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価	・タンクの損壊による火災等が発生した場合にも必要な距離が確保される等によりアクセス性に影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は自衛消防隊による消火活動若しくは重機による仮復旧を実施する。	③周辺斜面の崩壊	アクセスルートへの土砂流入、道路損壊による通行不能	・基準地震動S _s に対する安定性を評価	・アクセスルート周辺の斜面及び敷地下斜面は、基準地震動S _s に対して安定性を有している。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による仮復旧を実施する。	④道路面のすべり	アクセスルートへの土砂流入、道路損壊による通行不能	・基準地震動S _s に対する安定性を評価	・アクセスルート周辺の斜面及び敷地下斜面は、基準地震動S _s に対して安定性を有している。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による仮復旧を実施する。	⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり	アクセスルートの不等沈下、地中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能	・地震時に発生する段差、浮き上がりの影響を評価	・不等沈下に対する事前対策（段差緩和対策）を実施する。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による仮復旧を実施する。	⑥地盤支持力の不足	—	—	—	⑦地中埋設構造物の損壊	陥没による通行不能	・陥没の可能性があるものを抽出し、アクセスルートへの影響を評価	・地中埋設構造物について、地震によって損壊は生じない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による仮復旧を実施する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自然現象</th> <th>屋外のアクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因</th> <th>屋外のアクセスルートで懸念される被害事象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">地震</td> <td>①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）</td> <td>・損壊物によるルートの閉塞</td> </tr> <tr> <td>②周辺タンクの損壊</td> <td>・損壊に伴う火災、溢水による通行不能</td> </tr> <tr> <td>③周辺斜面の崩壊</td> <td>・ルートへの土砂流入による通行不能</td> </tr> <tr> <td>④敷地下斜面のすべり</td> <td>・道路のすべりによる通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</td> <td>・ルートの不等沈下による通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑥液状化による地下構造物の浮き上がり</td> <td>・ルートの浮き上がった構造物による通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑦地下構造物の損壊</td> <td>・陥没による通行不能</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象	屋外のアクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	屋外のアクセスルートで懸念される被害事象	地震	①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	・損壊物によるルートの閉塞	②周辺タンクの損壊	・損壊に伴う火災、溢水による通行不能	③周辺斜面の崩壊	・ルートへの土砂流入による通行不能	④敷地下斜面のすべり	・道路のすべりによる通行不能	⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・ルートの不等沈下による通行不能	⑥液状化による地下構造物の浮き上がり	・ルートの浮き上がった構造物による通行不能	⑦地下構造物の損壊	・陥没による通行不能	<p>記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による被害要因、被害対象の相違
自然現象	屋外アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	屋外アクセスルートで懸念される被害事象																																																																					
地震	① 周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	・損壊物によるルートの閉塞																																																																					
	② 周辺タンクの損壊	・損壊に伴う火災、溢水による通行不能																																																																					
	③ 周辺斜面の崩壊	・ルートへの土砂流入による通行不能																																																																					
	④ 敷地下斜面のすべり	・道路のすべりによる通行不能																																																																					
	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・ルートの不等沈下による通行不能																																																																					
	⑥ 液状化による地下構造物の浮き上がり	・ルートの浮き上がった構造物による通行不能																																																																					
	⑦ 地下構造物の損壊	・陥没による通行不能																																																																					
被害要因	懸念される被害事象	影響評価の方針	対応方針																																																																				
①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔等）	損壊物によるアクセスルートの閉塞	・Sクラス（S _s 機能維持含む。）以外の構造物は建物の一部損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価	・周辺構造物による損壊を想定しても必要な幅員を確保している。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による仮復旧を実施する。																																																																				
②周辺タンク等の損壊	火災、溢水等による通行不能	・Sクラス（S _s 機能維持含む。）以外の可燃物、薬品、水を内包するタンク等の損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価	・タンクの損壊による火災等が発生した場合にも必要な距離が確保される等によりアクセス性に影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は自衛消防隊による消火活動若しくは重機による仮復旧を実施する。																																																																				
③周辺斜面の崩壊	アクセスルートへの土砂流入、道路損壊による通行不能	・基準地震動S _s に対する安定性を評価	・アクセスルート周辺の斜面及び敷地下斜面は、基準地震動S _s に対して安定性を有している。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による仮復旧を実施する。																																																																				
④道路面のすべり	アクセスルートへの土砂流入、道路損壊による通行不能	・基準地震動S _s に対する安定性を評価	・アクセスルート周辺の斜面及び敷地下斜面は、基準地震動S _s に対して安定性を有している。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による仮復旧を実施する。																																																																				
⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり	アクセスルートの不等沈下、地中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能	・地震時に発生する段差、浮き上がりの影響を評価	・不等沈下に対する事前対策（段差緩和対策）を実施する。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による仮復旧を実施する。																																																																				
⑥地盤支持力の不足	—	—	—																																																																				
⑦地中埋設構造物の損壊	陥没による通行不能	・陥没の可能性があるものを抽出し、アクセスルートへの影響を評価	・地中埋設構造物について、地震によって損壊は生じない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による仮復旧を実施する。																																																																				
自然現象	屋外のアクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	屋外のアクセスルートで懸念される被害事象																																																																					
地震	①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	・損壊物によるルートの閉塞																																																																					
	②周辺タンクの損壊	・損壊に伴う火災、溢水による通行不能																																																																					
	③周辺斜面の崩壊	・ルートへの土砂流入による通行不能																																																																					
	④敷地下斜面のすべり	・道路のすべりによる通行不能																																																																					
	⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・ルートの不等沈下による通行不能																																																																					
	⑥液状化による地下構造物の浮き上がり	・ルートの浮き上がった構造物による通行不能																																																																					
	⑦地下構造物の損壊	・陥没による通行不能																																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 屋外アクセスルートの評価方法及び結果 屋外アクセスルートへの影響について、第6-1表の被害要因ごとに評価する。</p> <p>a. 周辺構造物の損壊に対する影響評価 ①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）</p> <p>(a) 評価方法 周辺構造物の損壊に対する影響評価について、保管場所と同様に屋外アクセスルート周辺の構造物を対象に、耐震Sクラス及び基準地震動 Ss により倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がないことを確認している構造物については、アクセスルートへの影響を及ぼさない構造物とする。</p> <p>耐震Sクラス及び基準地震動 Ss により倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がある構造物については、外装材の落下による影響範囲を建物の高さの半分として設定する。</p> <p>上記以外の構造物については、基準地震動 Ss により損壊し、屋外アクセスルート上にがれきが発生するものとして屋外アクセスルートへの影響を評価する。構造物の損壊による影響範囲は、構造物が根元からアクセスルート側に倒壊するものとして設定する。（別紙(10)参照）</p> <p>その結果、屋外アクセスルートにおいて損壊影響範囲内にあり、必要な道路幅(3.7m)※を確保できない区間を抽出する。</p> <p>※必要な道路幅 3.7m は可搬型重大事故等対処設備において最大車幅(2.5m)となる「熱交換器ユニット」に必要な道路幅に余裕を見た道路幅</p>	<p>(4) 被害想定</p> <p>①周辺構造物の損壊(建物、鉄塔等)</p> <p>a. 評価方針 周辺構造物の損壊に対する影響評価について、耐震Sクラス又は基準地震動 S s により倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がないことを確認した構造物は、アクセスルートへ影響を及ぼさないと評価する。</p> <p>耐震Sクラス又は基準地震動 S s により倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がある建物については、外装材の落下による影響範囲を建物高さの半分として設定^{*1}する。</p> <p>上記以外の周辺構造物については、基準地震動 S s により損壊するものとし、アクセスルートが設定した周辺構造物の影響範囲に含まれるか否かを評価する。影響範囲は、構造物が根元からアクセスルート側に影響するものとして設定する。</p> <p>その結果、必要な幅員(3.0m^{*2})を確保できないと想定される場合は損壊の影響を受けると評価する。</p>	<p>(4) 屋外のアクセスルートの評価方法及び結果 屋外アクセスルートへの影響について、第6-1表の被害要因ごとに評価する。</p> <p>a. 周辺構造物の損壊に対する影響評価 ①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）</p> <p>(a) 評価方法 周辺構造物の損壊に対する影響評価について、保管場所と同様にアクセスルート周辺の構造物を対象に、耐震Sクラス又は基準地震動により倒壊に至らないことを確認し、外装材が脱落しないことを確認している構造物については、アクセスルートへの影響を及ぼさない構造物とする。</p> <p>耐震Sクラス又は基準地震動により倒壊に至らないことを確認し、外装材が脱落する可能性[*]がある構造物については、外装材の落下による影響範囲を建物の高さの半分として設定する。</p> <p>上記以外の構造物については、基準地震動により損壊し、アクセスルート上にがれきが発生するものとしてアクセスルートへの影響を評価する。構造物の損壊による影響範囲は、構造物が根元からアクセスルート側に倒壊するものとして設定する。（別紙(9)参照）</p> <p>その結果、アクセスルートにおいて損壊影響範囲内にあり、必要な道路幅(3.5m)※を確保できない区間を抽出する。</p> <p>※必要な道路幅 3.5m は可搬型重大事故等対処設備において最大車幅(約3.0m)となる「可搬型代替電源車」に必要な道路幅に余裕を見た道路幅</p>	<p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川の資料構成をベースに島根の審査知見を取り入れている。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・必要な道路幅の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 評価結果</p> <p>屋外アクセスルートに影響を及ぼす可能性のある周辺構造物の被害想定、対応内容を第6-2表、第6-1図に示す。</p> <p>また、外装材の影響に対する評価結果を別紙(11)に示す。</p>	<p>b. 評価結果</p> <p>周辺構造物の損壊によるアクセスルートへの影響、被害想定及び対応内容を第4-3図及び第4-2表に示す。アクセスルート周辺の構造物は、基準地震動S_sで倒壊しないように設計、又は耐震評価により倒壊しないことを詳細設計段階において確認する。また、外装材の影響がないことを確認した。さらに、損壊する可能性が否定できない構造物においては、損壊による影響範囲を想定しても、アクセスルートに必要な幅員が確保可能であることから、損壊による影響はないことを確認した。(別紙(28)参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物等の損壊に伴うがれきの発生を想定しても、必要な幅員(3.0m^{※2})が確保可能である。 ・66kV 鹿島支線 No.2-1 鉄塔、66kV 鹿島支線 No.3 鉄塔、220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔、220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔、500kV 島根原子力幹線 No.1 鉄塔、500kV 島根原子力幹線 No.2 鉄塔及び500kV 島根原子力幹線 No.3 鉄塔は、鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼす要因について評価を行い、影響がないことを確認している。(別紙(4)参照) ・66kV 鹿島支線 No.3 鉄塔は、屋内開閉所間のアクセスルート上空に送電線が架線されているが、鉄塔倒壊、送電線落下による影響を設備対策によりアクセスルートの健全性を確保する設計とする。また、鉄塔倒壊し、鉄塔滑落評価により、滑落範囲を確認し、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。(別紙(40)参照) なお、万一、送電線の垂れ下がりによる通行支障が発生した場合であっても、送電線の垂れ下がりによる影響を受けない連絡通路の通行、迂回又はケーブルカッターによる切断等の対応が可能であり影響はない。 ・500kV 島根原子力幹線 No.1 鉄塔、500kV 島根原子力幹線 No.2 鉄塔及び500kV 島根原子力幹線 No.3 鉄塔については、鉄塔滑落評価により滑落範囲を確認し、必要に応じて設備対策を行い、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。(別紙(40)参照) ・66kV 鹿島支線 No.2-1 鉄塔、220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔、220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔、通信用無線鉄塔及び第2-66kV 開閉所屋外鉄構については、アクセスルートの近傍に設置されているが、基準地震動S_sにおける耐震評価を行い、地震時においても鉄塔が倒壊しない設計とする。(別紙(40)参照) <p>・耐震Sクラス又は基準地震動S_sにより倒壊に至らない事を確</p>	<p>(b) 評価結果</p> <p>アクセスルートに影響を及ぼす可能性のある周辺構造物の被害想定、対応内容を第6-2表、第6-4図に示す。</p> <p>また、外装材の影響に対する評価結果を別紙(10)に示す。</p> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川の資料構成をベースに作成しており、影響評価結果は第6-2表に記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>認した構造物において、万一、一部損壊によるがれきが発生し、アクセスルートに影響がある場合には、影響があるアクセスルートを迂回することとし、復旧が必要な場合には、重機にてがれきを撤去することで、アクセスルートを確保する。（別紙(9)参照、別紙(12)参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号炉原子炉建物の外装材は一部複合板（鉄板+断熱材+鉄板）の箇所があるが、脱落しない設計とする。（別紙(37)参照） ・外装材以外の部材等については、アクセスルートに影響を及ぼさない設計とする。（別紙(37)参照） <p>※1：外装材の落下による影響範囲は、平成20年4月1日に国土交通省住宅局建築指導課長より出された、「建築基準法施行規則の一部改正等の施行について（技術的助言）」を参考に、設定する。</p> <p>※2：可搬型設備のうち最大幅の大型送水ポンプ車の車両幅（約2.5m）及び使用ホース中最大サイズの300Aホース1本敷設の幅（約0.4m）を考慮し設定。なお、その他のサイズのホース使用時も1本敷設で使用する。</p>  <p>第4-3図 周辺構造物の損壊によるアクセスルートへの影響</p>		<p>相違理由</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・同じ項目内に図を記載している</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<p>第6-2表 周辺構造物の被害想定、対応内容（1/2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>被害想定</th> <th>損壊後のアクセスルート幅員 (m)</th> <th>影響評価結果、対応策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号原子炉建屋 2号制御建屋 防潮壁（2号海水ポンプ室） 防潮壁（2号放水立坑） 防潮壁（3号海水ポンプ室） 防潮壁（3号放水立坑） 2号排気筒 2号復水貯蔵タンク 緊急用電気品建屋 緊急時対策建屋 2号タービン建屋 2号補助ボイラー建屋 1号制御建屋 3号排気筒 2号海水ポンプ室門型クレーン 1号原子炉建屋 1号廃棄物処理建屋 3号原子炉建屋 3号タービン建屋 3号サービス建屋 3号海水ポンプ室門型クレーン 3号軽油タンクA/B 1号復水貯蔵タンク 事務本館/事務別館 事務建屋 松島幹線 No.1 送電鉄塔 防潮堤 防潮壁（3号炉海水熱交換器建屋取水立坑） 浸水防止壁 1号排気筒</td> <td>地震により損壊し、屋外アクセスルートの障害物となる。</td> <td>-</td> <td>基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とし、外装材も落下しないため、影響はない。</td> </tr> <tr> <td>保修センター</td> <td></td> <td>※</td> <td>基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とする。外装材が落下する可能性があるが、落下した場合は迂回することが可能であることから対応可能である。</td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	被害想定	損壊後のアクセスルート幅員 (m)	影響評価結果、対応策	2号原子炉建屋 2号制御建屋 防潮壁（2号海水ポンプ室） 防潮壁（2号放水立坑） 防潮壁（3号海水ポンプ室） 防潮壁（3号放水立坑） 2号排気筒 2号復水貯蔵タンク 緊急用電気品建屋 緊急時対策建屋 2号タービン建屋 2号補助ボイラー建屋 1号制御建屋 3号排気筒 2号海水ポンプ室門型クレーン 1号原子炉建屋 1号廃棄物処理建屋 3号原子炉建屋 3号タービン建屋 3号サービス建屋 3号海水ポンプ室門型クレーン 3号軽油タンクA/B 1号復水貯蔵タンク 事務本館/事務別館 事務建屋 松島幹線 No.1 送電鉄塔 防潮堤 防潮壁（3号炉海水熱交換器建屋取水立坑） 浸水防止壁 1号排気筒	地震により損壊し、屋外アクセスルートの障害物となる。	-	基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とし、外装材も落下しないため、影響はない。	保修センター		※	基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とする。外装材が落下する可能性があるが、落下した場合は迂回することが可能であることから対応可能である。	<p>第4-2表 損壊によるアクセスルートの閉塞が懸念される設備の被害想定及び対応内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>被害想定</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>66kV 鹿島支線 No.2-1 鉄塔</td> <td rowspan="2">地震により損壊し、アクセスルート上に倒れ、障害物となる。送電線の断線によりアクセスルート上に送電線が垂れる。</td> <td rowspan="2">・鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼす要因（「盛土の崩壊」、「地すべり」及び「急傾斜地の土砂崩壊」）について評価を行い、影響がないことを確認している。 ・更なる安全性向上のための対策として、基準地震動 Ss における耐震評価を行い、地震時においても鉄塔が倒壊しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔</td> </tr> <tr> <td>220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>66kV 鹿島支線 No.3 鉄塔</td> <td rowspan="2">地震により損壊し、屋外アクセスルートの障害物となる。</td> <td rowspan="2">・鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼす要因（「盛土の崩壊」、「地すべり」及び「急傾斜地の土砂崩壊」）について評価を行い、影響がないことを確認している。 ・66kV 鹿島支線 No.3 鉄塔～屋内開閉所間のアクセスルート上空に送電線が架設されているが、鉄塔倒壊、送電線落下による影響を設備対策によりアクセスルートの健全性を確保する設計とする。また、鉄塔倒壊し、鉄塔滑落評価により、滑落範囲を確認し、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。 ・万一、送電線の垂れ下がりによる通行支障が発生した場合であっても、送電線の垂れ下がりによる影響を受けない連絡通路の通行、迂回又はケーブルカッターによる切断等の対応が可能であり影響はない。</td> </tr> <tr> <td>通信用無線鉄塔</td> </tr> <tr> <td>第2-66kV 開閉所屋外鉄構</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>500kV 島根原子力幹線 No.1 鉄塔</td> <td rowspan="3">地震により損壊し、屋外アクセスルートの障害物となる。</td> <td rowspan="3">・鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼす要因（「盛土の崩壊」、「地すべり」及び「急傾斜地の土砂崩壊」）について評価を行い、影響がないことを確認している。 ・鉄塔滑落評価により滑落範囲を確認し、必要に応じて設備対策を行い、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>500kV 島根原子力幹線 No.2 鉄塔</td> </tr> <tr> <td>500kV 島根原子力幹線 No.3 鉄塔</td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	被害想定	対応内容	66kV 鹿島支線 No.2-1 鉄塔	地震により損壊し、アクセスルート上に倒れ、障害物となる。送電線の断線によりアクセスルート上に送電線が垂れる。	・鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼす要因（「盛土の崩壊」、「地すべり」及び「急傾斜地の土砂崩壊」）について評価を行い、影響がないことを確認している。 ・更なる安全性向上のための対策として、基準地震動 Ss における耐震評価を行い、地震時においても鉄塔が倒壊しない設計とする。	220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔	220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔			66kV 鹿島支線 No.3 鉄塔	地震により損壊し、屋外アクセスルートの障害物となる。	・鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼす要因（「盛土の崩壊」、「地すべり」及び「急傾斜地の土砂崩壊」）について評価を行い、影響がないことを確認している。 ・66kV 鹿島支線 No.3 鉄塔～屋内開閉所間のアクセスルート上空に送電線が架設されているが、鉄塔倒壊、送電線落下による影響を設備対策によりアクセスルートの健全性を確保する設計とする。また、鉄塔倒壊し、鉄塔滑落評価により、滑落範囲を確認し、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。 ・万一、送電線の垂れ下がりによる通行支障が発生した場合であっても、送電線の垂れ下がりによる影響を受けない連絡通路の通行、迂回又はケーブルカッターによる切断等の対応が可能であり影響はない。	通信用無線鉄塔	第2-66kV 開閉所屋外鉄構			500kV 島根原子力幹線 No.1 鉄塔	地震により損壊し、屋外アクセスルートの障害物となる。	・鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼす要因（「盛土の崩壊」、「地すべり」及び「急傾斜地の土砂崩壊」）について評価を行い、影響がないことを確認している。 ・鉄塔滑落評価により滑落範囲を確認し、必要に応じて設備対策を行い、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。	500kV 島根原子力幹線 No.2 鉄塔	500kV 島根原子力幹線 No.3 鉄塔	<p>第6-2表 周辺構造物の被害想定、対応内容（1/2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>被害想定</th> <th>損壊後のアクセスルート幅員 (m)</th> <th>影響評価結果、対応策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉原子炉建屋 2号炉原子炉建屋 1、2号炉循環水ポンプ建屋 定検機材倉庫 総合管理事務所 3号炉原子炉建屋 3号炉原子炉補助建屋 3号炉電気建屋 3号炉出入管理建屋 3号炉ディーゼル発電機建屋 3号炉タービン建屋 1、2号炉連絡通路 3号炉循環水ポンプ建屋 緊急時対策所（待機所） 空調上屋（待機所用） 緊急時対策所（指揮所） 空調上屋（指揮所用） 51m倉庫・車庫 防潮堤 アクセスルートトンネル 泊支線 No.6 鉄塔 泊支線 No.7 鉄塔 1号及び2号炉取水ピットスクリーン室防水壁 A-2次系純水タンク A-ろ過水タンク 3A-ろ過水タンク B-ろ過水タンク 3B-ろ過水タンク B-2次系純水タンク 3号炉取水ピットスクリーン室防水壁 R/B棧橋 A/B棧橋</td> <td>地震により損壊し、アクセスルートの障害物となる。</td> <td>-</td> <td>基準地震動に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。</td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	被害想定	損壊後のアクセスルート幅員 (m)	影響評価結果、対応策	1号炉原子炉建屋 2号炉原子炉建屋 1、2号炉循環水ポンプ建屋 定検機材倉庫 総合管理事務所 3号炉原子炉建屋 3号炉原子炉補助建屋 3号炉電気建屋 3号炉出入管理建屋 3号炉ディーゼル発電機建屋 3号炉タービン建屋 1、2号炉連絡通路 3号炉循環水ポンプ建屋 緊急時対策所（待機所） 空調上屋（待機所用） 緊急時対策所（指揮所） 空調上屋（指揮所用） 51m倉庫・車庫 防潮堤 アクセスルートトンネル 泊支線 No.6 鉄塔 泊支線 No.7 鉄塔 1号及び2号炉取水ピットスクリーン室防水壁 A-2次系純水タンク A-ろ過水タンク 3A-ろ過水タンク B-ろ過水タンク 3B-ろ過水タンク B-2次系純水タンク 3号炉取水ピットスクリーン室防水壁 R/B棧橋 A/B棧橋	地震により損壊し、アクセスルートの障害物となる。	-	基準地震動に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。	<p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・プラントの相違による対象設備、被害想定、評価結果等の相違</p>
対象設備	被害想定	損壊後のアクセスルート幅員 (m)	影響評価結果、対応策																																										
2号原子炉建屋 2号制御建屋 防潮壁（2号海水ポンプ室） 防潮壁（2号放水立坑） 防潮壁（3号海水ポンプ室） 防潮壁（3号放水立坑） 2号排気筒 2号復水貯蔵タンク 緊急用電気品建屋 緊急時対策建屋 2号タービン建屋 2号補助ボイラー建屋 1号制御建屋 3号排気筒 2号海水ポンプ室門型クレーン 1号原子炉建屋 1号廃棄物処理建屋 3号原子炉建屋 3号タービン建屋 3号サービス建屋 3号海水ポンプ室門型クレーン 3号軽油タンクA/B 1号復水貯蔵タンク 事務本館/事務別館 事務建屋 松島幹線 No.1 送電鉄塔 防潮堤 防潮壁（3号炉海水熱交換器建屋取水立坑） 浸水防止壁 1号排気筒	地震により損壊し、屋外アクセスルートの障害物となる。	-	基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とし、外装材も落下しないため、影響はない。																																										
保修センター		※	基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とする。外装材が落下する可能性があるが、落下した場合は迂回することが可能であることから対応可能である。																																										
対象設備	被害想定	対応内容																																											
66kV 鹿島支線 No.2-1 鉄塔	地震により損壊し、アクセスルート上に倒れ、障害物となる。送電線の断線によりアクセスルート上に送電線が垂れる。	・鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼす要因（「盛土の崩壊」、「地すべり」及び「急傾斜地の土砂崩壊」）について評価を行い、影響がないことを確認している。 ・更なる安全性向上のための対策として、基準地震動 Ss における耐震評価を行い、地震時においても鉄塔が倒壊しない設計とする。																																											
220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔																																													
220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔																																													
66kV 鹿島支線 No.3 鉄塔	地震により損壊し、屋外アクセスルートの障害物となる。	・鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼす要因（「盛土の崩壊」、「地すべり」及び「急傾斜地の土砂崩壊」）について評価を行い、影響がないことを確認している。 ・66kV 鹿島支線 No.3 鉄塔～屋内開閉所間のアクセスルート上空に送電線が架設されているが、鉄塔倒壊、送電線落下による影響を設備対策によりアクセスルートの健全性を確保する設計とする。また、鉄塔倒壊し、鉄塔滑落評価により、滑落範囲を確認し、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。 ・万一、送電線の垂れ下がりによる通行支障が発生した場合であっても、送電線の垂れ下がりによる影響を受けない連絡通路の通行、迂回又はケーブルカッターによる切断等の対応が可能であり影響はない。																																											
通信用無線鉄塔																																													
第2-66kV 開閉所屋外鉄構																																													
500kV 島根原子力幹線 No.1 鉄塔	地震により損壊し、屋外アクセスルートの障害物となる。	・鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼす要因（「盛土の崩壊」、「地すべり」及び「急傾斜地の土砂崩壊」）について評価を行い、影響がないことを確認している。 ・鉄塔滑落評価により滑落範囲を確認し、必要に応じて設備対策を行い、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。																																											
500kV 島根原子力幹線 No.2 鉄塔																																													
500kV 島根原子力幹線 No.3 鉄塔																																													
対象設備	被害想定	損壊後のアクセスルート幅員 (m)	影響評価結果、対応策																																										
1号炉原子炉建屋 2号炉原子炉建屋 1、2号炉循環水ポンプ建屋 定検機材倉庫 総合管理事務所 3号炉原子炉建屋 3号炉原子炉補助建屋 3号炉電気建屋 3号炉出入管理建屋 3号炉ディーゼル発電機建屋 3号炉タービン建屋 1、2号炉連絡通路 3号炉循環水ポンプ建屋 緊急時対策所（待機所） 空調上屋（待機所用） 緊急時対策所（指揮所） 空調上屋（指揮所用） 51m倉庫・車庫 防潮堤 アクセスルートトンネル 泊支線 No.6 鉄塔 泊支線 No.7 鉄塔 1号及び2号炉取水ピットスクリーン室防水壁 A-2次系純水タンク A-ろ過水タンク 3A-ろ過水タンク B-ろ過水タンク 3B-ろ過水タンク B-2次系純水タンク 3号炉取水ピットスクリーン室防水壁 R/B棧橋 A/B棧橋	地震により損壊し、アクセスルートの障害物となる。	-	基準地震動に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。																																										
<p>※ 損壊後は必要な幅員 (3.7m) が確保できない。</p>		<p>※：アクセスルート周辺の構造物のうち、基準地震動で倒壊しないように設計している又は評価により倒壊しないことを確認する構造物の位置については、別紙(9)を参照。</p> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																															
<p>第6-2表 周辺構造物の被害想定, 対応内容 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>被害想定</th> <th>損壊後のアクセスルート幅員 (m)</th> <th>影響評価結果, 対応策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> サイトバンカ建屋 1号海水ポンプ室門型クレーン 新燃料貯蔵庫 開閉所がいし汚損計 1, 2号開閉所引留鉄構 No.1 サプレッションプール水貯蔵タンク 1, 2号給排水処理建屋 尿尿浄化槽機械室 バス待合所 2号スタック放射線モニタ建屋 3号スタック放射線モニタ建屋 3号除塵装置電源室 </td> <td rowspan="10">地震により損壊し、屋外アクセスルートの障害物となる。</td> <td>-</td> <td>損壊を想定しても、アクセスルートは迂回により確保できることから、アクセスルートへの影響はない。</td> </tr> <tr> <td> 出入管理室 (1, 2号) 2号除塵装置電源室 再生純水タンク 3号ガスボンベ庫 3号海水熱交換器建屋 (南側) 出入管理室 (3号) 1, 2号連絡通路 3号連絡通路 1, 2号Bゲート前検査所 2/3号液体窒素貯槽 3号開閉所がいし汚損計 </td> <td>6.6</td> <td rowspan="10">損壊を想定しても、必要な幅員 (3.7m) を十分有していることから、アクセスルートへの影響はない。</td> </tr> <tr><td></td><td>8.7</td></tr> <tr><td></td><td>16.1</td></tr> <tr><td></td><td>8.7</td></tr> <tr><td></td><td>6.3</td></tr> <tr><td></td><td>8.2</td></tr> <tr><td></td><td>7.3</td></tr> <tr><td></td><td>9.7</td></tr> <tr><td></td><td>8.0</td></tr> <tr><td></td><td>16.2</td></tr> <tr> <td>3号給排水処理建屋</td> <td></td> <td>※</td> <td>損壊した場合には、重機（ブルドーザ及びバックホウ）にてがれきを撤去することでアクセスルートを確保する。</td> </tr> <tr> <td>3号開閉所引留鉄構</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 損壊後は必要な幅員 (3.7m) が確保できない。</p>	対象設備	被害想定	損壊後のアクセスルート幅員 (m)	影響評価結果, 対応策	サイトバンカ建屋 1号海水ポンプ室門型クレーン 新燃料貯蔵庫 開閉所がいし汚損計 1, 2号開閉所引留鉄構 No.1 サプレッションプール水貯蔵タンク 1, 2号給排水処理建屋 尿尿浄化槽機械室 バス待合所 2号スタック放射線モニタ建屋 3号スタック放射線モニタ建屋 3号除塵装置電源室	地震により損壊し、屋外アクセスルートの障害物となる。	-	損壊を想定しても、アクセスルートは迂回により確保できることから、アクセスルートへの影響はない。	出入管理室 (1, 2号) 2号除塵装置電源室 再生純水タンク 3号ガスボンベ庫 3号海水熱交換器建屋 (南側) 出入管理室 (3号) 1, 2号連絡通路 3号連絡通路 1, 2号Bゲート前検査所 2/3号液体窒素貯槽 3号開閉所がいし汚損計	6.6	損壊を想定しても、必要な幅員 (3.7m) を十分有していることから、アクセスルートへの影響はない。		8.7		16.1		8.7		6.3		8.2		7.3		9.7		8.0		16.2	3号給排水処理建屋		※	損壊した場合には、重機（ブルドーザ及びバックホウ）にてがれきを撤去することでアクセスルートを確保する。	3号開閉所引留鉄構		※		<p>第6-1図 周辺構造物の損壊によるアクセスルートへの影響</p>  <p>枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>	<p>第6-2表 周辺構造物の被害想定, 対応内容 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>被害想定</th> <th>損壊後のアクセスルート幅員 (m)</th> <th>影響評価結果, 対応策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 3号炉海水淡水化設備建屋 原子炉容器上部ふた保管庫 3号炉循環水ポンプ建屋風除室 3号炉補助ボイラー燃料タンク 3号炉泡消火設備建屋 3号炉補助ボイラー煙突 3号炉油計量タンク 3号炉給排水処理建屋 放射性廃棄物処理建屋ポンベ庫 No.9アーケード 2号炉変圧器ヤード遮風壁 2号炉変圧器防火壁 放射性廃棄物処理建屋 2号炉タービン建屋 2号炉起動変圧器 北東防雪小屋 北西防雪小屋 代替給電用資機材コンテナ (A-5) 代替給電用資機材コンテナ (A-6) </td> <td rowspan="16">地震により損壊し、アクセスルートの障害物となる。</td> <td>18.7</td> <td rowspan="16">損壊を想定しても、必要な幅員 (3.5m) を確保していることから、アクセスルートへの影響はない。</td> </tr> <tr><td></td><td>4.3</td></tr> <tr><td></td><td>11.5</td></tr> <tr><td></td><td>4.5</td></tr> <tr><td></td><td>7.0</td></tr> <tr><td></td><td>7.8</td></tr> <tr><td></td><td>5.4</td></tr> <tr><td></td><td>3.8</td></tr> <tr><td></td><td>4.4</td></tr> <tr><td></td><td>11.9</td></tr> <tr><td></td><td>7.4</td></tr> <tr><td></td><td>7.1</td></tr> <tr><td></td><td>3.5</td></tr> <tr><td></td><td>12.5</td></tr> <tr><td></td><td>9.7</td></tr> <tr><td></td><td>4.7</td></tr> <tr> <td>展望台</td> <td>地震により損壊した構造物が斜面を滑落し、アクセスルートの障害物となる。</td> <td>—</td> <td>損壊した構造物が斜面を滑落しないよう減築又は撤去する方針のため、影響はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> <p>第6-4図 周辺構造物の損壊によるアクセスルートへの影響</p>  <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	対象設備	被害想定	損壊後のアクセスルート幅員 (m)	影響評価結果, 対応策	3号炉海水淡水化設備建屋 原子炉容器上部ふた保管庫 3号炉循環水ポンプ建屋風除室 3号炉補助ボイラー燃料タンク 3号炉泡消火設備建屋 3号炉補助ボイラー煙突 3号炉油計量タンク 3号炉給排水処理建屋 放射性廃棄物処理建屋ポンベ庫 No.9アーケード 2号炉変圧器ヤード遮風壁 2号炉変圧器防火壁 放射性廃棄物処理建屋 2号炉タービン建屋 2号炉起動変圧器 北東防雪小屋 北西防雪小屋 代替給電用資機材コンテナ (A-5) 代替給電用資機材コンテナ (A-6)	地震により損壊し、アクセスルートの障害物となる。	18.7	損壊を想定しても、必要な幅員 (3.5m) を確保していることから、アクセスルートへの影響はない。		4.3		11.5		4.5		7.0		7.8		5.4		3.8		4.4		11.9		7.4		7.1		3.5		12.5		9.7		4.7	展望台	地震により損壊した構造物が斜面を滑落し、アクセスルートの障害物となる。	—	損壊した構造物が斜面を滑落しないよう減築又は撤去する方針のため、影響はない。	<p>【島根】記載箇所の相違・同じ項目内に図を記載している。</p> <p>【女川】記載表現の相違・プラントの相違によるアクセスルートへの影響の相違。</p>
対象設備	被害想定	損壊後のアクセスルート幅員 (m)	影響評価結果, 対応策																																																																															
サイトバンカ建屋 1号海水ポンプ室門型クレーン 新燃料貯蔵庫 開閉所がいし汚損計 1, 2号開閉所引留鉄構 No.1 サプレッションプール水貯蔵タンク 1, 2号給排水処理建屋 尿尿浄化槽機械室 バス待合所 2号スタック放射線モニタ建屋 3号スタック放射線モニタ建屋 3号除塵装置電源室	地震により損壊し、屋外アクセスルートの障害物となる。	-	損壊を想定しても、アクセスルートは迂回により確保できることから、アクセスルートへの影響はない。																																																																															
出入管理室 (1, 2号) 2号除塵装置電源室 再生純水タンク 3号ガスボンベ庫 3号海水熱交換器建屋 (南側) 出入管理室 (3号) 1, 2号連絡通路 3号連絡通路 1, 2号Bゲート前検査所 2/3号液体窒素貯槽 3号開閉所がいし汚損計		6.6	損壊を想定しても、必要な幅員 (3.7m) を十分有していることから、アクセスルートへの影響はない。																																																																															
		8.7																																																																																
		16.1																																																																																
		8.7																																																																																
		6.3																																																																																
		8.2																																																																																
		7.3																																																																																
		9.7																																																																																
		8.0																																																																																
	16.2																																																																																	
3号給排水処理建屋		※	損壊した場合には、重機（ブルドーザ及びバックホウ）にてがれきを撤去することでアクセスルートを確保する。																																																																															
3号開閉所引留鉄構		※																																																																																
対象設備	被害想定	損壊後のアクセスルート幅員 (m)	影響評価結果, 対応策																																																																															
3号炉海水淡水化設備建屋 原子炉容器上部ふた保管庫 3号炉循環水ポンプ建屋風除室 3号炉補助ボイラー燃料タンク 3号炉泡消火設備建屋 3号炉補助ボイラー煙突 3号炉油計量タンク 3号炉給排水処理建屋 放射性廃棄物処理建屋ポンベ庫 No.9アーケード 2号炉変圧器ヤード遮風壁 2号炉変圧器防火壁 放射性廃棄物処理建屋 2号炉タービン建屋 2号炉起動変圧器 北東防雪小屋 北西防雪小屋 代替給電用資機材コンテナ (A-5) 代替給電用資機材コンテナ (A-6)	地震により損壊し、アクセスルートの障害物となる。	18.7	損壊を想定しても、必要な幅員 (3.5m) を確保していることから、アクセスルートへの影響はない。																																																																															
		4.3																																																																																
		11.5																																																																																
		4.5																																																																																
		7.0																																																																																
		7.8																																																																																
		5.4																																																																																
		3.8																																																																																
		4.4																																																																																
		11.9																																																																																
		7.4																																																																																
		7.1																																																																																
		3.5																																																																																
		12.5																																																																																
		9.7																																																																																
		4.7																																																																																
展望台	地震により損壊した構造物が斜面を滑落し、アクセスルートの障害物となる。	—	損壊した構造物が斜面を滑落しないよう減築又は撤去する方針のため、影響はない。																																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 周辺タンク等の損壊に対する影響評価 ②周辺タンク等の損壊</p> <p>(a) 可燃物施設及び薬品漏えい i. 評価方法 周辺の可燃物施設*及び薬品関係設備の損壊時の影響について評価する。 可燃物施設損壊時の影響評価フローを第6-2図、薬品関係設備損壊時の影響評価フローを第6-3図に示す。 また、可搬型設備の火災及び構内植生の火災についても影響を評価する。</p> <p>※可燃物施設の定義は以下のとおりとする。 ○消防法第二条第7項で定める危険物（別表第一）であって消防法等に基づく許可・届出が必要なもの ○容器保安規則第二条第1項29号に定める可燃性ガス</p>	<p>②周辺タンク等の損壊</p> <p>a. 可燃物施設及び薬品タンクの配置 アクセスルートに影響を及ぼす可能性のある可燃物施設及び薬品タンクの構内配置を第4-4図に示す。</p> <div data-bbox="952 1010 1748 1696" style="border: 1px solid black; height: 300px; width: 100%;"></div> <p>第4-4図 周辺タンク等の損壊によるアクセスルートへの影響</p> <div data-bbox="1160 1772 1748 1801" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>本資料のうち、特開みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div>	<p>b. 周辺タンク等の損壊に対する影響評価 ②周辺タンク等の損壊</p> <p>(a) 可燃物施設及び薬品漏えい i. 評価方法 周辺の可燃物施設*及び薬品関係設備の損壊時の影響について評価する。 可燃物施設損壊時の影響評価フローを第6-5図、薬品関係設備損壊時の影響評価フローを第6-6図に示す。 また、可搬型設備の火災及び構内植生の火災についても影響を評価する。</p> <p>※可燃物施設の定義は以下のとおりとする。 ○消防法第二条第7項で定める危険物（別表第一）であって消防法等に基づく許可・届出が必要なもの ○容器保安規則第二条第1項29号に定める可燃性ガス</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は女川と同様に評価方法を記載。</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・同じ項目内に図を記載しており、プラントの相違による図の内容の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 可燃物施設の損壊</p> <p>(a) 可燃物施設の損壊</p> <p>i. 評価方針</p> <p>周辺の可燃物施設の損壊時の影響について評価する。</p> <p>可燃物施設で可燃物の漏えいが発生した場合の被害想定判定フローを第4-5図に示す。</p> <p>ii. 評価結果</p> <p>火災想定施設の配置を第4-6図に、火災想定施設の火災発生時における放射熱強度を第4-7図に示す。</p> <p>可燃物施設について評価を実施した結果、第4-3表に示すとおりアクセスルートに影響がないことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルートは複数確保していることから、万一、火災が発生した場合においても、迂回することが可能である。 ・主要変圧器は、中越沖地震による変圧器火災対策、延焼防止対策が図られていること、また、2、3号炉の変圧器において防油堤内に漏えいした絶縁油は、防油堤地下の排油溜めに流下することから火災発生の可能性は極めて低い（別紙(6)参照）と考えられるが、火災が発生するものとして評価を行った。 ・第4-7図に示す火災想定施設の火災が発生した場合でも、アクセスルートからの離隔距離が確保されており、アクセスルートへの影響はない。（別紙(6)参照） ・OFケーブル及び重油移送配管は地下又はダクト内設置であり、地上部のアクセスルートへの影響はない。（別紙(6)参照） ・万一、同時に複数の火災が発生した場合でも、自衛消防隊による早期の消火活動が可能であり、アクセスルートに対して影響の大きい箇所から消火活動を行う。（別紙(7)参照）なお、消火活動は火災発生箇所近傍の使用可能な消火栓（ろ過水タンク、補助消火水槽）又は防火水槽を用いる。 		<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川の資料構成をベースに作成しており、影響評価結果は第6-3表、6-4表、6-5表に記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>第6-2図 可燃物施設の損壊による影響評価フロー</p>	<p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>第4-5図 可燃物施設漏えい時被害想定 判定フロー</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>第6-5図 可燃物施設の損壊による影響評価フロー</p>	<p>相違理由</p>
<p>※1 輻射強度が1.6kW/m²以下となる距離により判断。 ※2 保管場所はドラム缶等の容器に収納し、固縛による転倒防止措置を行う。 ※3 地形（遮蔽物等）、可燃物の量や性質を考慮し、アクセスルートに影響しない離隔距離が確保できるかを個別に判断する。 ※4 火災の発生は考えにくい、万一火災が発生した場合は自衛消防隊による消火活動を実施する。</p>	<p>※1：ボンベ口金の通常閉鎖用（口金を閉鎖している期間は、作業員を配置し、ただちに閉鎖可能とする） ※2：保管可燃物は、ドラム缶等の容器に収納し、固縛による転倒防止措置を行う。 ※3：火災の発生は考えにくい、万一火災が発生した場合は自衛消防隊による消火活動を実施する。（別紙(7)） ※4：地下又はダクト内の可燃物施設は、火災発生は想定しない。</p>	<p>※1：輻射強度が1.6kW/m²以下となる距離により判断。 ※2：保管場所はドラム缶等の容器に収納し、固縛による転倒防止措置を行う。 ※3：地形（遮蔽物等）、可燃物の量や性質を考慮し、アクセスルートに影響しない離隔距離が確保できるかを個別に判断する。 ※4：火災の発生は考えにくい、万一火災が発生した場合は消火要員による消火活動を実施する。</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・「アクセスルートの離隔/迂回路」→「地形、離隔距離等の個別判断」 【女川】記載内容の相違 ・島根同様「耐震S設計又は耐震評価実施」のフローを追加。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

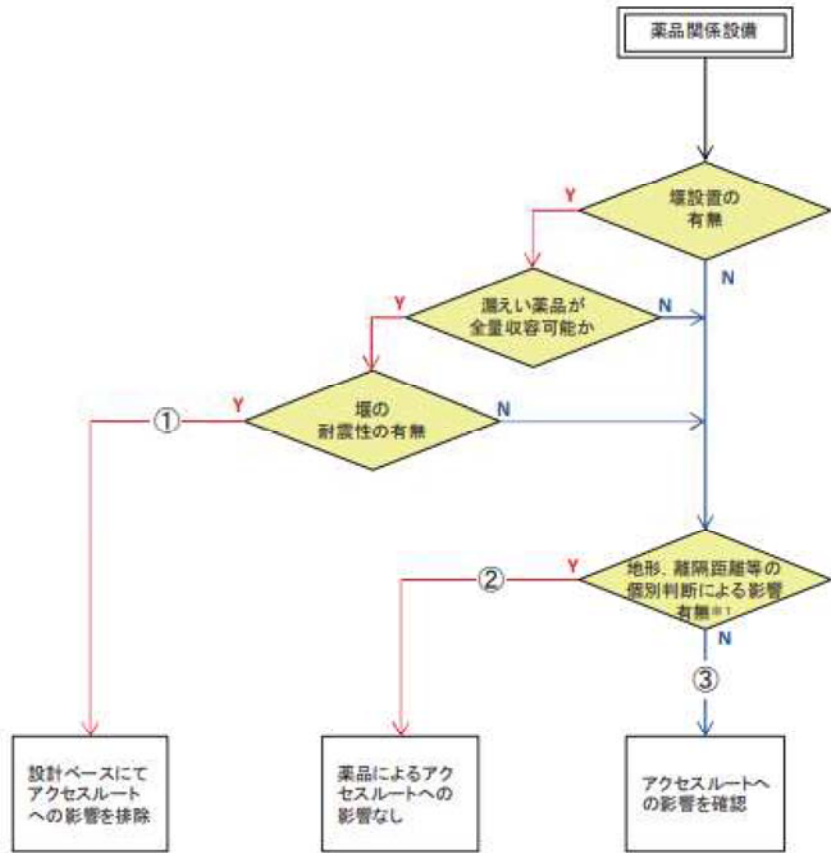
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



※1 地形（遮蔽物等）、薬品の量や性質を考慮し、アクセスルートへの影響の有無を個別に判断する。

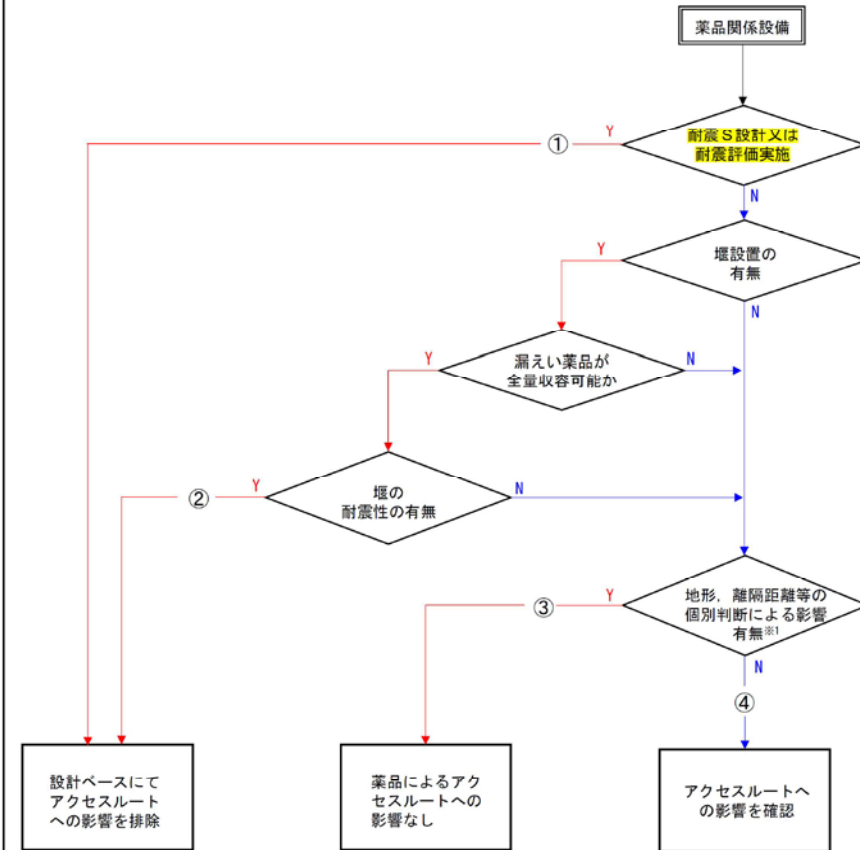
第6-3図 薬品関係設備の損壊による影響評価フロー

ii. 評価結果

屋外アクセスルート近傍にある可燃物施設及び薬品関係設備の配置図を第6-4図に、アクセスルートへの被害想定、影響評価を第6-5表、第6-6表に示す。

また、火災想定施設の火災発生時における放射熱強度を第6-5図に、可搬型設備の火災による影響評価結果を第6-3表に、構内植生の火災による影響評価結果を第6-4表に示す。

なお、薬品がアクセスルートへ漏えいした場合においても、作業ができるよう防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを配備する。



※1 地形（遮蔽物等）、薬品の量や性質を考慮し、アクセスルートへの影響の有無を個別に判断する。

第6-6図 薬品関係設備の損壊による影響評価フロー

ii. 評価結果

アクセスルート近傍にある可燃物施設及び薬品関係設備の配置図を第6-7図に、アクセスルートへの被害想定、影響評価を第6-5表、第6-6表に示す。

また、火災想定施設の火災発生時における放射熱強度を第6-8図に、可搬型設備の火災による影響評価結果を第6-3表に、構内植生の火災による影響評価結果を第6-4表に示す。

なお、薬品がアクセスルートへ漏えいした場合においても、作業ができるよう防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを配備する。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【島根】記載内容の相違
 ・泊は女川と同様に薬品関係設備の損壊による影響評価プロセスをフローに示している。

【島根】記載方針の相違
 ・泊は女川の資料構成をベースに島根の審査知見を取り入れている。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第6-3表 可搬型設備の火災による影響評価結果及び対応

対象設備	内容物	被害想定	影響評価
可搬型設備 【第1～第4保管エリア】 【アクセスルート】	軽油	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備の車両火災による他車両への影響 可搬型設備のアクセスルートへの運搬不能 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は基準地震動 Ss でも横転しないことから火災の発生は考えにくい。 保管エリアにはエリア全体の火災を感知するために炎感知器及び熱感知器を設置するため、早期に検知が可能である。 万一、火災が発生した場合には、自衛消防隊による消火活動が可能である。また、可搬型設備は分散配置していることから火災が発生していない保管エリアの可搬型設備で重大事故等への対応は可能である。

第6-4表 構内植生の火災による影響評価結果及び対応

対象設備	事象	被害想定	影響評価
可搬型設備 【第1～第4保管エリア】 【アクセスルート】	構内植生火災	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備保管場所近傍の植生火災による可搬型設備への影響 アクセスルート近傍の植生火災による可搬型設備の運搬不能 	<ul style="list-style-type: none"> 保管エリアにはエリア全体の火災を感知するために炎感知器及び熱感知器を設置するため、早期に検知が可能である。また、自衛消防隊による消火活動が可能である。 可搬型設備への影響が想定される場合には、可搬型設備を影響範囲外に移動する。 万一、植生火災によりアクセスルートが影響を受ける場合には迂回する。

第6-3表 可搬型設備の火災による影響評価結果及び対応

対象設備	内容物	被害想定	影響評価
可搬型設備 【51m倉庫車庫エリア、緊急時対策所エリア、1号炉西側31mエリア、1、2号炉北側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉東側31mエリア(b)】 【アクセスルート】	軽油	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備の車両火災による他車両への影響 可搬型設備のアクセスルートへの運搬不能 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は基準地震動でも横転しないことから火災の発生は考えにくい。 保管エリア（51m倉庫車庫エリアを除く）にはエリア全体の火災を感知するために炎感知器及び熱感知器を設置、51m倉庫車庫エリアには煙感知器及び熱感知器を設置するため、早期に検知が可能である。 万一、火災が発生した場合には、消火要員による消火活動が可能である。また、可搬型設備は分散配置していることから火災が発生していない保管エリアの可搬型設備で重大事故等への対応は可能である。
可搬型設備 【T.P.10m盤集水機】	—	なし	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備はコンクリート躯体で地下に埋設されていることから、他の火災による影響を受けず、内部には金属製ハウジングに収納された放射性物質吸着剤のみを設置しているため、発火源がなく、火災が発生するおそれがない。

第6-4表 構内植生の火災による影響評価結果及び対応

対象設備	事象	被害想定	影響評価
可搬型設備 【緊急時対策所エリア、1号炉西側31mエリア、1、2号炉北側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉東側31mエリア(b)】 【アクセスルート】	構内植生火災	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備保管場所近傍の植生火災による可搬型設備への影響 アクセスルート近傍の植生火災による可搬型設備の運搬不能 	<ul style="list-style-type: none"> 保管エリアにはエリア全体の火災を感知するために炎感知器及び熱感知器を設置するため、早期に検知が可能である。また、消火要員による消火活動が可能である。 可搬型設備への影響が想定される場合には可搬型設備を影響範囲外に移動する。 万一、植生火災によりアクセスルートが影響を受ける場合には迂回する。
可搬型設備 【51m倉庫車庫エリア】	構内植生火災	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備保管場所近傍の植生火災による可搬型設備への影響 	<ul style="list-style-type: none"> 保管エリアには、専属消防隊員が24時間常駐しているため、早期に検知可能である。また、消火要員による消火活動が可能である。 可搬型設備への影響が想定される場合には可搬型設備を影響範囲外に移動する。
可搬型設備 【T.P.10m盤集水機】	—	なし	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は、コンクリート躯体で地下に埋設されていることから、植生火災による影響を受けない。



熱感知器



炎感知器

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

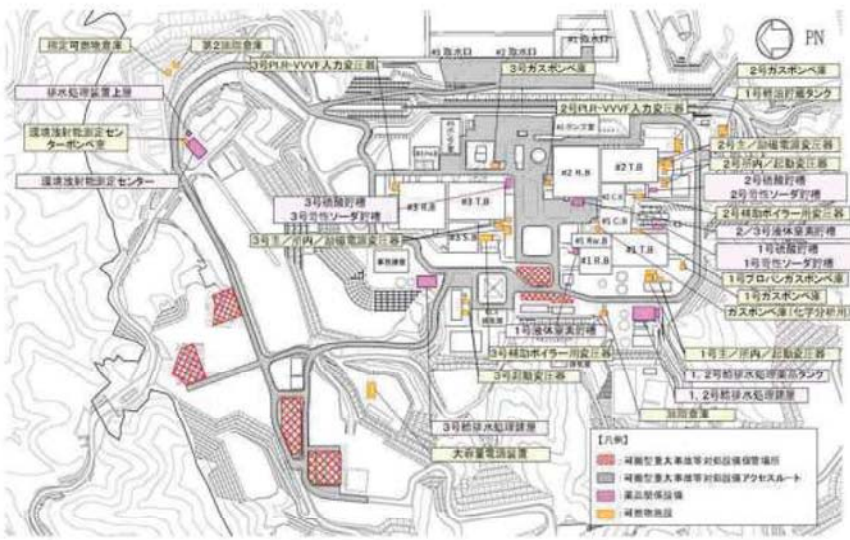
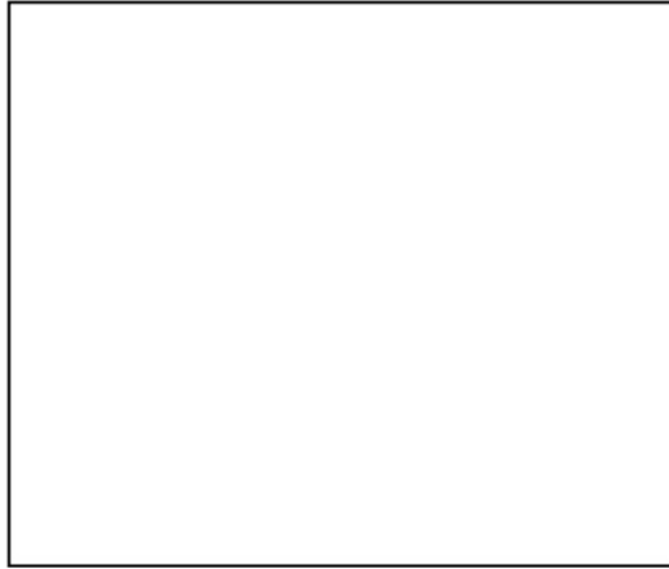

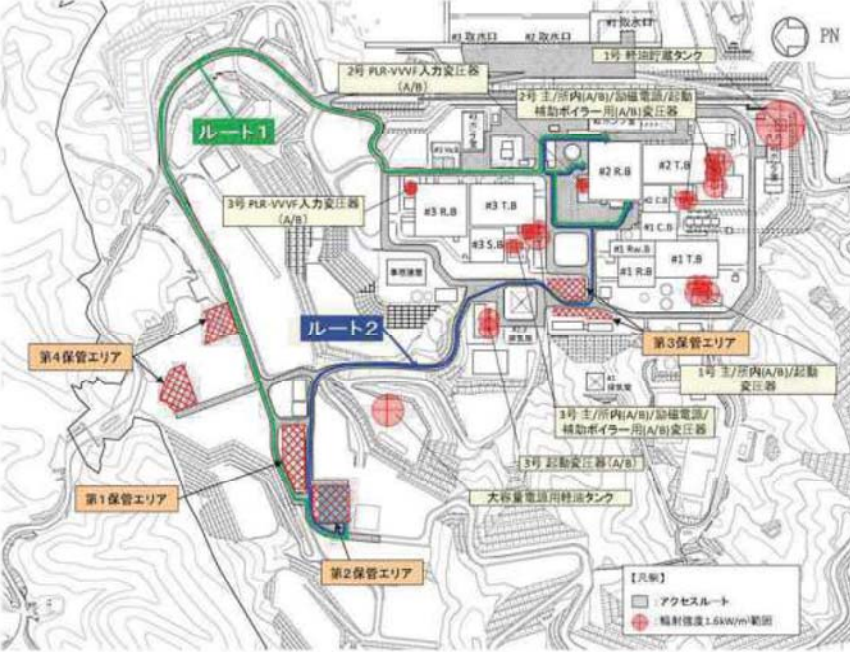
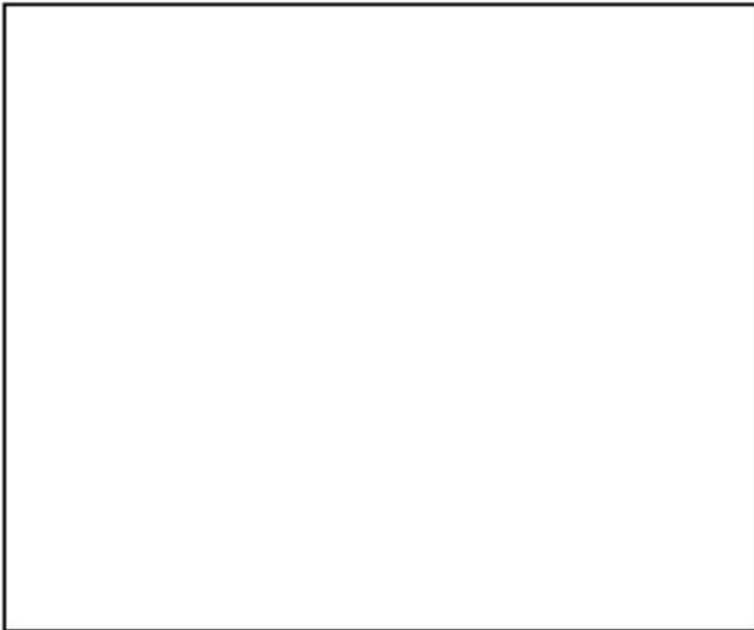

【島根】記載箇所の相違
 ・同じ項目内に記載であり、影響評価結果の相違。
 【女川】記載内容の相違
 ・影響評価結果の相違

【島根】記載箇所の相違
 ・同じ項目内に記載しており、影響評価結果の相違。
 【女川】記載内容の相違
 ・影響評価結果の相違

【女川】記載内容の相違
 ・泊は感知器の写真を掲載。（島根と同様）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第6-4図 可燃物施設及び薬品関係設備の配置図</p>	 <p>第4-6図 火災想定施設配置</p> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	 <p>第6-7図 可燃物施設及び薬品関係設備の配置図</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・プラントの相違による図の内容の相違</p>
 <p>第6-5図 火災想定施設の火災発生時における放射熱強度</p>	 <p>第4-7図 火災想定施設の放射熱強度</p> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	 <p>第6-8図 火災想定施設の火災発生時における放射熱強度</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・プラントの相違による図の内容の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

対象設備	内容物	容量	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
<ul style="list-style-type: none"> ・油脂倉庫 ・第2油脂倉庫 ・指定可燃物倉庫 	潤滑油	5,340 l 5,340 l 28,600 l	②	基準地震動Ssによりドラム缶等が倒壊し、漏えいした潤滑油による火災発生のおそれ	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法に基づき設置された専用の倉庫内にドラム缶等を固縛して保管しており、着火源がないことから火災は発生しないと考えられる。（保管状況は「第6-6図 危険物貯蔵所保管状況（保管状況）」参照） ・周辺に輻射強度が大きくなる危険物施設はない。また、倉庫内に設置しており直接輻射の影響は受けない。
	L.P.ガス	8本 (50kgボンベ)		②	基準地震動Ssによりボンベが倒壊し、漏えいしたプロパンガスによる火災発生のおそれ

※火災の発生リスクは低い。万一火災が発生した場合は自衛消防隊等による消火活動を実施する。

島根原子力発電所2号炉

第4-3表 可燃物施設漏えい時被害想定(1/5)

対象設備	内容物	容量	被害想定	対応内容
ガスタービン発電機用軽油タンク	軽油	560kL	・なし	<ul style="list-style-type: none"> ・基準地震動Ssにより破損しないため、火災は発生しない。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
第2予備変圧器	絶縁油	15kL	・なし	
重油移送配管(第4-6図部分を除く。)	重油	残油	・なし	
予備変圧器	絶縁油	10kL	<ul style="list-style-type: none"> ・基準地震動Ssにより変圧器が破損し、漏えいした絶縁油による火災発生のおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> ・中越沖地震によって発生した柏崎刈羽原子力発電所3号炉の所内変圧器火災の要因を考慮した変圧器火災対策が図られている。 ・防油堤が設置されており、漏えいした絶縁油は防油堤内に全量貯留可能である。 ・防油堤内に全量貯留状態で火災が発生した場合*でも、アクセスルートからの距離距離が確保されており、アクセスルートへの影響はない。
1号炉起動変圧器	絶縁油	46kL	<ul style="list-style-type: none"> ・基準地震動Ssにより防油堤の損壊も考えられるが、周囲の地下ダクト内に流下すること及びアクセスルート方向に向わない排水路に流下するため、地上部のアクセスルートへの影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。 	

泊発電所3号炉

第6-5表 可燃物施設漏えい時被害想定及び影響評価(1/5)

対象設備	内容物	容量	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
・3号炉ディーゼル発電機設備燃料油貯油槽	軽油	合計 591.7 kL (最大貯蔵量)	①	・なし	<ul style="list-style-type: none"> ・基準地震動により破損しないため、火災は発生しない。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。
		合計 461.6 kL (最大貯蔵量)			
・1号炉ディーゼル発電機設備燃料油貯油槽	軽油	合計 461.6 kL (最大貯蔵量)	④	<ul style="list-style-type: none"> ・基準地震動によりタンク又は付属配管が破損し、漏えいした軽油による火災発生のおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下式のタンクであり、地上部のアクセスルートへの影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。
		合計 14.784 kL 0.288 kL			
・2号炉ディーゼル発電機設備燃料油貯油槽	軽油	合計 14.784 kL 0.288 kL	④	・なし	<ul style="list-style-type: none"> ・基準地震動により破損しないため、火災は発生しない。 ・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。
・3号炉代替非常用発電機	軽油 潤滑油	合計 14.784 kL 0.288 kL	①	・なし	
・1号炉代替非常用発電機	軽油 潤滑油	合計 14.784 kL 0.288 kL	④	<ul style="list-style-type: none"> ・基準地震動によりタンク又は付属配管が破損し、漏えいした軽油による火災発生のおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉代替非常用発電機と同じ仕様であり、火災は発生しないと考えられるため、アクセスルートへの影響はない。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。
・2号炉代替非常用発電機	軽油 潤滑油	合計 14.784 kL 0.288 kL	④	・なし	

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

相違理由

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・可燃物施設漏えいに対する評価対象/内容の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

対象設備	内容物	容量	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(1号ガスボンベ庫) ・1号水素ガスボンベ (2号ガスボンベ庫) ・2号水素ガスボンベ (3号ガスボンベ庫) ・3号水素ガスボンベ	水素ガス	84本 (50kgボンベ) 60本 (50kgボンベ) 42本 (50kgボンベ)	②	基準地震動Ssによりボンベが倒壊し、漏えいした水素による火災発生のおそれ	<ul style="list-style-type: none"> 水素ボンベ（2号で通常60本中30本間運用）は水素マニホールドに一連で固定されており、転倒による損傷は考えにくく、また周囲に着火源がないことから、火災は発生しないと考えられる。（保管状況は「第6-6図 危険物貯蔵所保管状況図」参照） 水素マニホールドにて、ガスボンベへの転倒防止を図る。 ガラリを備えた屋外保管庫であり、万一漏えいが発生した場合でも外気に拡散する。 周辺に放射強度が大きくなる危険物施設はないこと、倉庫内に設置しており直接放射の影響は受けにくいことから放射により火災は発生しないと考えられる。

※火災の発生リスクは低いが、万一火災が発生した場合は自衛消防隊等による消火活動を実施する。

島根原子力発電所2号炉

第4-3表 可燃物施設漏えい時被害想定(2/5)

対象設備	内容物	容量	被害想定	対応内容
2号炉 主変圧器	絶縁油	77kL	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動Ssにより変圧器が破損し、漏えいした絶縁油による火災発生のおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> 中越沖地震によって発生した柏崎刈羽原子力発電所3号炉の所内変圧器火災の要因を考慮した変圧器火災対策が図られていること及び防油堤内に漏えいした絶縁油は防油堤地下の排油溜めに流下するため、地上部のアクセスルートに影響のある変圧器火災の可能性は極めて小さい。 防油堤内に全量貯留状態で火災が発生した場合でも、アクセスルートからの距離距離が確保されており、アクセスルートへの影響はない。 万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
2号炉 所内変圧器	絶縁油	20kL		
2号炉 起動変圧器	絶縁油	24kL		
3号炉 主変圧器	絶縁油	141kL		
3号炉 所内変圧器	絶縁油	21kL	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動Ssによりタンク又は付属配管が破損し、漏えいした軽油による火災発生のおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> 地下式のタンクであり、地上部のアクセスルートへの影響はない。 万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
3号炉 補助変圧器	絶縁油	37kL		
A-ディーゼル 燃料貯蔵タンク	軽油	A：170kL A2：170kL	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動Ssによりタンク又は付属配管が破損し、漏えいした軽油による火災発生のおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> 地下式のタンクであり、地上部のアクセスルートへの影響はない。 万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
HPCS-ディーゼル 燃料貯蔵タンク	軽油	HPCS：170kL		
B-ディーゼル 燃料貯蔵タンク	軽油	B1：100kL B2：100kL B3：100kL		
緊急時対策所用 燃料地下タンク	軽油	45kL		
ガスタービン 燃料地下タンク	軽油	45kL		

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・可燃物施設漏えいに対する評価対象/内容の相違

第6-5表 可燃物施設漏えい時被害想定及び影響評価(2/4)

対象設備	内容物	容量	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
<ul style="list-style-type: none"> 3号炉補助ボイラー燃料タンク 1, 2号炉補助ボイラー燃料タンク 1号炉補計量タンク 	重油	410 kL (運用容量)	④	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動によりタンク又は付属配管が破損し、漏えいした重油による火災発生のおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> 防油堤が設置されており、漏えいした重油は防油堤内に全量貯留可能である。 防油堤内に全量貯留状態で火災が発生した場合でも、アクセスルートとなる道路幅が確保されており、アクセスルートへの影響はない。 基準地震動により防油堤の損壊も考えられるが、周囲の排水路に流下するため、地上部のアクセスルートへの影響はない。 万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。
		450 kL (運用容量)			
	70 kL	④	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動により防油堤の損壊も考えられるが、周囲の排水路に流下するため、地上部のアクセスルートへの影響はない。 万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。 		
<ul style="list-style-type: none"> 3号炉補計量タンク 	軽油	110 kL	④	なし	<ul style="list-style-type: none"> 3号炉運転中において使用する予定はなく、「空」の状態で使用される。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

対象設備	内容物	容量	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(ガスボンベ庫(化学分析用)) ・アセチレンガスボンベ(1号化学分析用) (環境放射能測定センターボンベ室) ・アセチレンガスボンベ(環境放射能測定センター化学分析用)	アセチレンガス	1本 (7m) 1本 (7m)	②	基準地震動Ssによりボンベが倒壊し、漏えいしたアセチレンガスによる火災発生のおそれ	・1号化学分析用アセチレンガスボンベ及び環境放射能測定センター化学分析用アセチレンガスボンベは、ボンベ室等に固着して設置されており、転倒による損傷は考えにくく、また周囲に着火源がないことから、火災は発生しないと考えられる。 ・ガスボンベ室は前面が開放されており、漏えいした場合でも外気中に拡散する。 ・周辺に輻射強度が大きくなる危険物施設はない。
・1号軽油貯蔵タンク	軽油	620kl	③	基準地震動Ssによりタンクが破損し、漏えいした軽油による火災発生のおそれ	・基準地震動Ssによりタンクが破損し、漏えいした軽油による火災発生のおそれがあるが、アクセスルートから距離を確保できることからアクセスルートへの影響はない。 ・1号軽油貯蔵タンクの防油堤は軽油タンク全量を貯留可能である。基準地震動Ssにより防油堤の損壊も考えられるが、ルート1、2方向に向かわない排水路に流下する構造となっており、約240mの距離があることによりルート1、2への影響はない。

※火災の発生リスクは低い。万が一火災が発生した場合は自衛消防隊等による消火活動を実施する。

島根原子力発電所2号炉

第4-3表 可燃物施設漏えい時被害想定(3/5)

対象設備	内容物	容量	被害想定	対応内容
補助ボイラ LPGボンベ 【補助ボイラ LPGボンベ庫】	プロパンガス	100kg	なし	・補助ボイラLPGボンベはマニホールドにて一連で固定。又はチェーンにより固縛されており、転倒による損傷は考えにくく、また着火源とも成り難いため火災の発生は極めて低い。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
OFケーブル	絶縁油	16kL	・基準地震動SsによりOFケーブルが破損し、漏えいした絶縁油による火災発生のおそれ	・地下又はダクト内設置であり、地上部のアクセスルートへの影響はない。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
重油移送配管 (第4-6図部分)	重油	残油	・基準地震動Ssにより配管が破損し、漏えいした重油による火災発生のおそれ	・防油堤が設置されており、漏えいした重油は防油堤内に全量貯留可能である。 ・防油堤内に全量貯留状態で火災が発生した場合でも、アクセスルートからの距離が確保されており、アクセスルートへの影響はない。 ・基準地震動Ssにより防油堤の損壊も考えられるが、周囲の地下ダクト内に流下するため、地上部のアクセスルートへの影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
OFケーブル タンク	絶縁油	MTr: 1.5kL (6槽) STr: 0.6kL (3槽)	・基準地震動Ssによりタンク又は付属配管が破損し、漏えいした絶縁油による火災発生のおそれ	・防油堤が設置されており、漏えいした重油は防油堤内に全量貯留可能である。 ・防油堤内に全量貯留状態で火災が発生した場合でも、アクセスルートからの距離が確保されており、アクセスルートへの影響はない。 ・基準地震動Ssにより防油堤の損壊も考えられるが、周囲の地下ダクト内に流下するため、地上部のアクセスルートへの影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
補助ボイラ サービスタンク	重油	2.0kL	・基準地震動Ssによりタンク又は付属配管が破損し、漏えいした重油による火災発生のおそれ	・防油堤が設置されており、漏えいした重油は防油堤内に全量貯留可能である。 ・防油堤内に全量貯留状態で火災が発生した場合でも、アクセスルートからの距離が確保されており、アクセスルートへの影響はない。 ・基準地震動Ssにより防油堤の損壊も考えられるが、周囲の地下ダクト内に流下するため、地上部のアクセスルートへの影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。

泊発電所3号炉

相違理由

第6-5表 可燃物施設漏えい時被害想定及び影響評価(3/5)

対象設備	内容物	容量	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
・油倉庫	軽油 潤滑油	25.0 kL	③	・基準地震動によりドラム缶等が倒壊し、漏えいした軽油等による火災発生のおそれ	・倉庫への保管可能量は限られており、また倉庫そのものが危険物を保管するための専用の保管庫になっていないため火災の発生は極めて低い。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。
・3号炉油庫	軽油 潤滑油	25.0 kL	③	・基準地震動によりドラム缶等が倒壊し、漏えいした軽油等による火災発生のおそれ	・給排水処理設備建屋内に設置された小規模タンクであり、建屋内火災のため、アクセスルートへの影響は極めて小さい。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。
・1、2号炉エンジン消火ポンプ燃料タンク	軽油	490 L	④	・基準地震動によりドラム缶等が倒壊し、漏えいした軽油等による火災発生のおそれ	・給排水処理設備建屋内に設置された小規模タンクであり、建屋内火災のため、アクセスルートへの影響は極めて小さい。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。
・3号炉ディーゼル駆動消火ポンプ燃料タンク	軽油	490 L	④	・基準地震動によりドラム缶等が倒壊し、漏えいした軽油等による火災発生のおそれ	・給排水処理設備建屋内に設置された小規模タンクであり、建屋内火災のため、アクセスルートへの影響は極めて小さい。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。
・1号炉主変圧器	絶縁油	合計 138.3 kL	④	・基準地震動により変圧器が破損し、漏えいした絶縁油による火災発生のおそれ	・防油堤内に全量貯留状態で火災が発生した場合でも、アクセスルートとなる道路幅が確保されており、アクセスルートへの影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。
・1号炉所内変圧器					
・1号炉起動変圧器					
・2号炉主変圧器					
・2号炉所内変圧器					
・2号炉起動変圧器					
・1、2号炉予備変圧器					
・3号炉主/所内変圧器					

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】

記載内容の相違

・可燃物施設漏えいに対する評価対象/内容の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

対象設備	内容物	容量	評価 ブロー 番号	被害想定	影響評価
(大容量電源装置) ・軽油タンク	軽油	9t kl	③	基準地震動 Ss によりタンクが破損し、漏えいした軽油による火災発生のおそれ	・基準地震動 Ss によりタンクが破損し、漏えいした軽油による火災発生のおそれがあるが、アクセスルートから距離を確保できることからアクセスルートへの影響はない。 ・地下式タンクのため、軽油は拡散しないと考えられる。
・1号主変圧器/起動変圧器 (A/B) ・1号所内変圧器 (A/B)	絶縁油	148 kl 28 kl	③	主変圧器が破損し、漏えいした絶縁油による火災発生のおそれ	・基準地震動 Ss により変圧器が破損し、漏えいした絶縁油による火災発生のおそれがあるが、アクセスルートから距離を確保できることとアクセスルートへの影響はない。 ・主要変圧器/起動変圧器エリアの防油堤は変圧器の絶縁油の全量を貯留可能である。基準地震動 Ss により防油堤の損傷も考えられるが、変圧器周辺は砂利が敷かれおり絶縁油が漏れた場合には土中へ浸透することから、絶縁油流出によるアクセスルートへの影響は限定的と考える。
・2号主/起動変圧器 ・2号所内 (A/B) / 励磁電源変圧器 ・2号補助ボイラー (A/B) 用変圧器	絶縁油	204 kl 37.8 kl 48.8 kl		・基準地震動 Ss により主変圧器が破損し、漏えいした絶縁油による火災発生のおそれ	
・3号主/起動変圧器 (A/B) ・3号所内 (A/B) / 励磁電源変圧器 ・3号補助ボイラー (A/B) 用変圧器	絶縁油	218 kl 33.4 kl 36 kl	④	・なし	・所内/励磁電源/補助ボイラー用変圧器及び PLR-WVF 入力変圧器周辺は砂利が敷かれおり絶縁油が漏れた場合には土中へ浸透することから、絶縁油流出によるアクセスルートへの影響は限定的と考える。
・2号 PLR-WVF (A/B) 入力変圧器 ・3号 PLR-WVF (A/B) 入力変圧器	絶縁油	12.5 kl 12.5 kl		・なし	

※火災の発生リスクは低い。万一火災が発生した場合は自衛消防隊等による消火活動を実施する。

島根原子力発電所2号炉

第4-3表 可燃物施設漏えい時被害想定(4/5)

対象設備	内容物	容量	被害想定	対応内容
重油タンク	重油	No.1 : 900kl No.2 : 900kl No.3 : 900kl	・基準地震動 Ss によりタンク又は付属配管が破損し、漏えいした重油による火災発生のおそれ	・耐震性を有する溢水防止壁が設置されており、漏えいした重油は溢水防止壁内に全量貯留可能である。 ・溢水防止壁内に全量貯留状態で火災が発生した場合でも、アクセスルートからの距離が確保されており、アクセスルートへの影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合は、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
固化材タンク	不飽和ポリエステル樹脂	21.6kl	・なし	・2号炉運転中において使用する予定はなく、「空」の状態での運用する。
非常用ディーゼル発電設備 軽油タンク	軽油	(A) : 560kl (B) : 560kl	・なし	・危険物貯蔵所としての使用を廃止し、軽油を貯蔵しない運用とする。
水素ガスボンベ 【水素・炭酸ガスボンベ室】	水素	140m ³	・なし	・ガスボンベはマニホールドにて一連で固定、又はチェーンにより固縛されており、転倒による損傷は考えにくく、また着火源とも成り難いため火災の発生は極めて低い。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
水素ガスボンベ 【高圧ガス貯蔵所】	水素	1,155m ³		
LPGボンベ 【協力企業 A 社事務所4】	プロパンガス	80kg		
アセチレンガスボンベ 【5号倉庫】	アセチレン	123L		
アセチレンガスボンベ 【協力企業 A 社事務所2】	アセチレン	41L		

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】

記載内容の相違

- ・可燃物施設漏えいに対する評価対象/内容の相違

第6-5表 可燃物施設漏えい時被害想定及び影響評価(4/5)

対象設備	内容物	容量	評価 ブロー 番号	被害想定	影響評価
・3号非常用変圧器	絶縁油	4.3 kl	④	・基準地震動により変圧器が破損し、漏えいした絶縁油による火災発生のおそれ	・防油堤が設置されており、漏えいした絶縁油は防油堤内に全量貯留可能である。 ・防油堤内に全量貯留状態で火災が発生した場合でも、アクセスルートからの距離が確保されており、アクセスルートへの影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合は、消火要員による消火活動を実施する。
(1号炉発電機ガスボンベ室) ・1号炉発電機用水素ガスボンベ (2号炉発電機ガスボンベ室) ・2号炉発電機用水素ガスボンベ (3号炉発電機ガスボンベ室) ・3号炉発電機用水素ガスボンベ (放射線廃棄物処理建屋ボンベ室) ・建屋本体廃棄物処理建屋ボンベ	水素ガス プロパンガス	945 m ³ 945 m ³ 1120 m ³ 2000 kg	③	・基準地震動によりボンベが倒壊し、漏えいした水素による火災発生のおそれ	・ガスボンベはマニホールドにて一連で固定、又はチェーンにより固縛されており、転倒による損傷は考えにくく、また着火源とも成り難いため火災の発生は極めて低い。 ・万一、火災が発生した場合は、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する













赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																														
	<p>第4-3表 可燃物施設漏えい時被害想定(5/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>内容物</th> <th>容量</th> <th>被害想定</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1危険物倉庫</td> <td>・第4類 第1石油類</td> <td>1.9kL</td> <td rowspan="4">・なし</td> <td rowspan="4">・倉庫への保管可能量は限られており、また倉庫そのものが危険物を保管するための専用の保管庫になっているため火災の発生は極めて低い。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。</td> </tr> <tr> <td>・第4類</td> <td>600L</td> </tr> <tr> <td>760-4類 第4類</td> <td>19.2kL</td> </tr> <tr> <td>第2石油類 ・第4類</td> <td>3.4kL</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3危険物倉庫</td> <td>・第4類</td> <td>6.4kL</td> <td rowspan="4">④</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>第1石油類 ・第4類</td> <td>1.2kL</td> </tr> <tr> <td>第2石油類 ・第4類</td> <td>1.4kL</td> </tr> <tr> <td>第3石油類 ・第4類</td> <td>40kL</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">危険物倉庫</td> <td>・第4類</td> <td>3.28kL</td> <td rowspan="2">④</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>第1石油類 ・第4類 第2石油類</td> <td>3.5kL</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：基準地震動Ssによる防油堤の損壊により、防油堤外に漏えいした場合は、周囲の地下ダクト内に流下する又はアクセスルート方向に向わない排水路に流下するが、「防油堤内に全量貯留状態」における火災評価を行い、アクセスルートに影響がないことを確認する。（別紙(6)参照）</p>	対象設備	内容物	容量	被害想定	対応内容	第1危険物倉庫	・第4類 第1石油類	1.9kL	・なし	・倉庫への保管可能量は限られており、また倉庫そのものが危険物を保管するための専用の保管庫になっているため火災の発生は極めて低い。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。	・第4類	600L	760-4類 第4類	19.2kL	第2石油類 ・第4類	3.4kL	第3危険物倉庫	・第4類	6.4kL	④		第1石油類 ・第4類	1.2kL	第2石油類 ・第4類	1.4kL	第3石油類 ・第4類	40kL	危険物倉庫	・第4類	3.28kL	④		第1石油類 ・第4類 第2石油類	3.5kL	<p>第6-5表 可燃物施設漏えい時被害想定及び影響評価(5/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>内容物</th> <th>容量</th> <th>評価 フロー 番号</th> <th>被害想定</th> <th>影響評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・3号炉補助ボイラー用プロパンガスボンベ</td> <td>プロパンガス</td> <td>120 kg</td> <td>④</td> <td>・基準地震動によりボンベが倒壊し、漏えいしたプロパンガスによる火災発生のおそれ</td> <td>・ガスボンベはマニホールドにて一連で固定、又はチェーンにより固定されており、転倒による損傷は考えにくく、また着火源とも成り難いため火災の発生は極めて低い。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：基準地震動による防油堤の損壊により、防油堤外に漏えいした場合は、周囲の地下ダクト内に流下する又は排水路に流下するが、「防油堤内に全量貯留状態」における火災評価を行い、アクセスルートに影響がないことを確認する。（別紙(17)参照）</p>	対象設備	内容物	容量	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価	・3号炉補助ボイラー用プロパンガスボンベ	プロパンガス	120 kg	④	・基準地震動によりボンベが倒壊し、漏えいしたプロパンガスによる火災発生のおそれ	・ガスボンベはマニホールドにて一連で固定、又はチェーンにより固定されており、転倒による損傷は考えにくく、また着火源とも成り難いため火災の発生は極めて低い。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。	<p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・可燃物施設漏えいに対する評価対象/内容の相違</p>
対象設備	内容物	容量	被害想定	対応内容																																													
第1危険物倉庫	・第4類 第1石油類	1.9kL	・なし	・倉庫への保管可能量は限られており、また倉庫そのものが危険物を保管するための専用の保管庫になっているため火災の発生は極めて低い。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。																																													
	・第4類	600L																																															
	760-4類 第4類	19.2kL																																															
	第2石油類 ・第4類	3.4kL																																															
第3危険物倉庫	・第4類	6.4kL	④																																														
	第1石油類 ・第4類	1.2kL																																															
	第2石油類 ・第4類	1.4kL																																															
	第3石油類 ・第4類	40kL																																															
危険物倉庫	・第4類	3.28kL	④																																														
	第1石油類 ・第4類 第2石油類	3.5kL																																															
対象設備	内容物	容量	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価																																												
・3号炉補助ボイラー用プロパンガスボンベ	プロパンガス	120 kg	④	・基準地震動によりボンベが倒壊し、漏えいしたプロパンガスによる火災発生のおそれ	・ガスボンベはマニホールドにて一連で固定、又はチェーンにより固定されており、転倒による損傷は考えにくく、また着火源とも成り難いため火災の発生は極めて低い。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。																																												
		<p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>																																															






赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>油脂倉庫</p>  <p>第2油脂倉庫</p>  <p>指定可燃物倉庫</p> 	<p>【可燃物施設の固縛状況等】</p>  <p>補助ボイラLPGボンベ庫</p>  <p>補助ボイラLPGボンベの固縛状況 (補助ボイラLPGボンベ庫)</p>  <p>水素・炭酸ガスボンベ室</p>  <p>水素ガスボンベの固縛状況 (水素・炭酸ガスボンベ室)</p>  <p>高圧ガス貯蔵所</p>  <p>水素ガスボンベの固縛状況 (高圧ガス貯蔵所)</p>	<p>3号油倉庫</p>  <p>3号炉発電機ガスボンベ庫</p>  <p>2号炉発電機ガスボンベ庫</p> 	<p>相違理由</p> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・可燃物施設漏えいに対する対応状況の相違</p>
<p>第6-6図 危険物貯蔵所保管状況図 (1/2)</p>		<p>危険物貯蔵所保管状況</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1号補助ボイラー用プロパンガスボンベ</p>  <p>1号ガスボンベ庫（水素ガスボンベ）</p>   <p>3号ガスボンベ庫（水素ガスボンベ）</p>   <p>第6-6図 危険物貯蔵所保管状況図（2/2）</p> <p>※1 2号ガスボンベ庫（水素ガスボンベ）については現在撤去中 ※2 1号及び3号ガスボンベ庫について、水素ガスボンベは撤去中であることから、固定方法が同等な窒素ガスボンベの写真である。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>(b) 可搬型設備 保管場所に配備する可搬型設備について評価を実施した結果、第4-4表に示すとおり、アクセスルート及び可搬型設備に影響がないことを確認した。</p> <p>第4-4表 可搬型設備の被害想定</p> <table border="1" data-bbox="946 430 1751 766"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>内容物</th> <th>被害想定</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型設備 【各保管場所】</td> <td>軽油</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備の車両火災による他の車両への影響 可搬型設備のアクセスルートへの運搬不能 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備間の離隔距離を3m以上取ることにより、周囲の車両に影響を及ぼさない。（外部火災にて評価。） 4箇所ある保管場所には火災を感知するために炎感知器及び熱感知カメラを設置するため、早期に検知が可能である。 万一、火災が発生した場合には自衛消防隊による消火活動を実施する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(c) 構内（防火帯内側）の植生 構内の植生火災について評価を実施した結果、第4-5表に示すとおり、アクセスルート及び可搬型設備に影響がないことを確認した。</p> <p>第4-5表 構内植生による被害想定</p> <table border="1" data-bbox="946 1039 1739 1312"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>被害想定</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構内の植生</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備保管場所近傍の植生火災による可搬型設備への影響 アクセスルート近傍の植生火災による可搬型設備の運搬不能 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 4箇所ある保管場所には火災を感知するために炎感知器及び熱感知カメラを設置するため、早期に検知が可能である。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。 可搬型設備への影響が想定される場合には、可搬型設備を影響範囲外に移動する。 万一、植生火災が発生した場合には、迂回する。 </td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="1035 1339 1294 1528" style="text-align: center;">  <p>熱感知カメラ</p> </div> <div data-bbox="1389 1352 1715 1528" style="text-align: center;">  <p>炎感知器</p> </div> </div>	対象設備	内容物	被害想定	対応内容	可搬型設備 【各保管場所】	軽油	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備の車両火災による他の車両への影響 可搬型設備のアクセスルートへの運搬不能 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備間の離隔距離を3m以上取ることにより、周囲の車両に影響を及ぼさない。（外部火災にて評価。） 4箇所ある保管場所には火災を感知するために炎感知器及び熱感知カメラを設置するため、早期に検知が可能である。 万一、火災が発生した場合には自衛消防隊による消火活動を実施する。 	対象	被害想定	対応内容	構内の植生	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備保管場所近傍の植生火災による可搬型設備への影響 アクセスルート近傍の植生火災による可搬型設備の運搬不能 	<ul style="list-style-type: none"> 4箇所ある保管場所には火災を感知するために炎感知器及び熱感知カメラを設置するため、早期に検知が可能である。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。 可搬型設備への影響が想定される場合には、可搬型設備を影響範囲外に移動する。 万一、植生火災が発生した場合には、迂回する。 		<p>【島根】 記載箇所の相違 ・同じ項目内に記載しており、プラントの相違による対応内容の相違</p>
対象設備	内容物	被害想定	対応内容														
可搬型設備 【各保管場所】	軽油	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備の車両火災による他の車両への影響 可搬型設備のアクセスルートへの運搬不能 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備間の離隔距離を3m以上取ることにより、周囲の車両に影響を及ぼさない。（外部火災にて評価。） 4箇所ある保管場所には火災を感知するために炎感知器及び熱感知カメラを設置するため、早期に検知が可能である。 万一、火災が発生した場合には自衛消防隊による消火活動を実施する。 														
対象	被害想定	対応内容															
構内の植生	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備保管場所近傍の植生火災による可搬型設備への影響 アクセスルート近傍の植生火災による可搬型設備の運搬不能 	<ul style="list-style-type: none"> 4箇所ある保管場所には火災を感知するために炎感知器及び熱感知カメラを設置するため、早期に検知が可能である。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。 可搬型設備への影響が想定される場合には、可搬型設備を影響範囲外に移動する。 万一、植生火災が発生した場合には、迂回する。 															

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 薬品タンクの損壊</p> <p>(a) 評価方針 薬品タンク損壊による影響が及ぶ範囲にアクセスルートが含まれるか否かを評価する。</p> <p>(b) 評価結果 薬品タンク漏えい時について評価を実施した結果、第4-6表に示すとおり、アクセスルートに影響がないことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外に設置されている薬品タンクのうち、2号炉NGC液体窒素貯蔵タンクは、漏えいした場合であっても液体窒素が外気に拡散することから、漏えいによる影響はない。 ・屋外に設置されている薬品タンクのうち、2号炉鉄イオン溶解タンクは漏えいした場合であっても側溝に流れることから、漏えいによる影響はない。 ・建物内に設置されている薬品タンクは漏えいした場合であっても側溝に流れることから、漏えいによる影響はない。 		<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川の資料構成をベースに作成しており、影響評価結果は第6-6表に記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

対象設備	内容物	容量(満度)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(1, 2号給排水 処理薬品タンク) ○屋外タンク ・硫酸貯槽 ・H塔再生用硫 酸貯留槽	硫酸	3.9 m ³ (98wt%) 0.214 m ³ (98wt%)	②	【漏えい】 ・基準地震動Ssによ りタンク及び配管 が破損し、薬品が流 出する。 【ガス発生】 ・不揮発性であり、毒 性の強いガスは発 生しない。 【人体への影響】 ・皮膚、粘膜に対して 腐食性がある。 ・経口摂取すると、胃 の灼熱感、嘔吐など を起こす。	【漏えい対応】 ○屋外タンク ・タンク周辺に堰を設置しており、堰内に薬品が漏えいした場合 においても薬品全量を純水装置排水受槽へ移送可能である。 ・また、基準地震動Ssにより、薬品タンク、配管及びタンクの 地盤の一部は破損すると考えられるが、薬品タンク周辺には土及 び排水が破損が散らかるが、薬品は土中への浸透及び排水溝に流 入し排水されることから、薬品流出によるアクセスルートへの 影響はない。(別紙(19)参照) ○屋内タンク (1, 2号給排水処理建屋内に設置) ・タンク周辺に堰及び排水溝を設置しており、薬品が漏えいした 場合においても薬品全量を排水溝を通じて純水装置排水受槽 へ移送可能である。 ・また、基準地震動Ssにより、1, 2号給排水処理建屋、薬品 タンク、配管及びタンクの堰の一部は損壊、破損すると考えら れるが、給排水処理建屋外に漏えいしても、給排水処理建屋固 辺には土及び排水溝が破かれており、薬品は土中への浸透及び 排水溝に流入し排水されることから、薬品流出によるアクセス ルートへの影響はない。 【薬品防護具】 ・一部の薬品が設置エリア外に漏えいすることを想定し、アクセ スルート付近に存在する何れの薬品にも作業可能な防護用の 服、手袋、長靴及び全面マスクを保管場所より各自持参する。 【ガス検知と吸収缶の装着】 (硫酸) ・毒性の高いガスは発生しないためにガス検知と吸収缶は必要 ない。

※いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。

島根原子力発電所2号炉

第4-6表 薬品タンク漏えい時被害想定(1/2)

対象設備	内容物	容量	被害想定	対応内容
・2号炉 鉄イオン溶解 タンク	硫酸第一 鉄水溶液 (10wt%)	19 m ³	(漏えい) ・地震によりタンク及 び配管が破損し、漏 えいする。 (人体への影響) ・吸入や接触により刺 激を受けることがあ る。	・地震により破損した場 合は、側溝に流れること から、作業・アクセスに 対して影響はない。 ・万一、アクセスルート 側に漏えいを見出し、薬 品を特定した後は、緊急 時対策要員が近傍を通 るときに防護具を着用し、 安全を確保した上で通行 及び作業を行う。

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】
記載内容の相違
・薬品タンク損壊に対す
る対応状況の相違

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価 (1/7)

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価 (1/10)

対象設備	内容物	容量(満度)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(3号給排水処理設 備) ○屋内タンク ・硫酸貯槽 ・硫酸計量槽	硫酸	合計 20m ³ (35wt%) 合計 1.08m ³ (35wt%)	⑤	【漏えい】 ・基準地震動によりタンク及 び配管が破損し、薬品が流 出する。 【ガス発生】 ・塩化水素及び他の薬品との混 合により塩化水素ガスが発生す る恐れがある。 【人体への影響】 ・接触により炎症を起こす。 ・ガス吸引により、のど、鼻 等の粘膜を刺激し、せきが出 る。	【漏えい対応】 ○屋内タンク (3号給排水処理建屋内に設置) ・タンク周辺に堰及び排水溝を設置しており、薬品が漏えいした場合におい ても薬品全量を排水溝を通じて中継槽へ移送可能である。 ・また、基準地震動により、3号給排水処理建屋、薬品タンク、配管及びタン クの堰の一部は破損すると考えられるが、3号給排水処理建屋外に漏 えいしても、周辺には土及び排水溝が破かれており、薬品は土中への浸透及 び排水溝に流入し排水されることから、アクセスルートへの影響は ない。 【薬品防護具】 ・一部の薬品が設置エリア外に漏えいすることを想定し、アクセスルート付近に 存在する何れの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを 保管場所より各自持参する。 【ガス検知と吸収缶の装着】 (硫酸) ・漏えいした場合、発生したガスは空気へ拡散すること、および塩化水素の臭い(刺 激臭)のしきい値が1-5ppmであり、防護用器具(50ppm)と比較して十分 低い段階で、漏えいを検知できることからガス検知と吸収缶は必要ない。 ・混合によって毒性のガスを発生させる薬品が周辺に設置されているが、混合に よってガスを発生させない対策を講ずることからガス検知と吸収缶は必要ない。 (毒性ソーダ) ・毒性ソーダは加熱されると毒性の増強が発生するが、近辺に加熱源がないこと からガス検知と吸収缶は必要ない。
(3号給排水処理設 備) ○屋内タンク ・毒性ソーダ貯槽 ・毒性ソーダ計量槽	毒性 ソーダ (水酸化ナ トリウム)	合計 30m ³ (25wt%) 合計 1.78m ³ (25wt%)	⑤	【漏えい】 ・基準地震動によりタンク及 び配管が破損し、薬品が流 出する。 【ガス発生】 ・毒性の強いガスの発生は少な い。 【人体への影響】 ・接触により皮膚表面の組織 を侵す。	【ガス検知と吸収缶の装着】 (毒性ソーダ) ・毒性ソーダは加熱されると毒性の増強が発生するが、近辺に加熱源がないこと からガス検知と吸収缶は必要ない。

※いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価 (2/7)

対象設備	内容物	容量(濃度)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(1, 2号給排水 処理薬品タンク) ○屋外タンク ○酸性ソーダ貯 槽	苛性ソ ーダ (水酸 化ナト リウム)	7.0 m ³ (25wt%) 0.44 m ³ (25wt%) 0.155 m ³ (25wt%)	②	【漏えい】 ・基礎地震動 Ss によ りタンク及び配管 が破損し、薬品が流 出する。 【ガス発生】 ・薬性の強いガスの発 生は少ない。 【人体への影響】 ・接触により皮膚表面 の組織を侵す。	(苛性ソーダ) ・苛性は加熱されると 毒性の増強が発生するが、近辺に加 熱源がないことからガス検知と吸収缶は必要ない。
(1, 2号給排水 処理建屋) ○屋内タンク ・OH塔用苛性ソ ーダ計量槽 ・MB+塔用苛性 ソーダ計量槽	PAC (ボ リ塩化 アルミ ニウム)	2.0 m ³ (11wt%)	②	【漏えい】 ・基礎地震動 Ss によ りタンク及び配管 が破損し、薬品が流 出する。 【ガス発生】 ・混合によって毒性の ガスを発生させる 薬品が周辺に配置 されていないため、ガ スの発生は想定さ れない。 【人体への影響】 ・接触によりアレルギー 一症状を起こす。	(PAC) ・混合によって毒性のガスを発生させる薬品が周辺に配置され ていないため、ガス検知と吸収缶は必要ない。

※：いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。

第4-6表 薬品タンク漏えい時被害想定(2/2)

対象設備	内容物	容量	被害想定	対応内容
・PAC貯槽 【1号水ろ過装置 室】	ポリ塩化 アルミ ウム	0.3m ³	(漏えい) ・地震により、タンク 及び配管が破損、漏 えいする。 (人体への影響) ・皮膚、眼に対して軽 度の刺激性がある。	・タンクは建物内に設置さ れている。 ・タンク周辺に堰を設置し ている。 ・タンク及び付属配管が破 損し漏えいしても堰内に 全量収まる。 ・地震により堰が破損した 場合は、1号水ろ過装置 室周辺に敷かれている側 溝に流れることから、作 業・アクセスに対して影 響はない。 ・万一、アクセスルート側 に漏えいを発見し、薬品 を特定した後は、影響の ないアクセスルートに迂 回する又は緊急時対策要 員が近傍を通るときに防 護具を着用し、安全を確 保した上で通行及び作業 を行う。
・硫酸貯槽 【1号水ろ過装置 室】	硫酸 (30%) (劇物)	0.3m ³	(漏えい) ・地震により、タンク 及び配管が破損す る。 (人体への影響) ・接触により皮膚の薬 傷、眼の損傷のおそ れがある。 ・吸入により生命の危 険、呼吸器系の障害 のおそれがある。	・タンクは建物内に設置さ れている。 ・タンク周辺に堰を設置し ている。 ・タンク及び配管が破損し 漏えいしても堰内に全量 収まる。 ・地震により堰が破損した 場合は、1号水ろ過装置 室周辺に敷かれている側 溝に流れることから、作 業・アクセスに対して影 響はない。 ・万一、アクセスルート側 に漏えいを発見し、薬品 を特定した後は、影響の ないアクセスルートに迂 回する又は緊急時対策要 員が近傍を通るときに防 護具を着用し、安全を確 保した上で通行及び作業 を行う。
・2号炉 NGC液体薬 貯蔵タンク	液体薬	3.5m ³	(漏えい) ・地震により、タンク 及び配管が破損す る。 (人体への影響) ・吸入により窒息のお それがある。 ・接触により凍傷のお それがある。	・当該設備は屋外に設置さ れており、万一漏えい等 が発生した場合でも外気 中に拡散することから、 作業・アクセスに対して 影響はない。 ・万一、薬品の漏えいを発 見した場合には、影響の ないアクセスルートに迂 回する。

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価 (2/10)

対象設備	内容物	容量(濃度)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(3号給排水処理設 備) ○屋内タンク ・PAC貯槽	PAC (ポリ塩化 アルミニ ウム)	8m ³ (10wt%)	③	【漏えい】 ・基礎地震動によりタンク及 び配管が破損し、薬品が流 出する。 【ガス発生】 ・混合によって毒性のガスを 発生させる薬品が周辺に配 置されていないため、ガスの 発生は想定されぬ。 【人体への影響】 ・接触によりアレルギー一症状 を起こす。	【ガス検知と吸収缶の設置】 (PAC) ・毒性の高いガスは発生しないためガス検知と吸収缶は必要ない。 (次亜塩素酸ソーダ) ・混合によって毒性のガスを発生させる薬品が周辺に設置されているが、混合に よってガスを発生させない対策を講ずることからガス検知と吸収缶は必要な い。
(3号給排水処理設 備) ○屋内タンク ・次亜塩素酸ソーダ 貯槽	次亜塩素酸 ソーダ (次亜塩素 酸ナトリウ ム)	0.31m ³ (2wt%)	③	【漏えい】 ・基礎地震動によりタンク 及び配管が破損し、薬品が 流出する。 【ガス発生】 ・酸との接触やpHの低下によ り、塩素系ガスが発生する恐 れがある。 【人体への影響】 ・接触により炎症を起こす。	【ガス検知と吸収缶の設置】 (PAC) ・毒性の高いガスは発生しないためガス検知と吸収缶は必要ない。 (次亜塩素酸ソーダ) ・混合によって毒性のガスを発生させる薬品が周辺に設置されているが、混合に よってガスを発生させない対策を講ずることからガス検知と吸収缶は必要な い。

※：いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】
記載内容の相違
・薬品タンク損壊に対
する対応状況の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価 (3/7)

対象設備	内容物	容量(満度)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(3号給排水処理建屋) ・硫酸貯槽 ・硫酸計量槽 ・硫酸希釈槽	硫酸	3.0 m ³ (98wt%) 0.16 m ³ (98wt%) 0.88 m ³ (20wt%)	②	1, 2号給排水処理建屋：硫酸貯槽に同じ	○屋内タンク（3号給排水処理建屋内に設置） 【漏えい対応】 ・タンク周辺に堰を設置しており、堰内に薬品が漏えいした場合においても薬品全量を純水装置排水受槽へ移送可能である。 ・また、基礎地震動Ssにより、3号給排水処理建屋、薬品タンク、配管及びタンクの堰の一部は損壊、破損すると考えられるが、給排水処理建屋外に漏えいしても、給排水処理建屋周辺には土及び砂利が敷かれており、薬品は土中及び砂利へ浸透し排水されない。 【薬品防護具】 ・1, 2号給排水処理建屋と同じ ・【ガス検知と吸取圧の装着】 ・1, 2号給排水処理建屋と同じ
	(3号給排水処理建屋) ・苛性ソーダ貯槽 ・苛性ソーダ計量槽	苛性ソーダ (水酸化ナトリウム)	②	1, 2号給排水処理建屋：苛性ソーダ貯槽に同じ	○屋内タンク（3号給排水処理建屋内に設置） 【漏えい対応】 ・タンク周辺に堰を設置しており、堰内に薬品が漏えいした場合においても薬品全量を純水装置排水受槽へ移送可能である。 ・また、基礎地震動Ssにより、3号給排水処理建屋、薬品タンク、配管及びタンクの堰の一部は損壊、破損すると考えられるが、給排水処理建屋外に漏えいしても、給排水処理建屋周辺には土及び砂利が敷かれており、薬品は土中及び砂利へ浸透し排水されない。 【薬品防護具】 ・1, 2号給排水処理建屋と同じ ・【ガス検知と吸取圧の装着】 ・1, 2号給排水処理建屋と同じ
	(3号給排水処理建屋) ・PAC貯槽	PAC (ポリ塩化アルミニウム)	2.5 m ³ (11wt%)	②	1, 2号給排水処理建屋：PAC貯槽に同じ

※いずれの薬品も可燃性（引火性）ではない。

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・薬品タンク損壊に対する対応状況の相違

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価 (3/10)

対象設備	内容物	容量(満度)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(3号給排水処理建屋) ○屋内タンク ・ヒドランジン処理液 ・希釈槽	硫酸銅	合計 0.62m ³ (10wt%)	③	【漏えい】 ・基礎地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・人体への影響は小さい。	【ガス検知と吸取圧の装着】 （オルフロックAP-1）（オルフロックOX-142/OX-505） ・毒性の高いガスは発生しないためにガス検知と吸取圧は必要ない。
	(3号給排水処理建屋) ○屋内タンク ・凝集剤溶解槽	オルフロックAP-1	③	【漏えい】 ・基礎地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・人体への影響は小さい。	
	(3号給排水処理建屋) ○屋内タンク ・脱水剤溶解槽	オルフロックOX-142/OX-505	0.57m ³ (0.15wt%)	③	【漏えい】 ・基礎地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・人体への影響は小さい。

※いずれの薬品も可燃性（引火性）ではない。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価（4/7）

対象設備	内容物	容量(濃度)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(1号硫酸貯槽) ・硫酸貯槽	硫酸	5.4 m ³ (98wt%)	②	1, 2号給排水処理建 屋：硫酸貯槽と同じ	【漏えい対応】 ・薬品タンク周辺に堰を設置。 ・基準地流動Ssにより、薬品タンク、配管及び堰の一部は破損し薬品が流出すると考えられるが、薬品はタンク周辺には土及び砂利並びに排水溝が設置されており、土中及び砂利への浸透並びに排水溝に流入し排水されることから、薬品流出によるアークスレートへの影響はない。(別紙(19)参照) 【薬品防護具】 ・1, 2号給排水処理建屋と同じ 【ガス検知と吸収缶の装着】 ・1, 2号給排水処理建屋と同じ
(1号苛性ソーダ貯槽) ・苛性ソーダ貯槽	苛性ソーダ (水酸化ナトリウム)	20.0 m ³ (25wt%)	②	1, 2号給排水処理建 屋：苛性ソーダ貯槽に 同じ	【漏えい対応】 ・今後の運用により硫酸及び苛性ソーダは保管しないことか ら、漏えいのおそれはない。 【薬品防護具】 ・硫酸及び苛性ソーダは漏えいしないことから、防護具は必要ない。 【ガス検知と吸収缶の装着】 ・硫酸及び苛性ソーダは漏えいしないことから、ガス検知及び吸収缶は必要ない。 ※1 発電所の所管範囲に反映し、運用について管理する。
(2号硫酸貯槽) ・硫酸貯槽	硫酸	7.5 m ³ (98wt%)	②	1, 2号給排水処理建 屋：硫酸貯槽と同じ	
・硫酸計量槽		0.265 m ³ (98wt%)	②		
(2号苛性ソーダ貯槽) ・苛性ソーダ貯槽	苛性ソーダ (水酸化ナトリウム)	32.0 m ³ (25wt%)	②	1, 2号給排水処理建 屋：苛性ソーダ貯槽に 同じ	

※いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・薬品タンク損壊に対
 する対応状況の相違

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価（4/10）

対象設備	内容物	容量(濃度)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(1, 2号給排水処理設備) ○屋内タンク ・塩酸貯槽 ・カチオン塔塩酸計 量槽 ・脱炭式ポリッシャ ー塔塩酸計量槽 ・中和塩酸槽	塩酸	15m ³ (35wt%) 0.67m ³ (35wt%) 0.36m ³ (35wt%) 6m ³ (5wt%)	③	【漏えい】 ・基準地流動によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・塩化水素及び他の薬品との混合により塩素系ガスが発生する恐れがある。 【人体への影響】 ・接触により炎症を起こす。 ・ガス吸引により、のど、鼻等の粘膜を刺激し、せきが出る。	【漏えい対応】 ○屋内タンク(1, 2号給排水処理建屋内に設置) ・タンク周辺に堰及び排水溝を設置しており、薬品が漏えいした場合においても薬品全量を排水溝を通じて中和槽へ移送可能である。 ・また、基準地流動により、1, 2号給排水処理建屋、薬品タンク、配管及びタンクの堰の一部は損傷、破損すると考えられるが、1, 2号給排水処理建屋外に漏えいしても、周辺には砂利及び土又は排水溝が敷かれており、薬品は砂利及び土へ浸透、又は排水溝により排水されることから、アークスレートへの影響はない。 【薬品防護具】 ・接触により炎症を起こす。 ・ガス吸引により、のど、鼻等の粘膜を刺激し、せきが出る。 【薬品防護具】 ・一部は破損し、薬品が貯留エリア外に漏えいすることを想定し、アークスレート付近に存在する何れの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管場所より各自持参する。 【ガス検知と吸収缶の装着】 (塩酸) ・漏えいした場合、発生したガスは空気へ拡散すること、および塩酸の臭い(劇薬臭)のしきい値が1-5ppmであり、防護用器具(50ppm)と比較して十分に低い段階で、漏えいを検知できることからガス検知と吸収缶は必要ない。 ・混合によって毒性のガスを発生させる薬品が周辺に設置されているが、混合によって毒性のガスを発生させない対策を講ずることからガス検知と吸収缶は必要ない。

※いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価（5/7）

女川原子力発電所2号炉

対象設備	内容物	容量(濃度)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(3号硫酸貯槽) ・硫酸貯槽	硫酸	2.2 m ³ (98wt%)	②	1, 2号給排水処理建屋：硫酸貯槽に同じ	【漏えい対策】 ・今後の運用により硫酸及び苛性ソーダは保管しないこと ら、漏えいのおそれはない。 【薬品防護具】 ・硫酸及び苛性ソーダは漏えいしないことから、防護具は必要ない。 【ガス検知と吸収缶の装着】 ・硫酸及び苛性ソーダは漏えいしないことから、ガス検知及び吸収缶は必要ない。 ※1 発電所の所管に反映し、運用について管理する。
(3号苛性ソーダ貯槽) ・苛性ソーダ貯槽	苛性ソーダ (水酸化ナトリウム)	10.5 m ³ (25wt%)	②	1, 2号給排水処理建屋：苛性ソーダ貯槽に同じ	

※いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】
記載内容の相違
・薬品タンク損壊に対する対応状況の相違

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価（5/10）

対象設備	内容物	容量(濃度)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(1, 2号給排水処理設備) ○屋内タンク ・苛性ソーダ貯槽 ・アニオン塔苛性ソーダ計量槽 ・混床式ポリクシキ一塔苛性ソーダ計量槽	苛性ソーダ (水酸化ナトリウム)	27m ³ (25wt%) 0.88m ³ (25wt%) 0.44m ³ (25wt%)	③	【漏えい】 ・基地地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・薬性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・接触により皮膚表面の組織を侵す。	【ガス検知と吸収缶の装着】 ・苛性ソーダは加熱されると毒性の煙霧が発生するが、近辺に加熱源がないことからガス検知と吸収缶は必要ない。 【ガス発生】 ・混合によって毒性のガスを発生させる薬品が周辺に設置されているが、混合によってガスを発生させない対策を講ずることからガス検知と吸収缶は必要ない。
(1, 2号給排水処理設備) ○屋内タンク ・PAC貯槽	PAC (ポリ塩化アルミニウム)	5m ³ (10wt%)	③	【漏えい】 ・基地地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・酸との接触により、塩素系ガスが発生する恐れがある。 【人体への影響】 ・接触によりアレルギー反応を起す。	

※いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価（6/7）

対象設備	内容物	容量(濃度)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(環境放射線測定センター) ・硫酸タンク	硫酸	0.1 m ³ (1wt%)	②	1, 2号給排水処理建屋：硫酸貯槽と同じ	【漏えい対応】 ・タンクは環境放射線を分析する建物の屋上に設置されており、タンク下部には容量約0.2m ³ のドレンパン（硫酸、苛性ソーダ共用）が設置されている。 ・基準地震動Ssによりタンク及び配管の一部は破損すると考えられるが、タンク容量が小さいことから、ほとんどの薬品はドレンパンに留まると考えられる。 ・屋上にびび等が見られても、タンク容量が小さいことから、漏えいした薬品は建物周辺に留まると考えられる。 ・屋上の排水ドレンに薬品が流入した場合、アクセスルート道路の側溝に流れ込むが、タンク容量が小さいことから薬品は側溝から溢れ出さないと考えられる。 ・タンクの設置位置が屋上端まで約7mあること及び屋上端に約30～50cmの立ち上りがあることから、タンクは地上に落下しないと考えられる。 ・以上ことから、アクセスルートへの影響は限定的である。 【薬品防護具】 ・1, 2号給排水処理建屋と同じ 【ガス検知と吸収缶の装着】 ・1, 2号給排水処理建屋と同じ
(環境放射線測定センター) ・苛性ソーダタンク	苛性ソーダ (水酸化ナトリウム)	0.1 m ³ (4wt%)	②	1, 2号給排水処理建屋：苛性ソーダ貯槽と同じ	【漏えい対応】 ・基準地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・酸との接触やpHの低下により、塩素系ガスが発生する恐れがある。 【人体への影響】 ・接触により炎症を起こす。

※いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価（6/10）

対象設備	内容物	容量(濃度)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(1, 2号給排水処理設備) ○屋内タンク ・次亜塩素酸ソーダ貯槽	次亜塩素酸ソーダ (次亜塩素酸ナトリウム)	0.31 m ³ (2wt%)	③	【漏えい】 ・基準地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・酸との接触やpHの低下により、塩素系ガスが発生する恐れがある。 【人体への影響】 ・接触により炎症を起こす。	【ガス検知と吸収缶の装着】 (次亜塩素酸ソーダ) ・混合によって毒性のガスを発生させる薬品が周辺に設置されているが、混合によってガスを発生させない対策を講じることからガス検知と吸収缶は必要ない。 【硫酸側】 ・混合によって毒性のガスを発生させる薬品が周辺に設置されているが、混合によってガスを発生させない対策を講じることからガス検知と吸収缶は必要ない。
(1, 2号給排水処理設備) ○屋内タンク ・ヒドランジン処理液溶解槽	硫酸銅	0.9m ³ (10wt%)	③	【漏えい】 ・基準地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・酸との接触により、塩素系ガスが発生する恐れがある。 【人体への影響】 ・人体への影響は小さい。	

※いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】
記載内容の相違
・薬品タンク損壊に対する対応状況の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価（7/7）

対象設備	内容物	容量(濃度)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(排水処理装置 上屋) ・硫酸タンク	硫酸	0.05 m ³ (10wt%)	②	1, 2号給排水処理建 屋：硫酸貯槽に同じ	【漏えい対応】 ・タンクは排水処理装置上屋の屋内に設置されており、基準地震動 Ss によりタンク及び配管の一部は破損すると考えられるが、タンク容量が小さいことから、ほとんどの薬品は屋内に留まると考えられる。 ・床にひび割れが見られても、タンク容量が小さいことから、漏えいした薬品は建物周りに留まると考えられる。 ・以上のことから、アクセルルートへの影響は限定的である。 【薬品防護具】 ・1, 2号給排水処理建屋と同一 【ガス検知と吸気装置の装着】 ・1, 2号給排水処理建屋と同一
(排水処理装置 上屋) ・苛性ソーダ タンク	苛性ソーダ (水酸化ナトリウム)	0.05 m ³ (10wt%)	②	1, 2号給排水処理建 屋：苛性ソーダ貯槽に 同じ	【漏えい対応】 ・タンクは排水処理装置上屋の屋内に設置されており、基準地震動 Ss によりタンク及び配管の一部は破損すると考えられるが、タンク容量が小さいことから、ほとんどの薬品は屋内に留まると考えられる。 ・床にひび割れが見られても、タンク容量が小さいことから、漏えいした薬品は建物周りに留まると考えられる。 ・以上のことから、アクセルルートへの影響は限定的である。 【薬品防護具】 ・1, 2号給排水処理建屋と同一 【ガス検知と吸気装置の装着】 ・1, 2号給排水処理建屋と同一
・1号液体窒素貯槽	液体窒素	8,500 l		【漏えい】 ・基準地震動 Ss によりタンク及び配管が破損し、液体窒素が流出する。 【ガス発生】 ・窒素ガスが発生する。 【人体への影響】 ・閉鎖空間においては窒息のおそれ、また接触によって凍傷のおそれがある。	【漏えい対応】 ・液体窒素貯槽は屋外に設置されており、万一漏えい等が発生した場合でも外気中に拡散するため、アクセルルートへの影響はない。
・2/3号液体窒素貯槽	液体窒素	90,000 l	②		

※いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価（7/10）

対象設備	内容物	容量(濃度)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(1, 2号給排水処理装置) ○屋内タンク ・凝集助剤溶解槽	オルプロックAP-1	0.4m ³ (0.15wt%)	③	【漏えい】 ・基準地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・人体への影響は小さい。	【ガス検知と吸気装置の装着】 (オルプロックAP-1) (オルプロックOX-142/OX-505) ・毒性の高いガスが発生しないためにガス検知と吸気装置は必要ない。
(1, 2号給排水処理装置) ○屋内タンク ・配水助剤溶解槽	オルプロックOX-142/OX-505	0.4m ³ (0.15wt%)	③	【漏えい】 ・基準地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・人体への影響は小さい。	

※いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】
記載内容の相違
・薬品タンク損壊に対する対応状況の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価（8/10）

対象設備	内容物	容量 (単位)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(3号炉海水淡水化設備) ○屋内タンク ・塩酸貯槽	塩酸	合計 20m ³ (35wt%)	8	【漏えい】 ・基準地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・塩化水素及び硫化水素等の混合により亜硫酸ガスが発生する恐れがある。 【人体への影響】 ・接触により表皮を起こす。 ・ガス吸引により、のど炎等の粘膜を刺激し、せきが出る。	【漏えい対応】 ○屋内タンク（3号炉海水淡水化設備建屋内に設置） ・タンク周辺に漏えい排水溝を設置しており、薬品が漏えいした場合においても薬品全量を排水溝を通じて中和排水槽へ移送可能である。 ・また、基準地震動により、3号炉海水淡水化設備建屋、薬品タンク、配管及びタンクの床の一部は損傷、破損すると考えられるが、3号炉海水淡水化設備建屋外に漏えいしても、周辺には砂利及び土又は排水溝が敷かれており、薬品は砂利及び土へ浸透、又は排水溝により排水されることから、アクセスルートへの影響はない。 【薬品防護具】 ・一部の薬品が設置エリア外に漏えいすることを想定し、アクセスルート付近に存在する何れの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管場所より各自持参する。 【ガス検知と吸気缶の装着】 （塩酸） ・漏えいした場合、発生したガスは大気へ拡散すること、および塩酸の臭い（刺激臭）のしきい値が1-5ppmであり、防護判断基準値（50ppm）と比較して十分に低い段階で、漏えいを検知できることからガス検知と吸気缶は必要ない。 ・混合によって毒性のガスを発生させる薬品が周辺に設置されているが、混合によってガスを発生させない対策を講ずることからガス検知と吸気缶は必要ない。 （毒性ソーダ） ・毒性ソーダは加熱されると毒性の煙霧が発生するが、周辺に加熱源がないことからガス検知と吸気缶は必要ない。
(3号炉海水淡水化設備) ○屋内タンク ・毒性ソーダ貯槽 ・毒性ソーダ希釈槽	毒性 ソーダ （水酸化ナトリウム）	合計 9.5m ³ (25wt%) 合計 0.50m ³ (10wt%)	8	【漏えい】 ・基準地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・接触により皮膚表面の組織を侵す。	

※ いずれの薬品も可燃性（引火性）ではない。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価（9/10）

対象設備	内容物	容量 (単位)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(3号炉海水淡水化設備建屋) ○屋内タンク ・重亜硫酸ソーダ貯槽 ・重亜硫酸ソーダ計量槽	重亜硫酸ソーダ (重硫酸水素ナトリウム)	0.2m ³ (20wt%)	⑨	【漏えい】 ・基礎地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・酸と接触した場合には、亜硫酸ガスが発生する恐れがある。 【人体への影響】 ・固体を溶解した液体であり蒸発量は少ないが、吸入によりアレルギー、呼吸困難となる恐れがある。	【漏えい対応】 ○屋内タンク（3号炉海水淡水化設備建屋内に設置） ・タンク周辺に地及び排水溝を設置しており、薬品が漏えいした場合においても薬品全量を排水溝を通じて中和排水槽へ移送可能である。 ・また、基礎地震動により、3号炉海水淡水化設備建屋、薬品タンク、配管及びタンクの底の一部は損傷、破損すると考えられるが、3号炉海水淡水化設備建屋外に漏えいしても、周辺には砂利及び土又は排水溝が敷かれており、薬品は砂利及び土へ浸透、又は排水溝により排水されることから、アクセスルートへの影響はない。 【薬品防護具】 ・一部の薬品が設置エリア外に漏えいすることを想定し、アクセスルート付近に存在する何れの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管場所より各自持参する。
	重亜硫酸ソーダ計量器	0.003m ³ (20wt%)		【漏えい】 ・基礎地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・酸と接触した場合には、亜硫酸ガスが発生する恐れがある。 【人体への影響】 ・人体への影響は小さい。	【ガス検知と吸収缶の装着】 (重亜硫酸ソーダ) ・混合によって毒性のガスを発生させる薬品が周辺に設置されているが、混合によってガスを発生させない対策を講ずることからガス検知と吸収缶は必要ない。 (塩化第二鉄) ・混合によって毒性のガスを発生させる薬品が周辺に設置されているが、混合によってガスを発生させない対策を講ずることからガス検知と吸収缶は必要ない。
	重亜硫酸ソーダ計	2m ³ (37wt%)		【漏えい】 ・基礎地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・酸と接触した場合には、亜硫酸ガスが発生する恐れがある。 【人体への影響】 ・人体への影響は小さい。	【ガス検知と吸収缶の装着】 (重亜硫酸ソーダ) ・混合によって毒性のガスを発生させる薬品が周辺に設置されているが、混合によってガスを発生させない対策を講ずることからガス検知と吸収缶は必要ない。 (塩化第二鉄) ・混合によって毒性のガスを発生させる薬品が周辺に設置されているが、混合によってガスを発生させない対策を講ずることからガス検知と吸収缶は必要ない。
(3号炉海水淡水化設備建屋) ○屋内タンク ・塩化第二鉄貯槽	塩化第二鉄				

※ ⑨：いずれの薬品も可燃性（引火性）ではない。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																	
		<p style="text-align: center;">第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価（10/10）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">対象設備</th> <th style="width: 15%;">内容物</th> <th style="width: 10%;">容量 (備註)</th> <th style="width: 10%;">評価 フロー 番号</th> <th style="width: 15%;">被害想定</th> <th style="width: 30%;">影響評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> (3号炉補助ボイラー 建屋) ○建屋タンク ・3号炉補助ボイラー 薬液注入タンク (希ヒドラジン) ・3号炉補助ボイラー 薬液注入タンク (濃ヒドラジン) </td> <td>ヒドラジン</td> <td>0.5m³ (2wt%)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">③</td> <td> 【漏えい】 ・基準地震動によりタンク 及び配管が破損し、薬品が 流出する。 【ガス発生】 ・ヒドラジンガスが発生する恐 れがある。 【人体への影響】 ・接触により炎症を起こす。 </td> <td> 【漏えい対応】 ○建屋タンク（1、2号炉補助ボイラー建屋又は3号炉補助ボイラー建屋内に設置） ・タンク周辺に堰を設置している。 ・また、基準地震動により、1、2号炉補助ボイラー建屋又は3号炉補助ボイラー建 屋、薬品タンク、配管及びタンクの堰の一部は破損、破損すると考えられるが、タ ンク容量が小さいことから、漏えいした薬品は建屋内又は建屋周辺に留まると 考えられるため、アークセルコートへの影響はない。 【薬品防護具】 ・一部の薬品が設置エリア外に漏えいすることを想定し、アークセルコート付近に存 在する何れの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保 管場所より各自持参する。 【ガス検知と吸気筒の装着】 ・これらの設備には希釈したヒドラジンを保管しているが、漏えいした場合、発 生したガスは大気へ拡散すること、およびヒドラジンの臭い（アンモニア類似 臭）のしきい値が3-4ppm¹⁾であり、防護判断基準値（10ppm）と比較して十分 低い段階で、漏えいを検知でき、急性中毒は発生しにくい。ことからガス検知 と吸気筒は必要ない。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.15m³ (10wt%)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ③：いすれの薬品も可燃性（引火性）ではない。 (参考文献) 1) 有害性評価書 Ver.1.1 No.73 ヒドラジン (新エネルギー・産業技術総合開発機構, 2004年)</p>	対象設備	内容物	容量 (備註)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価	(3号炉補助ボイラー 建屋) ○建屋タンク ・3号炉補助ボイラー 薬液注入タンク (希ヒドラジン) ・3号炉補助ボイラー 薬液注入タンク (濃ヒドラジン)	ヒドラジン	0.5m ³ (2wt%)	③	【漏えい】 ・基準地震動によりタンク 及び配管が破損し、薬品が 流出する。 【ガス発生】 ・ヒドラジンガスが発生する恐 れがある。 【人体への影響】 ・接触により炎症を起こす。	【漏えい対応】 ○建屋タンク（1、2号炉補助ボイラー建屋又は3号炉補助ボイラー建屋内に設置） ・タンク周辺に堰を設置している。 ・また、基準地震動により、1、2号炉補助ボイラー建屋又は3号炉補助ボイラー建 屋、薬品タンク、配管及びタンクの堰の一部は破損、破損すると考えられるが、タ ンク容量が小さいことから、漏えいした薬品は建屋内又は建屋周辺に留まると 考えられるため、アークセルコートへの影響はない。 【薬品防護具】 ・一部の薬品が設置エリア外に漏えいすることを想定し、アークセルコート付近に存 在する何れの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保 管場所より各自持参する。 【ガス検知と吸気筒の装着】 ・これらの設備には希釈したヒドラジンを保管しているが、漏えいした場合、発 生したガスは大気へ拡散すること、およびヒドラジンの臭い（アンモニア類似 臭）のしきい値が3-4ppm ¹⁾ であり、防護判断基準値（10ppm）と比較して十分 低い段階で、漏えいを検知でき、急性中毒は発生しにくい。ことからガス検知 と吸気筒は必要ない。		0.15m ³ (10wt%)				
対象設備	内容物	容量 (備註)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価															
(3号炉補助ボイラー 建屋) ○建屋タンク ・3号炉補助ボイラー 薬液注入タンク (希ヒドラジン) ・3号炉補助ボイラー 薬液注入タンク (濃ヒドラジン)	ヒドラジン	0.5m ³ (2wt%)	③	【漏えい】 ・基準地震動によりタンク 及び配管が破損し、薬品が 流出する。 【ガス発生】 ・ヒドラジンガスが発生する恐 れがある。 【人体への影響】 ・接触により炎症を起こす。	【漏えい対応】 ○建屋タンク（1、2号炉補助ボイラー建屋又は3号炉補助ボイラー建屋内に設置） ・タンク周辺に堰を設置している。 ・また、基準地震動により、1、2号炉補助ボイラー建屋又は3号炉補助ボイラー建 屋、薬品タンク、配管及びタンクの堰の一部は破損、破損すると考えられるが、タ ンク容量が小さいことから、漏えいした薬品は建屋内又は建屋周辺に留まると 考えられるため、アークセルコートへの影響はない。 【薬品防護具】 ・一部の薬品が設置エリア外に漏えいすることを想定し、アークセルコート付近に存 在する何れの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保 管場所より各自持参する。 【ガス検知と吸気筒の装着】 ・これらの設備には希釈したヒドラジンを保管しているが、漏えいした場合、発 生したガスは大気へ拡散すること、およびヒドラジンの臭い（アンモニア類似 臭）のしきい値が3-4ppm ¹⁾ であり、防護判断基準値（10ppm）と比較して十分 低い段階で、漏えいを検知でき、急性中毒は発生しにくい。ことからガス検知 と吸気筒は必要ない。															
		0.15m ³ (10wt%)																		
		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する </div>																		

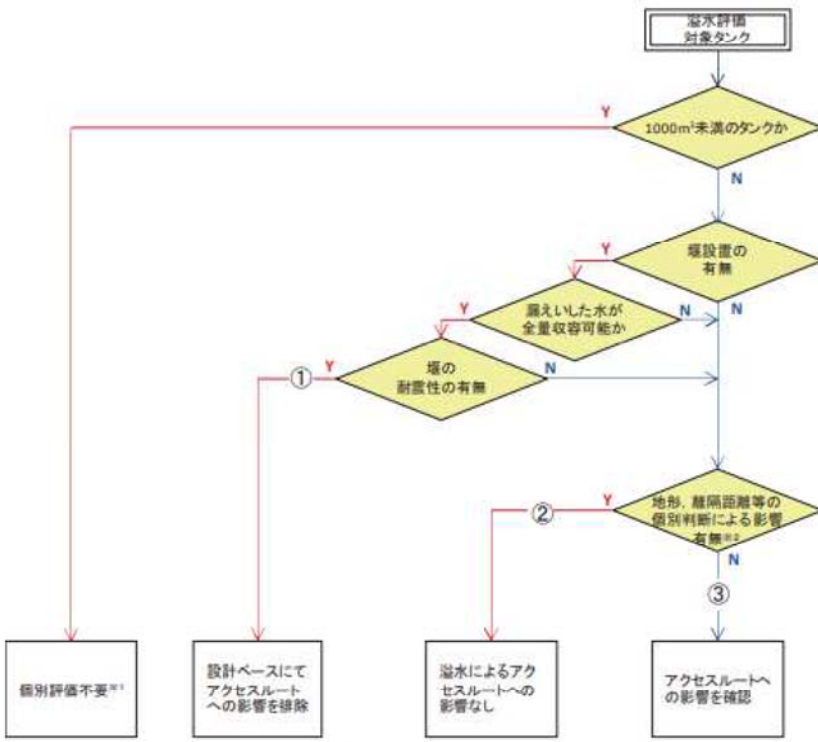
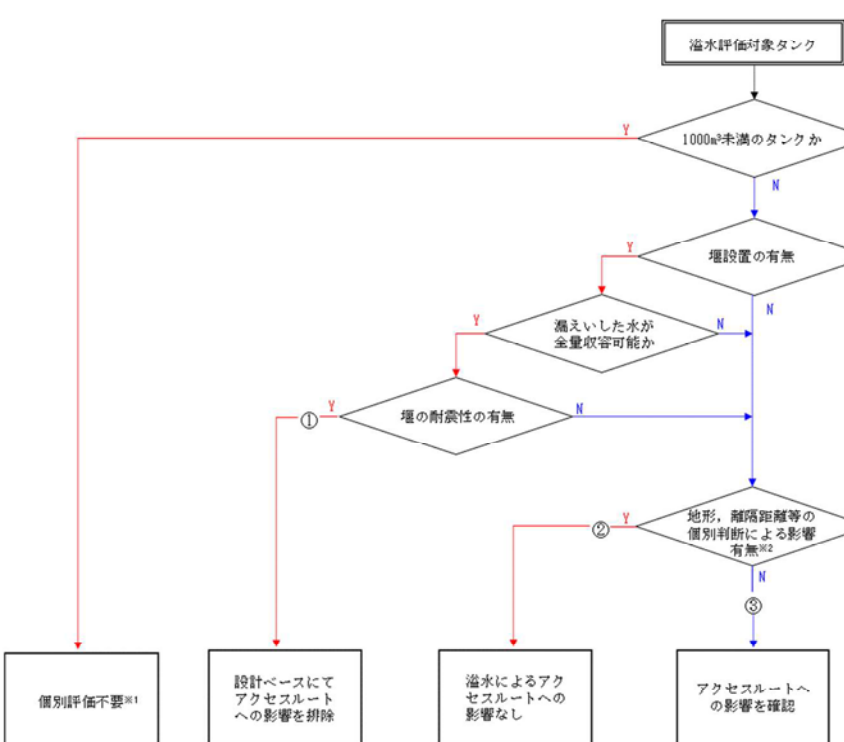
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>【薬品防護具の配備について】 薬品漏えいのおそれがある場合に備え、重大事故等対応要員に対して薬品防護具を配備する。 薬品防護具の内訳を、第6-7表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第6-7表 薬品防護具の内訳</p> <table border="1" data-bbox="118 430 905 556"> <tr> <th>配備箇所</th> <th>緊急時対策建屋（20セット※1）</th> </tr> <tr> <td>薬品防護具（セット品）</td> <td>防毒衣，全面マスク，薬品用ゴム長靴，薬品用ゴム手袋</td> </tr> </table> <p>※1：重大事故等対応要員用17セット+予備3セット</p>	配備箇所	緊急時対策建屋（20セット※1）	薬品防護具（セット品）	防毒衣，全面マスク，薬品用ゴム長靴，薬品用ゴム手袋	<p>d. アクセスに係る防護具等 重大事故等により放射線影響のおそれがある場合及び薬品漏えいが発生した場合を考慮しても対応作業が可能なよう、持ち運びやすいようセットして放射線防護具及び薬品防護具を配備する。 なお、作業現場に向かう際には、放射線防護具及び薬品防護具を携帯する。</p> <p>放射線影響のおそれがある場合及び薬品漏えいが発生していると考えられる場合には、炉心損傷の徴候等や薬品タンクの損壊及び漏えいの状況に応じて放射線防護具及び薬品防護具を着用し、対応操作現場に向かう手順としている。</p> <p>【配備箇所】 ○緊急時対策所（40セット） ○中央制御室（10セット）</p> <p>【セット品（放射線防護具及び薬品防護具）】 ○汚染防護服 ○全面マスク ○チャコール・フィルタ ○綿手袋 ○ゴム手袋 ○化学防護手袋 ○化学防護長靴 等</p> <div data-bbox="955 886 1736 1144" style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">放射線防護具，薬品防護具一式（1セット）</p>	<p>[薬品防護具の配備について] 薬品漏えいのおそれがある場合に備え、発電所災害対策要員に対して薬品防護具を配備する。 薬品防護具の内訳を、第6-7表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第6-7表 薬品防護具の内訳</p> <table border="1" data-bbox="1780 420 2597 619"> <tr> <th>配備箇所</th> <th>中央制御室（7セット※1） 災害対策要員執務室等（29セット※2） 緊急時対策所待機所（3セット※3）</th> </tr> <tr> <td>薬品防護具（セット品）</td> <td>化学防護服，化学防護手袋，化学防護長靴，防毒マスク， ガス吸取缶，防護メガネ</td> </tr> </table> <p>※1：運転員用6セット+予備1セット ※2：災害対策要員用24セット+予備5セット ※3：参集要員（給油）用2セット+予備1セット</p>	配備箇所	中央制御室（7セット※1） 災害対策要員執務室等（29セット※2） 緊急時対策所待機所（3セット※3）	薬品防護具（セット品）	化学防護服，化学防護手袋，化学防護長靴，防毒マスク， ガス吸取缶，防護メガネ	<p>【女川】記載表現の相違 【島根】記載方針の相違 ・泊の資料構成は女川をベースに島根の審査知見を取り入れている。</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・薬品漏えい時の薬品防護具の相違</p>
配備箇所	緊急時対策建屋（20セット※1）										
薬品防護具（セット品）	防毒衣，全面マスク，薬品用ゴム長靴，薬品用ゴム手袋										
配備箇所	中央制御室（7セット※1） 災害対策要員執務室等（29セット※2） 緊急時対策所待機所（3セット※3）										
薬品防護具（セット品）	化学防護服，化学防護手袋，化学防護長靴，防毒マスク， ガス吸取缶，防護メガネ										

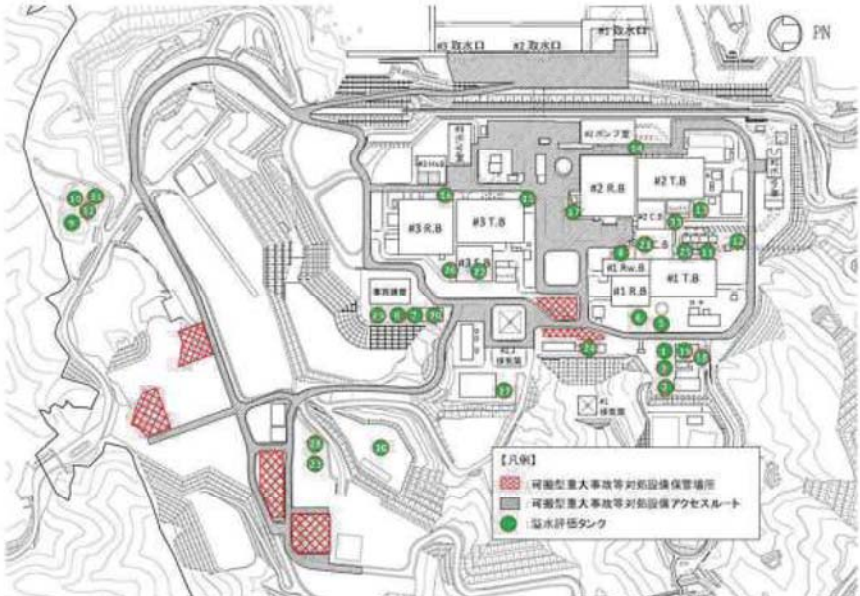
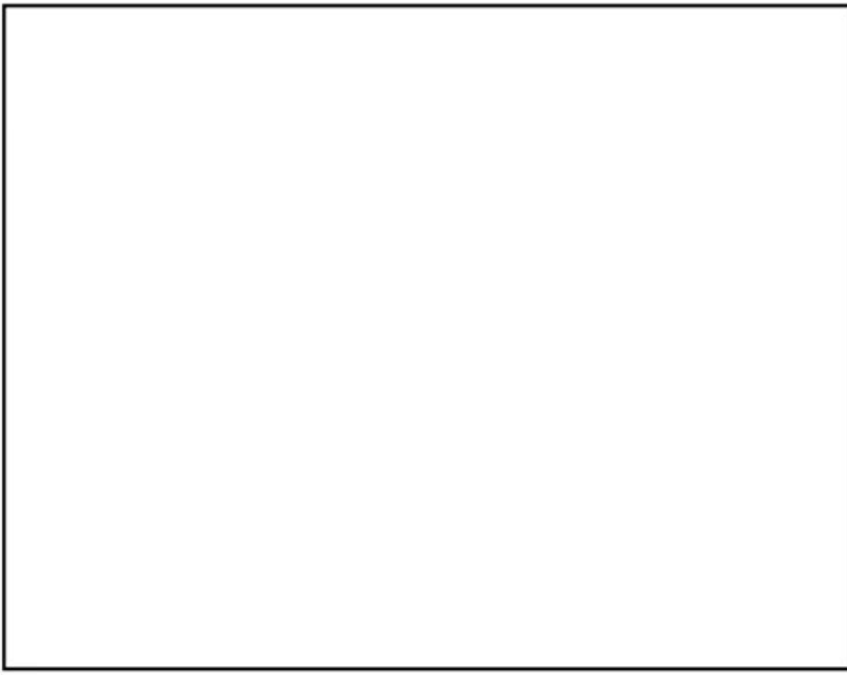
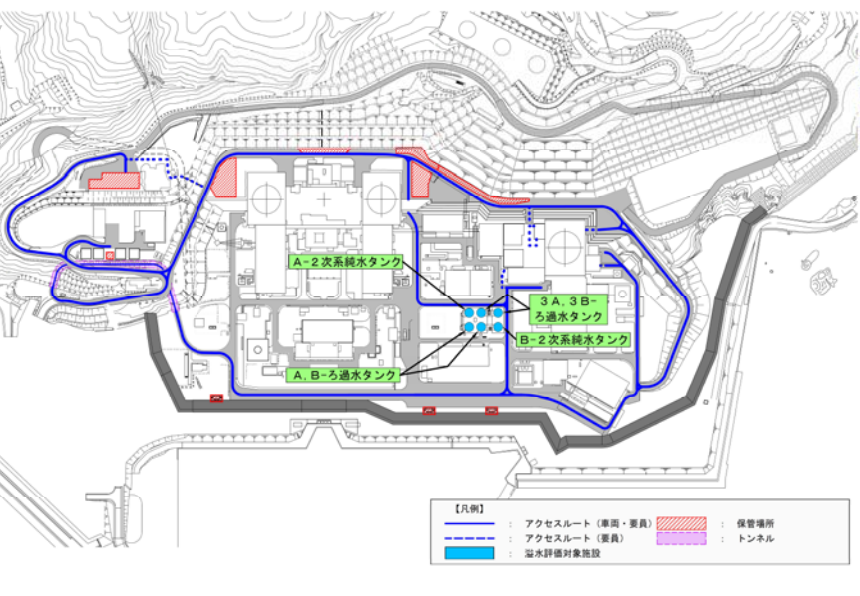
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>(b) 溢水評価タンクの損壊</p> <p>i. 評価方法</p> <p>溢水評価対象タンクの損壊によるアクセスルートへの影響評価フローを第6-7図に示す。</p> <p>また、地震起因による複数同時破損を想定した溢水量で敷地全体の浸水深についても評価する。評価の条件としては実際の運用容量は使用せず、タンク類の公称容量で評価を実施する。敷地内に広がった溢水は排水路からの流出や、地盤への浸透は考慮せず、タンクから漏れ出した溢水は敷地全体に均一に広がるものとする。さらに地形等の影響は考慮せず、すべての溢水源（屋外タンク類）容量が、建屋設置レベルであるO.P.+14.8mに流れ込んだものとして評価する。</p>  <p>第6-7図 溢水評価対象タンクの損壊による影響評価フロー</p>	<p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>e. タンクからの溢水</p> <p>(a) 評価方針</p> <p>敷地内のタンクからの溢水による影響について評価する。</p> <p>また、地震によりタンクに大開口が生じ短時間で大量の水が流出するようなことはないと考えられるが、タンクの損傷形態及び流出水の伝播に係る評価条件を保守的に設定した上で、アクセスルートへの影響を評価するために溢水伝播挙動評価を実施する。</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>(b) 溢水評価タンクの損壊</p> <p>i. 評価方法</p> <p>溢水評価対象タンクの損壊によるアクセスルートへの影響評価フローを第6-9図に示す。</p> <p>また、地震起因による複数同時破損を想定した溢水量で敷地全体の浸水深については、補足資料(3)に示す。評価の条件としては実際の運用容量は使用せず、タンク類の公称容量で評価を実施する。敷地内に広がった溢水は排水路からの流出や、地盤への浸透は考慮せず、タンクから漏れ出した溢水は敷地全体に均一に広がるものとする。さらに地形等の影響は考慮せず、すべての溢水源（屋外タンク類）容量が、建屋設置レベルであるT.P.+9.97mに流れ込んだものとして評価する。</p>  <p>第6-9図 溢水評価対象タンクの損壊による影響評価フロー</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊の資料構成は女川をベースに島根の審査知見を取り入れている。</p> <p>【女川】記載箇所の相違 ・泊は敷地浸水深評価については、補足資料(3)「溢水評価について」に同様の内容を整理している。</p>
---	--	--	---

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ii. 評価結果</p> <p>アクセスルート近傍にあり、溢水評価対象タンク（第6-8図）について評価を実施し、第6-8表に示すとおりアクセスルートに影響がないことを確認した。</p> <p>また、敷地浸水深評価に用いる溢水量について第6-9表に、敷地浸水深評価結果について第6-10表に示す。その結果、敷地浸水深は16cmであり、別紙(20)に示す可搬型設備（車両型）の走行可能水位より低いことから、可搬型設備の走行、アクセス性に支障はないことを確認した。</p>  <p>第6-8図 周辺タンクの溢水によるアクセスルートへの影響</p>	<p>(b) 評価結果</p> <p>敷地内の溢水源となる可能性のあるタンク等の配置を第4-8図に示す。</p> <p>溢水源となる可能性のあるタンク等について評価を実施した結果、第4-7表に示すとおりアクセスルートに影響がないことを確認した。</p> <p>また、屋外タンクからの溢水を考慮した場合においても、E L 8.5m エリアについては、周辺の空地が平坦かつ広大であり、E L 15m エリア以上では周辺の道路上及び排水設備を自然流下し比較的短時間で拡散するものと考えられるが、最大約100cmの浸水深となるルート上（第4-8図地点⑦）であっても敷地形状により管理事務所東側道路からE L 8.5m エリアへ向けて流下するため、10分後には徒歩*及び可搬型設備がアクセス可能な浸水深（別紙(8)参照）となること、可搬型設備接続口付近を含むその他の抽出地点においては常に徒歩及び可搬型設備がアクセス可能な浸水深であることから、事故対応のためのアクセスルート確保及び作業実施に影響はない。（別紙(33)参照）</p> <p>※：建物の浸水時における歩行可能な水深は、歩行困難水深、水圧でドアが開かなくなる水深等から30cm以下と設定しており、屋外においても同様の値とする。 「地下空間における浸水対策ガイドライン」（平成14年3月28日国土交通省公表）参照</p>  <p>第4-8図 発電所内の主な屋外タンク等の配置図</p> <p>本資料のうち、括弧内の内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	<p>ii. 評価結果</p> <p>アクセスルート近傍にあり、溢水評価対象タンク（第6-10図）について評価を実施し、第6-8表に示すとおりアクセスルートに影響がないことを確認した。</p> <div data-bbox="1780 451 2597 703" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>追而【他条文の審査状況の反映】 （敷地浸水深は、第9条「溢水による損傷の防止等」の審査状況を踏まえて反映するため）</p> </div>  <p>第6-10図 周辺タンクの溢水によるアクセスルートへの影響</p> <div data-bbox="1884 1858 2507 1921" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 【島根】記載方針の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・泊の資料構成は女川をベースに島根の審査知見を取り入れている。 【女川】記載内容の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・泊は敷地浸水深評価については補足資料【3】に同様の内容を記載 <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による図の内容の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉						島根原子力発電所2号炉						泊発電所3号炉						相違理由				
第6-8表 溢水評価対象タンクの損壊によるアクセスルートへの影響						第4-7表 溢水タンク漏えい時被害想定(1/2)						第6-8表 溢水評価対象タンクの損壊によるアクセスルートへの影響						【女川及び島根】 記載内容の相違 ・溢水による評価結果の相違				
図中 No.	対処設備	容量	評価フロー	被害想定	影響評価	対処設備	保有水量 [m ³]	溢水量 [m ³]	被害想定	対応内容	対処設備	容量	評価フロー	被害想定	影響評価							
4	再生純水タンク	1,000m ³	②	基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水	今後の運用によりタンク内を空とすることから、溢水によるアクセスルートへの影響はない。	①1号炉処理水受入タンク	2,000	0	なし	・タンクを空運用とすることとし、QMS文書に反映し管理することから溢水量を0m ³ とした。 ※：島根3号炉原子炉施設設置変更許可（平成17年4月26日付け平成15・12・18原第3号）を踏まえて設置した「3号炉非常用ディーゼル発電機軽油タンク」を、島根3号炉原子炉施設設置変更許可（平成30年8月10日付け平成30・8・10電安伊技第8号）において、「地上式淡水タンク」に変更した。	A-2次系純水タンク	1,600m ³	②	基準地震動による付属配管の破損による溢水	地震によりタンクに接続されるすべての配管の完全全周破断を想定した場合でも、周辺の空地が平坦かつ広大であり、比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はないと考える。							
5	No.1 SPT ^{※1}	2,000m ³				2	No.2 純水タンク	2,000m ³			②2号炉復水貯蔵タンク	2,000				0	なし	・標準地震動 Ss による地震力に対し、遮蔽壁のパウンダリ機能を保持し、溢水防護措置（扉の水密化、開口部への止水処置）を実施することから、アクセス性に影響はない。	B-2次系純水タンク	1,600m ³	②	基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。
6	No.2 SPT ^{※1}	1,000m ³				3	1, 2号ろ過水タンク	2,000m ³			③3号炉補助復水貯蔵タンク	2,000				0			なし	・標準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。		
1	No.1 純水タンク	1,000m ³	7	3号純水タンク	1,000m ³	④補助消火水槽(A), (B)	400	0	なし	・標準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。	3 B-ろ過水タンク	1,600m ³	②	基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。								
2	No.2 純水タンク	2,000m ³	8	3号ろ過水タンク	2,000m ³	⑤地上式淡水タンク(A), (B)*	1,120	0			なし	・標準地震動 Ss による地震力に対し、遮蔽壁のパウンダリ機能を保持し、溢水防護措置（扉の水密化、開口部への止水処置）を実施することから、アクセス性に影響はない。			A-ろ過水タンク	1,600m ³	②	基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。				
3	1, 2号ろ過水タンク	2,000m ³	9	No.1 原水タンク	4,000m ³	⑥2号炉復水貯蔵タンク	2,000	0							なし	・標準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。			B-ろ過水タンク	1,600m ³	②	基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。
7	3号純水タンク	1,000m ³	10	No.2 原水タンク	4,000m ³	⑦2号炉トラス水受入タンク	2,000	0	なし	・標準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。									②	基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。		
8	3号ろ過水タンク	2,000m ³				⑧重油タンク(3基)	2,700	0			なし	・標準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。					②	基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。				
9	No.1 原水タンク	4,000m ³				⑩1号炉復水貯蔵タンク	500	0					なし	・標準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。							②	基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。
10	No.2 原水タンク	4,000m ³				⑪3号炉復水貯蔵タンク	2,000	0	なし	・標準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。									②	基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。		
						⑫3号炉補助復水貯蔵タンク	2,000	0			なし	・標準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。					②	基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。				
						⑬非常用ろ過水タンク	2,500	0					なし	・標準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。							②	基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。
						⑭ガスタービン発電機用軽油タンク	560	0	なし	・標準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。									②	基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。		
						⑮3号ろ過水タンク	1,000	1,000			なし	・標準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。					②	基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。				
						⑯3号炉純水タンク	1,000	1,000					なし	・標準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。							②	基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。
						⑰消火用水タンク(A), (B)	2,400	2,400	なし	・標準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。									②	基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。		
						⑱変圧器消火水槽	306	306			なし	・標準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。					②	基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。				
						⑲純水タンク(A), (B)	1,200	1,200					なし	・標準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。							②	基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。
						⑳2号ろ過水タンク	3,000	3,000	なし	・標準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。									②	基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。		
						㉑1号ろ過水タンク	3,000	3,000			なし	・標準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。					②	基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。				

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

※1 SPT：サブプレッションプール水貯蔵タンク

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
	<p style="text-align: center;">第4-7表 溢水タンク漏えい時被害想定(2/2)</p> <table border="1" data-bbox="952 302 1748 1283"> <thead> <tr> <th>対処設備</th> <th>保有水量 [m³]</th> <th>溢水量 [m³]</th> <th>被害想定</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㊸輪谷貯水槽 (西1/西2)</td> <td>10,000</td> <td>0</td> <td>・なし</td> <td>・基準地震動S_sによる地震力に対し、耐震性を確保する。また、スロッシングによる溢水防止対策（密閉式貯水槽）を実施していることから、アクセス性に影響がない。</td> </tr> <tr> <td>㊸輪谷貯水槽 (東1/東2)</td> <td>10,000</td> <td>1,864</td> <td>・基準地震動S_sによるスロッシングでの溢水</td> <td>・スロッシングにより溢水した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>㊸管理事務所1号館東調整池</td> <td>1,520</td> <td>1,520</td> <td>・基準地震動S_sによる貯水槽の破損による溢水</td> <td>・地震により貯水槽又は付属配管が破損した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>㊸輪谷200t貯水槽</td> <td>200</td> <td>0</td> <td rowspan="4">・なし</td> <td rowspan="4">・当該設備は敷地を掘り込んだ構造となっており、水面が敷地高さより低いことから、アクセス性に影響はない。</td> </tr> <tr> <td>㊸中和沈殿槽</td> <td>5,400</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>㊸輪谷貯水槽(西1/西2)沈砂池</td> <td>260</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>㊸宇中貯水槽</td> <td>15,800</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>㊸輪谷貯水槽(東1/東2)沈砂池</td> <td>260</td> <td>260</td> <td>・基準地震動S_sによる貯水槽の破損による溢水</td> <td>・地震により貯水槽が破損した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。</td> </tr> </tbody> </table>	対処設備	保有水量 [m ³]	溢水量 [m ³]	被害想定	対応内容	㊸輪谷貯水槽 (西1/西2)	10,000	0	・なし	・基準地震動S _s による地震力に対し、耐震性を確保する。また、スロッシングによる溢水防止対策（密閉式貯水槽）を実施していることから、アクセス性に影響がない。	㊸輪谷貯水槽 (東1/東2)	10,000	1,864	・基準地震動S _s によるスロッシングでの溢水	・スロッシングにより溢水した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。	㊸管理事務所1号館東調整池	1,520	1,520	・基準地震動S _s による貯水槽の破損による溢水	・地震により貯水槽又は付属配管が破損した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。	㊸輪谷200t貯水槽	200	0	・なし	・当該設備は敷地を掘り込んだ構造となっており、水面が敷地高さより低いことから、アクセス性に影響はない。	㊸中和沈殿槽	5,400	0	㊸輪谷貯水槽(西1/西2)沈砂池	260	0	㊸宇中貯水槽	15,800	0	㊸輪谷貯水槽(東1/東2)沈砂池	260	260	・基準地震動S _s による貯水槽の破損による溢水	・地震により貯水槽が破損した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。		<p>【島根】記載内容の相違 ・溢水による評価結果の相違</p>
対処設備	保有水量 [m ³]	溢水量 [m ³]	被害想定	対応内容																																						
㊸輪谷貯水槽 (西1/西2)	10,000	0	・なし	・基準地震動S _s による地震力に対し、耐震性を確保する。また、スロッシングによる溢水防止対策（密閉式貯水槽）を実施していることから、アクセス性に影響がない。																																						
㊸輪谷貯水槽 (東1/東2)	10,000	1,864	・基準地震動S _s によるスロッシングでの溢水	・スロッシングにより溢水した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。																																						
㊸管理事務所1号館東調整池	1,520	1,520	・基準地震動S _s による貯水槽の破損による溢水	・地震により貯水槽又は付属配管が破損した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。																																						
㊸輪谷200t貯水槽	200	0	・なし	・当該設備は敷地を掘り込んだ構造となっており、水面が敷地高さより低いことから、アクセス性に影響はない。																																						
㊸中和沈殿槽	5,400	0																																								
㊸輪谷貯水槽(西1/西2)沈砂池	260	0																																								
㊸宇中貯水槽	15,800	0																																								
㊸輪谷貯水槽(東1/東2)沈砂池	260	260	・基準地震動S _s による貯水槽の破損による溢水	・地震により貯水槽が破損した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉						島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																								
<p>第6-9表 溢水影響評価の対象となる屋外タンク</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>図中 No.</th> <th>タンク名称</th> <th>基数</th> <th>設置高さ(m)</th> <th>容量(m³)</th> <th>評価に用いる容量(m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>No.1 純水タンク</td><td>1</td><td>O.P. +15.1</td><td>1,000</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>No.2 純水タンク</td><td>1</td><td>O.P. +15.4</td><td>2,000</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>1, 2号ろ過水タンク</td><td>1</td><td>O.P. +15.1</td><td>2,000</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>再生純水タンク</td><td>1</td><td>O.P. +15.1</td><td>1,000</td><td>0 ※1</td></tr> <tr><td>5</td><td>No.1 SPT^{※2}</td><td>1</td><td>O.P. +15.3</td><td>2,000</td><td>0 ※1</td></tr> <tr><td>6</td><td>No.2 SPT^{※2}</td><td>1</td><td>O.P. +15.3</td><td>1,000</td><td>0 ※1</td></tr> <tr><td>7</td><td>3号純水タンク</td><td>1</td><td>O.P. +15.1</td><td>1,000</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>8</td><td>3号ろ過水タンク</td><td>1</td><td>O.P. +15.1</td><td>2,000</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>9,10</td><td>原水タンク</td><td>2</td><td>O.P. +70.04</td><td>4,000</td><td>8,000</td></tr> <tr><td>11-1</td><td>1号復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽</td><td>1</td><td>O.P. +16.1</td><td>5.4</td><td>5.4</td></tr> <tr><td>11-2</td><td>1号復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽</td><td>1</td><td>O.P. +16.2</td><td>20</td><td>20</td></tr> <tr><td>12</td><td>1号差圧調合槽</td><td>1</td><td>O.P. +15.0</td><td>2.2</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>13-1</td><td>2号復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽</td><td>1</td><td>O.P. +16.0</td><td>32</td><td>0 ※1</td></tr> <tr><td>13-2</td><td>2号復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽</td><td>1</td><td>O.P. +16.6</td><td>7.5</td><td>0 ※1</td></tr> <tr><td>13-3</td><td>2号硫酸計量槽</td><td>1</td><td>O.P. +15.8</td><td>0.3</td><td>0 ※1</td></tr> <tr><td>14</td><td>2号バック入り差圧調合装置</td><td>1</td><td>O.P. +15.4</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>15</td><td>3号各種薬液貯蔵及び移送系硫酸貯槽</td><td>1</td><td>O.P. +16.0</td><td>2.2</td><td>0 ※1</td></tr> <tr><td>16</td><td>3号各種薬液貯蔵及び移送系苛性ソーダ貯槽</td><td>1</td><td>O.P. +16.0</td><td>10.5</td><td>0 ※1</td></tr> <tr><td>17</td><td>3号差圧調合槽</td><td>1</td><td>O.P. +15.3</td><td>0.1</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>18-1</td><td>PAC貯槽</td><td>1</td><td>O.P. +15.3</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>18-2</td><td>硫酸貯槽</td><td>1</td><td>O.P. +17.3</td><td>3.9</td><td>3.9</td></tr> <tr><td>18-3</td><td>苛性ソーダ貯槽</td><td>1</td><td>O.P. +15.7</td><td>7</td><td>7</td></tr> <tr><td>18-4</td><td>H塔再生用硫酸貯留槽</td><td>1</td><td>O.P. +16.8</td><td>0.3</td><td>0.3</td></tr> <tr><td>19</td><td>1, 2号給排水処理建屋</td><td>1</td><td>O.P. +14.8</td><td>375.21</td><td>375.21</td></tr> <tr><td>20</td><td>3号給排水処理建屋</td><td>1</td><td>O.P. +14.8</td><td>404.88</td><td>404.88</td></tr> <tr><td>21-1</td><td>高置水槽（給湯系統）</td><td>1</td><td>O.P. +33.3</td><td>6</td><td>6</td></tr> <tr><td>21-2</td><td>高置水槽（給水系統）</td><td>1</td><td>O.P. +33.3</td><td>8</td><td>8</td></tr> </tbody> </table>						図中 No.	タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m ³)	評価に用いる容量(m ³)	1	No.1 純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	1,000	2	No.2 純水タンク	1	O.P. +15.4	2,000	2,000	3	1, 2号ろ過水タンク	1	O.P. +15.1	2,000	2,000	4	再生純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	0 ※1	5	No.1 SPT ^{※2}	1	O.P. +15.3	2,000	0 ※1	6	No.2 SPT ^{※2}	1	O.P. +15.3	1,000	0 ※1	7	3号純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	1,000	8	3号ろ過水タンク	1	O.P. +15.1	2,000	2,000	9,10	原水タンク	2	O.P. +70.04	4,000	8,000	11-1	1号復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽	1	O.P. +16.1	5.4	5.4	11-2	1号復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +16.2	20	20	12	1号差圧調合槽	1	O.P. +15.0	2.2	2.2	13-1	2号復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +16.0	32	0 ※1	13-2	2号復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽	1	O.P. +16.6	7.5	0 ※1	13-3	2号硫酸計量槽	1	O.P. +15.8	0.3	0 ※1	14	2号バック入り差圧調合装置	1	O.P. +15.4	1	1	15	3号各種薬液貯蔵及び移送系硫酸貯槽	1	O.P. +16.0	2.2	0 ※1	16	3号各種薬液貯蔵及び移送系苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +16.0	10.5	0 ※1	17	3号差圧調合槽	1	O.P. +15.3	0.1	0.1	18-1	PAC貯槽	1	O.P. +15.3	2	2	18-2	硫酸貯槽	1	O.P. +17.3	3.9	3.9	18-3	苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +15.7	7	7	18-4	H塔再生用硫酸貯留槽	1	O.P. +16.8	0.3	0.3	19	1, 2号給排水処理建屋	1	O.P. +14.8	375.21	375.21	20	3号給排水処理建屋	1	O.P. +14.8	404.88	404.88	21-1	高置水槽（給湯系統）	1	O.P. +33.3	6	6	21-2	高置水槽（給水系統）	1	O.P. +33.3	8	8			<p>【女川】記載箇所の相違 ・泊は補足資料(3)に同様の内容を記載</p>
図中 No.	タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m ³)	評価に用いる容量(m ³)																																																																																																																																																																											
1	No.1 純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	1,000																																																																																																																																																																											
2	No.2 純水タンク	1	O.P. +15.4	2,000	2,000																																																																																																																																																																											
3	1, 2号ろ過水タンク	1	O.P. +15.1	2,000	2,000																																																																																																																																																																											
4	再生純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	0 ※1																																																																																																																																																																											
5	No.1 SPT ^{※2}	1	O.P. +15.3	2,000	0 ※1																																																																																																																																																																											
6	No.2 SPT ^{※2}	1	O.P. +15.3	1,000	0 ※1																																																																																																																																																																											
7	3号純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	1,000																																																																																																																																																																											
8	3号ろ過水タンク	1	O.P. +15.1	2,000	2,000																																																																																																																																																																											
9,10	原水タンク	2	O.P. +70.04	4,000	8,000																																																																																																																																																																											
11-1	1号復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽	1	O.P. +16.1	5.4	5.4																																																																																																																																																																											
11-2	1号復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +16.2	20	20																																																																																																																																																																											
12	1号差圧調合槽	1	O.P. +15.0	2.2	2.2																																																																																																																																																																											
13-1	2号復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +16.0	32	0 ※1																																																																																																																																																																											
13-2	2号復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽	1	O.P. +16.6	7.5	0 ※1																																																																																																																																																																											
13-3	2号硫酸計量槽	1	O.P. +15.8	0.3	0 ※1																																																																																																																																																																											
14	2号バック入り差圧調合装置	1	O.P. +15.4	1	1																																																																																																																																																																											
15	3号各種薬液貯蔵及び移送系硫酸貯槽	1	O.P. +16.0	2.2	0 ※1																																																																																																																																																																											
16	3号各種薬液貯蔵及び移送系苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +16.0	10.5	0 ※1																																																																																																																																																																											
17	3号差圧調合槽	1	O.P. +15.3	0.1	0.1																																																																																																																																																																											
18-1	PAC貯槽	1	O.P. +15.3	2	2																																																																																																																																																																											
18-2	硫酸貯槽	1	O.P. +17.3	3.9	3.9																																																																																																																																																																											
18-3	苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +15.7	7	7																																																																																																																																																																											
18-4	H塔再生用硫酸貯留槽	1	O.P. +16.8	0.3	0.3																																																																																																																																																																											
19	1, 2号給排水処理建屋	1	O.P. +14.8	375.21	375.21																																																																																																																																																																											
20	3号給排水処理建屋	1	O.P. +14.8	404.88	404.88																																																																																																																																																																											
21-1	高置水槽（給湯系統）	1	O.P. +33.3	6	6																																																																																																																																																																											
21-2	高置水槽（給水系統）	1	O.P. +33.3	8	8																																																																																																																																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉						島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
図中 No.	タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m³)	評価に用いる 容量(m³)			【女川】記載箇所の相違 ・泊は補足資料(3)に同様の内容を記載 【女川】記載箇所の相違 ・泊は補足資料(3)に同様の内容を記載	
22-1	No.1 高架水槽	1	O.P. +34.7	8	8				
22-2	No.2 高架水槽	1	O.P. +34.7	8	8				
23-1	上水高架水槽	1	-	9.2	9.2				
23-2	雑用水高架水槽	1	-	13.7	13.7				
24-1	高架水槽(飲料用)	1	O.P. +34.8	1.2	1.2				
24-2	高架水槽(雑用)	1	O.P. +34.8	2.0	2.0				
24-3	氷蓄熱槽(PAI-1)	1	O.P. +19.68	1.01	1.01				
24-4	氷蓄熱槽(PAI-3)	1	O.P. +19.68	1.49	1.49				
24-5	氷蓄熱槽(PAI-4)	1	O.P. +19.68	1.49	1.49				
24-6	高架水槽(飲料水)	1	O.P. +36.55	1.5	1.5				
24-7	高架水槽(雑用水)	1	O.P. +36.55	2.2	2.2				
24-8	氷蓄熱槽(PAI-1)	1	O.P. +19.68	1.49	1.49				
24-9	氷蓄熱槽(PAI-2)	1	O.P. +19.68	1.49	1.49				
24-10	氷蓄熱槽(PAI-3)	1	O.P. +19.68	1.49	1.49				
25	主復水器用電解鉄イオン 注入装置電解槽	2	O.P. +15.613	3.4	6.8				
26	氷蓄熱槽(PAI-1)	1	O.P. +14.95	1.49	1.49				
27	受水槽	1	O.P. +15.3	6	6				
28-1	上水受水槽	1	O.P. +62.9	37	37				
28-2	雑用水受水槽	1	O.P. +62.9	55	55				
28-3	受水槽	1	O.P. +62.9	0.5	0.5				
29	燃料小出槽	1	O.P. +58.592	0.95	0.95				
30	給水タンク	1	-	2	2				
31	配水池	1	O.P. +69.7	300	300				
32-1	ろ過タンク(浄水)	1	O.P. +69.7	6	6				
32-2	ろ過タンク(浄水)	1	O.P. +69.7	4	4				
33	消火水タンク	1	O.P. +14.8	230	230				
				合計容量(m³)	17,540				
※1 評価に用いる容量は、発電所の所則類に反映し、運用容量を超過しないように管理する。									
※2 SPT：サブプレッションプール水貯蔵タンク									
第6-10表 屋外タンクによる溢水影響評価結果									
溢水量 (m³)		敷地面積 (m²)		敷地浸水深 (m)					
17,540		115,000		0.16					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 周辺斜面の崩壊に対する影響評価</p> <p>③周辺斜面の崩壊</p> <p>アクセスルートに係る発電所構内の斜面を抽出の上、評価を実施する。評価対象斜面の選定根拠及び評価方法の詳細については別紙(14)に、地下水位の設定については別紙(37)に示す。</p> <p>(a) 評価対象</p> <p>アクセスルート及び評価対象とする周辺斜面の位置は、第6-9図のとおり。斜面A、B、C、F、Gについて、すべり方向を考慮するとともに、斜面高さ、勾配ともに最大となる断面を斜面ごとに1断面選定した。斜面D及び斜面Eについては、斜面崩壊による影響範囲を考慮する。</p> <p>なお、防潮堤盛土堤防部と鋼管式鉛直壁部の海側については、防潮堤の一部として基準地震動 Ss に対する安全性を確保することから、評価対象斜面としては抽出しない。</p>  <p>第6-9図 評価対象とするアクセスルート周辺斜面</p>	<p>③周辺斜面の崩壊、④道路面のすべり</p>	<p>c. 周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価</p> <p>③周辺斜面の崩壊、④敷地下斜面のすべり</p>	<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ③周辺斜面の崩壊及び④敷地下斜面のすべりに対する影響評価については、保管場所及びアクセスルートと斜面との位置関係が島根と類似していることから、資料構成及び記載内容は島根を参照する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

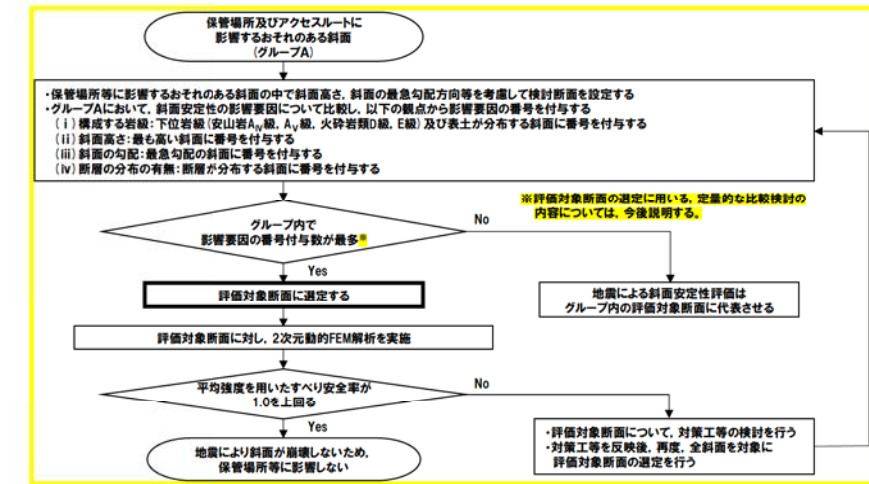
女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 斜面の安定性評価手法</p> <p>アクセスルート周辺斜面の安定性は、当該斜面がアクセスルートと保管場所の周辺斜面を兼ねる場合（斜面A, B, F）は、基準地震動 S_s に基づく二次元有限要素法解析を、アクセスルートのみの周辺斜面である場合（斜面C, G）は基準地震動 S_s に基づく静的震度を用いた分割法による安定性評価を行い、算定されるすべり安全率が1.0を上回っていることを確認する。</p> <p>なお、静的震度を用いた分割法による安定解析の妥当性は別紙(14)に示すが、すべり安全率の裕度が小さい場合（すべり安全率1.5未満を目安）は、より精緻な二次元有限要素法解析による評価も実施する。</p> <p>解析に用いる地質断面図は、発電所建設時及び以降の地質調査の結果に基づき作成する。</p>	<p>a. 評価方法</p> <p>アクセスルートの周辺斜面について、基準地震動 S_s によるすべり安定性評価を実施する。なお、評価に当たっては、保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面がアクセスルート周辺斜面を兼ねることから、アクセスルート周辺斜面において検討する。</p> <p>【周辺斜面のすべり安定性評価】</p> <p>周辺斜面のすべり安定性評価フローを第4-9図に示す。保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼすおそれのある斜面を第4-10図に示す。これらの斜面を対象に、斜面法尻標高毎及び種類毎に4つのグループに分類し、グループ毎に影響要因（①構成する岩級、②斜面高さ、③斜面の勾配、④シームの分布の有無、⑤盛土厚）の観点から比較を行い、影響要因の番号付与及び簡便法により定量的に比較検討を実施し、評価対象斜面を選定した（第4-11図及び第4-8表）。</p> <p>選定した評価対象斜面を対象に、基準地震動 S_s に対する地震応答解析を二次元動的有限要素法により行う。</p> <p>なお、解析手法、解析コード等は「島根原子力発電所2号炉耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について」と同様に行う。</p> <p>対策工を実施した斜面のうち切取を行った斜面については、切取後の斜面で基準地震動 S_s に対する地震応答解析を実施し、地震時の斜面の安定性評価を実施した。また、地震による斜面崩壊の防止措置を講ずるための敷地内土木構造物である抑止杭を設置した斜面については、抑止杭の耐震評価及び抑止杭を反映した地震時の斜面の安定性評価を実施した。（詳細は、別紙(31)を参照）</p>	<p>アクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面について、基準地震動によるすべり安定性評価を実施する。なお、評価に当たっては、保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面がアクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面を兼ねることから、アクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面において検討する。</p> <p>また、51m 倉庫車庫エリアからのアクセスルートについては、ルートが通行不能となった場合に迂回することができないことから、被害の不確定性を考慮し、周辺斜面及び敷地下斜面については崩壊を想定する。崩壊を想定した場合においても、必要な道路幅（3.5m）が確保可能か評価する。</p> <p>【周辺斜面及び敷地下斜面のすべり安定性評価】</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>周辺斜面のすべり安定性評価フローを第6-11図に示す。保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼすおそれのある斜面を第6-12図に示す。これらの斜面を対象に、地盤の種類毎に、岩盤斜面であるグループA及び盛土斜面であるグループBの2つのグループに分類した。</p> <p>グループAについては、保管場所及びアクセスルートとの位置関係、地質・地質構造、斜面高さ、斜面の最急勾配方向等を考慮し、検討断面を設定する。</p> <p>検討断面において、影響要因（(i)構成する岩級、(ii)斜面高さ、(iii)斜面の勾配、(iv)断層の分布の有無）の観点に加え、定量的な評価も含めた比較検討を実施し、評価対象断面を選定する。</p> <p>グループBについては、盛土斜面が1箇所であることから、当該箇所において、斜面高さが最も高く、斜面のすべり方向が最急勾配方向となる断面を評価対象断面として設定する。（第6-13図及び第6-9表）</p> <p>評価対象断面について、基準地震動に対する地震応答解析を二次元動的有限要素法により行う。（詳細は、別紙(13)を参照）</p> <div data-bbox="1774 1417 2588 1617" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 （解析手法等については、「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の審査結果を反映するため）</p> </div> <div data-bbox="1786 1654 2576 1738" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>	<p>相違理由</p> <p>【島根】 記載方針の相違 ・泊は、敷地下斜面の扱いを明記。</p> <p>【女川及び島根】 設計方針の相違 ・泊は、迂回できないルートについて、周辺斜面及び敷地下斜面の崩壊を想定した評価を実施。</p> <p>【島根】 記載方針の相違 ・保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面の分布による相違。</p> <p>【島根】 記載方針の相違 ・泊は、対策工（抑止杭）を実施していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>島根原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p>
	<p>【抑止杭の基本設計方針】</p> <p>設置許可段階においては、先行炉及び一般産業施設における適用事例を調査するとともに、代表断面における抑止杭の耐震評価及び斜面の安定性評価を実施することで、構造が成立する見通しを確認する。</p> <p>詳細設計段階においては、以下のとおり設計の妥当性に係る検討を行い、評価基準値を下回る場合には、抑止杭を追加配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶抑止杭の平面配置の妥当性確認 ▶杭間の岩盤の中抜けを想定した解析的検討 ▶杭前面における岩盤の肌分かれを想定したすべり安定性評価 <p>なお、詳細設計段階においては、基本設計の妥当性に係る種々の検討を行うとともに、検討に際しては余裕を持った設計となるよう留意する。</p>	<p>第6-11図 保管場所等の評価対象断面のすべりに対する安定性評価のフロー</p>	<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、対策工（抑止杭）を実施していない。

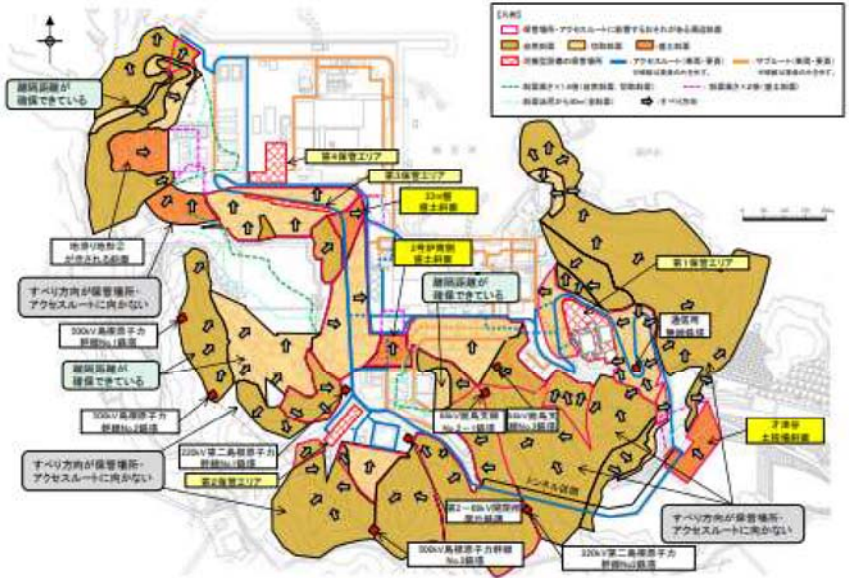
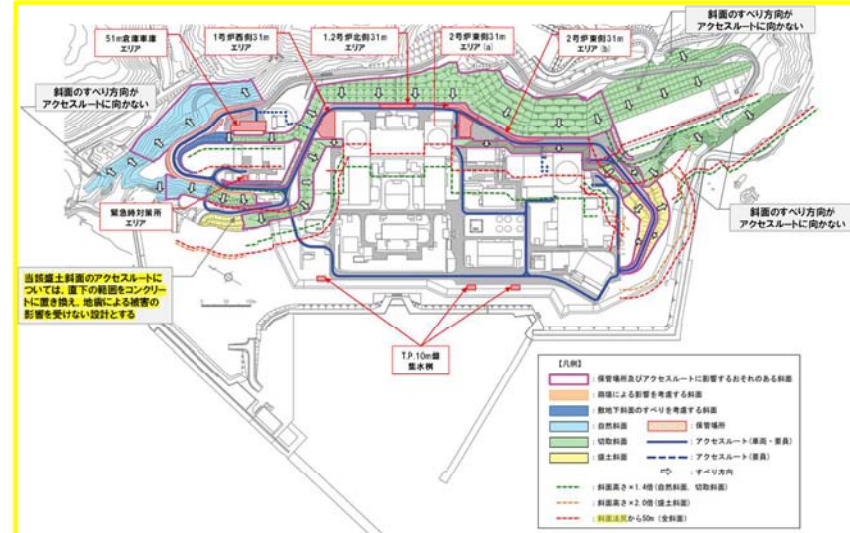
第4-9図 保管場所等の評価対象斜面のすべりに対する安定性評価のフロー



第6-11図 保管場所等の評価対象断面のすべりに対する安定性評価のフロー

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第4-10図 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼすおそれのある斜面</p>	 <p>第6-12図 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼすおそれのある斜面</p>	